

平成 3 0 年度

国の予算編成に対する要請書

平成 2 9 年 6 月

川 崎 市

川崎市政の推進につきましては、日ごろから格別の御高配をいただき厚く御礼申し上げます。

大正13年に人口5万人で誕生した川崎市は、平成29年4月に人口が150万人を超え、現在も伸び続けているとともに、生産年齢人口の割合が約70%を占める若い世代が支える都市です。

また、市内へ研究開発機関が次々に立地し、その数が約400に及ぶなど、近年、川崎の「成長力」が高まってきております。

こうした川崎をさらに、一歩先へ、もっと先へ進めるため、平成28年3月に策定した「川崎市総合計画」に基づき、「安心のふるさとづくり」と「力強い産業都市づくり」を基本とした「成長と成熟の調和による持続可能な最幸（さいこう）のまち かわさき」の実現をめざした取組を推進しているところです。

今後、少子高齢化と人口減少が急速に進んでいく中、自治体の歳入が大幅に増加することが見込めない一方で、多様化・増大化していく市民ニーズにきめ細かく対応するためには、地域経営の視点を持って効果的かつ効率的なサービスの提供に努めていくことが必要です。

このためには、国と地方の役割分担を明確にした上で、地方が担うべき分野については国の関与を廃すとともに、財政面においても自立できるよう税源移譲を進めることが不可欠です。

こうした真の分権型社会の実現に向けて、国の制度改善を要請する事項や、本市の事務事業の推進にあたり適切な財政措置が必要な事項を中心として取りまとめました。

つきましては、平成30年度国家予算編成において、本市の要請事項について、特段の御配慮をお願いいたします。

平成29年6月

川崎市長 **福田紀彦**

目 次

重 点 要 請 事 項

○ 安 心 の ふ る さ と づ く り

地方税財源の充実確保について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
ふるさと納税に係る財政措置について【新規要請項目】・・・・・・・・	4
障害者制度改革に係る財政措置等について・・・・・・・・	6
「介護サービス制度」の改善について・・・・・・・・	8
セーフティネットの更なる充実等について・・・・・・・・	10
保育所待機児童の解消に向けた取組の更なる推進と保育の質の確保に向けた 支援及び子どもの医療費の助成の在り方の検討について・・・	12
安全・安心で良好な教育環境の充実について・・・・・・・・	14

○ 力 強 い 産 業 都 市 づ く り

殿町国際戦略拠点（KING SKYFRONT）における 特区的取組推進とイノベーション創出について・・・	16
“水素社会”の実現に向けた川崎水素戦略の着実な推進について・・・・・・・・	18
羽田連絡道路をはじめとする 臨海部地域の交通ネットワーク基盤の整備・充実について・・・	20

要 請 事 項

○ 安 心 の ふ る さ と づ く り

本庁舎等建替事業に係る財政措置について【新規要請項目】	24
東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた取組の推進について	26
「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」推進のための措置について	28
小児救急医療体制等の拡充について	30
成人ぜん息患者医療費助成事業について	32
予防接種事業の抜本的改革について	34
住宅・建築物等の総合的な耐震対策等による 安全・安心に暮らせるまちづくりの推進について	36
消防施設及び緊急消防援助隊の整備について	38
石油コンビナート地域の強靱化について	40
五反田川放水路整備の推進について	42
河川管理施設の老朽化等対策の推進について	44
高規格堤防の今後の整備区間における着実な整備の推進について	46
エネルギーに関する取組の推進について	48
微小粒子状物質（PM2.5）削減の取組について	50
廃棄物処理施設整備事業の推進について	52
緑地保全事業について	54
公園等整備事業について	56
等々力緑地再編整備の推進について	58
水道施設更新・耐震化の推進について	60
下水道整備事業の推進について	62
放射性物質が検出された下水汚泥焼却灰の取扱いについて	64
中小企業の人材確保支援及び若者の職業的自立支援の推進について	66
消費者行政体制の強化継続について【新規要請項目】	68
県費負担教職員の給与負担等の移譲後における財政措置について	70

○ 力 強 い 産 業 都 市 づ く り

道路施設の計画的な老朽化・地震対策の推進について	72
幹線道路の整備推進について	74
中央新幹線計画に伴う幹線道路整備について	76
京浜急行大師線連続立体交差事業について	78
JR南武線連続立体交差事業について	80
川崎縦貫道路の整備推進について	82
首都高速道路等の料金施策に係る措置について	84
広域鉄道ネットワークの機能強化について	86
川崎駅周辺地区の整備推進について	88
小杉駅周辺地区の整備推進について	90
登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区の整備推進について	92
「新川崎・創造のもり」地区でのオープンイノベーション推進による 研究開発力の更なる強化について	94
川崎港の機能拡充について	96

※【新規要請項目】とは、今年度要請にて新規に項目立てをしたもの

重 点 要 請 事 項

地方税財源の充実確保について

【内閣府・総務省】

■ 要請事項

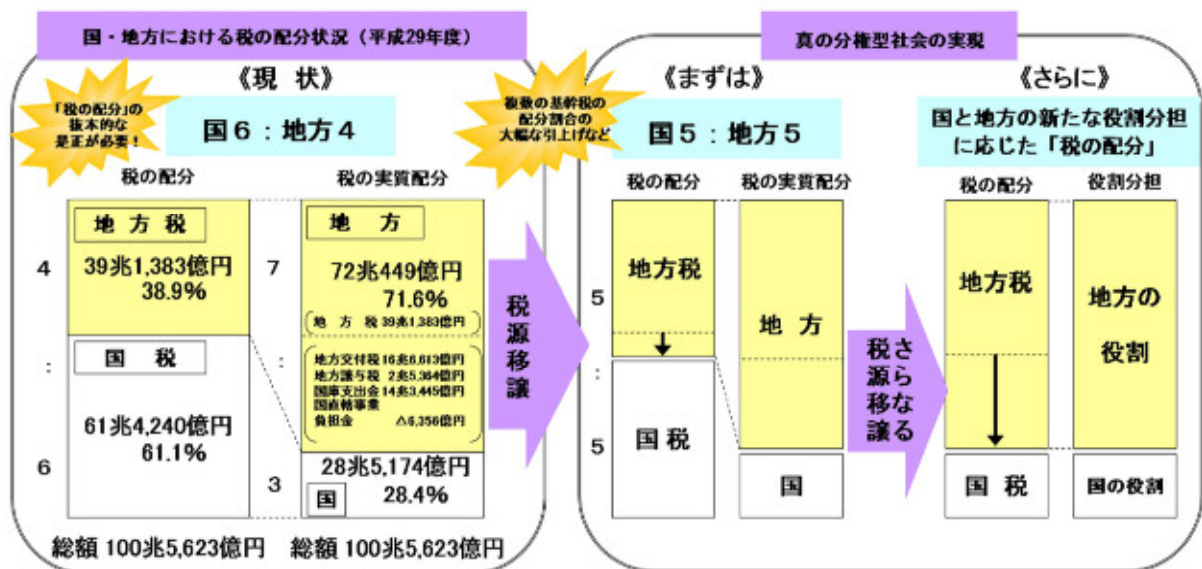
- 1 現行6：4となっている国と地方の「税の配分」を、まずは5：5となるようにすること。さらに、地方税の配分割合を高めることにより、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」とすること。
- 2 大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に対応するため、国・道府県から指定都市への税源移譲を行うこと。
- 3 国庫補助負担金は、国が担うべき分野については必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。
- 4 まち・ひと・しごと創生に係る地方創生推進交付金等は、地方が地域の特性を踏まえ、自主性・独自性を最大限に発揮して活用できるよう、より自由度の高い制度とすること。

■ 要請の背景

- 真の分権型社会の実現に向けた改革では、国と地方が分担すべき役割を明確にし、地方の自主性及び自立性を高めるとともに、新たな役割分担に即した国と地方の税源配分への見直しなどを、国と地方が対等な立場で十分な議論を行いながら進めることが重要です。
- 指定都市は、圏域の中核都市としての役割や人口の集中・産業の集積に伴う大都市特有の財政需要を抱えています。加えて、指定都市には事務配分の特例により道府県の事務・権限が移譲されておりますが、地方税制は事務・権限等に関わりなく画一的であるため、必要な財源について、税制上の措置が不十分となっています。このため、指定都市が大都市特有の財政需要や事務配分の特例に対応した財政運営を行えるよう、個人・法人所得課税及び消費・流通課税に係る国・道府県からの税源移譲により大都市税源の充実強化を図るべきです。

- 国庫補助負担金については、地方への税源移譲を中心とした抜本的改革を進めるべきです。
それが実現するまでの間は、地方が必要とする総額を確保するとともに、事業規模や用途に関する要件の緩和、予算の流用への弾力的対応、事務手続きの簡素化等を図るべきです。
- 地方版総合戦略を推進するために地域再生計画を策定し取り組む事業については、交付金の対象となるよう必要額を確保するとともに、地方の意見を聞き、より自由度の高い活用しやすい制度とすべきです。

国・地方間の税源配分の是正



注 地方法人税の拡大の影響により、今後、市町村と国との税の配分格差がさらに拡大する。

大都市の事務配分の特例に伴う税制上の措置不足額（平成29年度予算に基づく概算）

道府県に代わって負担している経費
（特例経費一般財源等所要額）

193億円

地方自治法に基づくもの
土木出張所
定時制高校人件費
国・道府県道の管理等

同左税制上の措置

147億円

46億円
（税制上の措置済額）

税制上の
措置不足額

注 道府県費教職員の給与負担に係る経費を除く。

これに加え、道府県から指定都市への事務移譲・権限移譲に伴い、所要額について税制上の措置が必要！！

この要請文の担当課／総務企画局都市政策部企画調整課 TEL 044-200-2164
 財政局財政部課 TEL 044-200-2188
 財政局財政部資金課 TEL 044-200-2183

ふるさと納税に係る財政措置について

【総務省】

■ 要請事項

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が適用される場合は、本来国が負担すべき所得税に係る控除分まで個人住民税から控除される制度となっていることから、当該減収分について財政措置をすること。

■ 要請の背景

- ふるさと納税制度は、納税の大切さ、ふるさとの大切さの再認識、自治意識の進化に役立つという意義から、都道府県及び市区町村に対する寄附について、所得税及び個人住民税から控除される制度として、平成20年度税制改正によって導入されました。
- 平成27年度税制改正において、特例控除額の上限が所得割の10%から20%に引き上げられるとともに、控除申請の簡素化の仕組みである「ふるさと納税ワンストップ特例」制度が創設されました。この特例が適用される場合には、本来、国税である所得税から控除すべき税額が、寄附者が居住する地方自治体の個人住民税から控除されますが、税収減については地方交付税制度による措置がなされます。
- しかしながら、地方交付税の不交付団体は、減額となった税収がそのまま当該団体の歳入の減につながります。平成20年度に住宅借入金等特別税額控除を住民税から控除するよう制度変更された際に、地方自治体の減収分は地方特例交付金により補てんすることとしたのと同様の措置が必要です。

■ 本市における影響額

○ 平成28年度当初予算ベース

市民税：69百万円 (県民税：46百万円)

◆ 確定申告時とワンストップ特例制度適用時との比較

(例：年収700万円の給与所得者(独身又は共働き)が10万円のふるさと納税をした場合)

【確定申告を行う場合】

適用 下限額	所得税 控除額	住民税 控除額
0.2万円	2万円	7.8万円



【ワンストップ特例制度の適用を受けた場合】

適用 下限額	住民税 控除額	住民税 控除額
0.2万円	2万円	7.8万円

住民税控除額が7.8万円→9.8万円へ

影響額については地方特例交付金などによる措置が必要

この要請文の担当課／財政局財政部資金課 TEL 044-200-2183
財政局税務部税制課 TEL 044-200-2192

障害者制度改革に係る財政措置等について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 障害者総合支援法に基づく生活介護サービス等の報酬について、現状を踏まえ、適切な単価を設定すること。
- 2 地域生活支援事業について、その必要な経費について、十分な財政措置を講ずること。
- 3 就労希望者数の増加を踏まえ、障害者就業・生活支援センターの設置・運営費について、十分な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 障害児については、平成24年4月に児童福祉法において、「放課後等デイサービス」等により、授業の終了後又は学校の休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行う支援を行うことで、結果として、御家族のレスパイトや就労支援に役立っています。しかしながら、特別支援学校等を卒業し、障害者総合支援法上のサービス利用となると、特に生活介護の事業所に通所し、16時から17時には帰宅し、一人であることが困難な場合、御家族の就労継続が困難になることなど、障害児と同様な制度の充実を求める声が年々増加していることから、生活介護事業所における延長支援の充実が求められている状況です。生活介護事業所からは、採算性や職員体制を確保するために十分な報酬になっていないといった御意見をいただいております。当該加算の見直しが必要です。
- 平成25年4月に施行された障害者総合支援法では、障害者の地域における共生の実現に向けて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、全国一律の法定障害福祉サービスと併せて、自治体の裁量において地域の実情やニーズに沿った様々な支援を提供する地域生活支援事業を位置づけております。この事業は障害者が地域で生活していくうえで必要不可欠なものであり、今後も事業を安定的に継続して実施していくためには、相当額の財源を確保する必要がありますが、国からの補助金は、要綱に基づく交付額に達していない状況が続いています。

- 障害者就業・生活支援センター事業は、就職や職場適応などの就業面の支援ばかりでなく、生活習慣の形成や日常生活の自己管理などに関する生活支援も不可欠であり、身近な地域で、就業面及び生活面で一体的かつ総合的な支援を提供する重要な役割を担っております。本市においても、障害者就業・生活支援センター事業へのニーズが年々増加していることから、障害者就業・生活支援センターの他に2か所の本市単独事業である障害者就労援助センターを設置し、対応を図っているところです。今後においても障害者就業・生活支援センターの利用者数の増加が益々見込まれるため、各都道府県の指定する障害保健福祉圏域ごとに1箇所の設置という国の方針を見直し、利用者の実態に応じた支援が必要となっています。

■ 費用

- 平成30年度地域生活支援事業費 約16億円（国費1/2 約8億円）

■ 効果等

- 国と自治体の負担責任の適正化
- 障害者制度改革の推進と効果的な制度運用

(表1) 地域生活支援事業の実績【平成27年度実績額】 (単位：百万円)

事業費	要綱に基づく 交付額 (A)	交付額 (B)	川崎市超過負担分 (A) - (B)
1,490	745	472	273

(表2) 障害者就業・生活支援センター等登録者数の推移 (単位：人)

	設置数	H24	H25	H26	H27
障害者就業・生活支援センター (国庫補助対象)	1か所	267	327	410	450
障害者就労援助センター (本市単独設置)	2か所	427	502	649	699
合計	3か所	694	829	1,059	1,149

「介護サービス制度」の改善について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 要介護度等の改善・維持を図った介護サービス提供事業者に対し、インセンティブを付与するなど、新たな介護報酬制度の構築に向けて取組を進めること。
- 2 自治体が独自に取り組む事業に対する補助制度を創設し、新たな介護報酬制度を構築するまでの間、財政支援すること。

■ 要請の背景

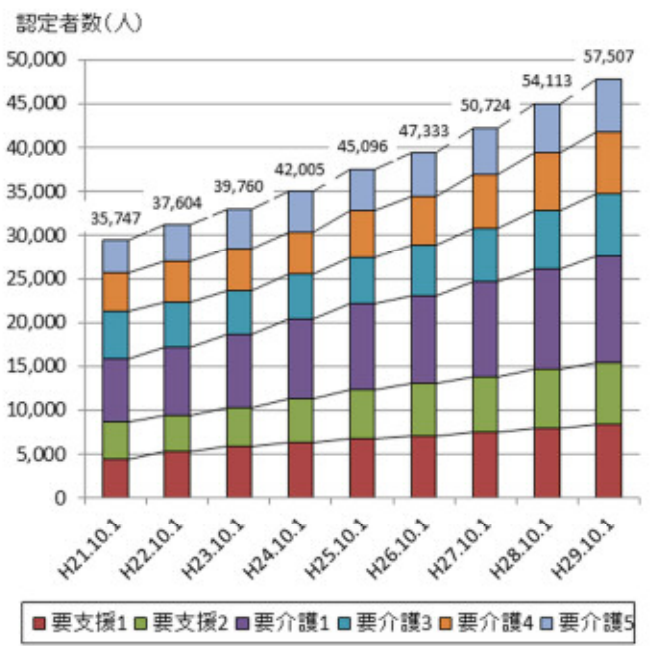
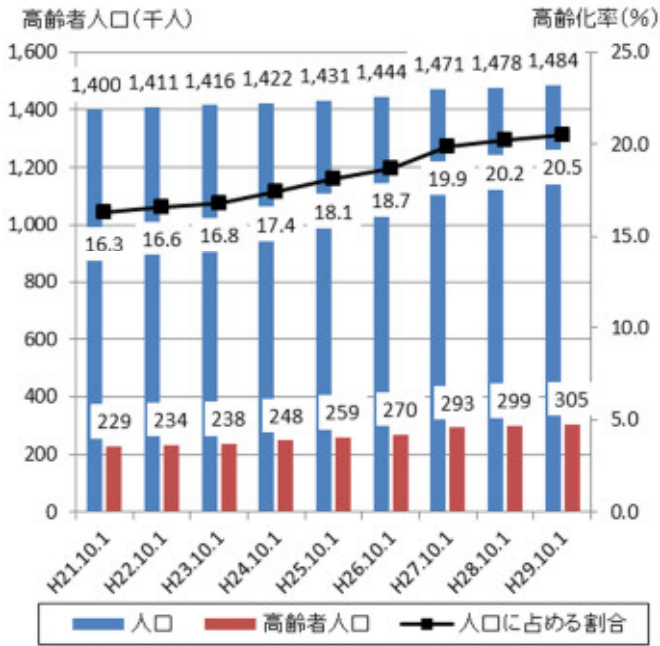
- 高齢者人口、要介護認定者の増に伴い、介護給付費が増加し、介護保険料も上昇しています。
- 現行の介護報酬制度は、要介護度が改善すると、報酬が減る仕組みになっています。
- 要介護度の改善等を図った場合、介護サービス提供事業者に対し、一定のインセンティブが付与される新たな介護報酬制度に見直しを図ることが必要です。また、長年にわたって、要介護度等を維持した場合にも同様な仕組みが必要です。
- 本市では、要介護度等の改善・維持の促進を図る仕組みにより、無理なく安心して介護サービスを利用でき、いつまでも「元気なお年寄り」でいていただけることを目的として、学識経験者や介護関係団体などの有識者から意見をいただきながら検討を行う「かわさき健幸福寿プロジェクト」を庁内に設置しております。
- このプロジェクトにおいて、介護サービス提供事業者の質の評価を行い、要介護度や日常生活動作の改善・維持について、効果のあった事業者に対し、一定のインセンティブが付与される新たな仕組みを平成28年度から開始しています。

■ 効果等

- 要介護度等の改善・維持が図られた場合、一定のインセンティブが付与される新たな介護報酬制度により、介護保険給付費及び介護保険料の上昇の抑制につながります。
- 介護給付費及び介護保険料の上昇の抑制により、超高齢社会にあっても、介護保険制度が維持可能な制度として継続が図られます。
- 実際にサービスを提供している介護現場において、自治体独自の取組により得られた効果等の検証結果を国にフィードバックすることで、新たな介護保険制度の見直しに際し、有効な基礎資料として活用することができます。

高齢者人口の推移

要介護認定者数の推移



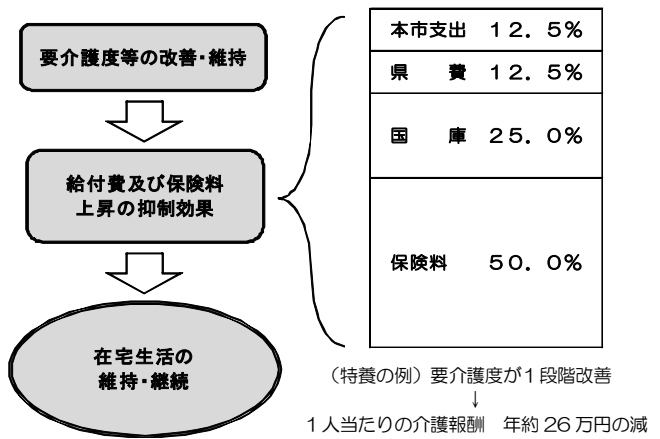
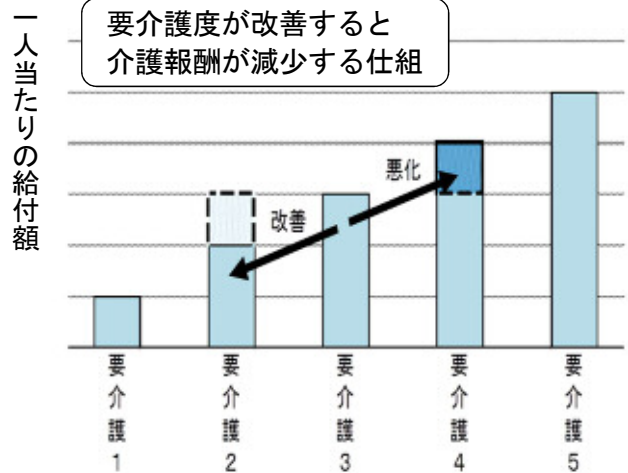
介護保険料・給付費の推移

介護保険料・給付費共に増加傾向



要介護度改善と介護報酬

かわさき健幸福寿プロジェクトイメージ図



セーフティネットの更なる充実等について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 生活保護費については、全額国庫負担とすること。
- 2 生活困窮者自立支援法の施行に伴い、法律に位置付けられている事業を確実に実施するため、必要な予算措置を行うこと。また、生活困窮家庭の子どもへの学習支援事業などの任意事業については、緊急性に鑑み、国の補助割合を増額すること。

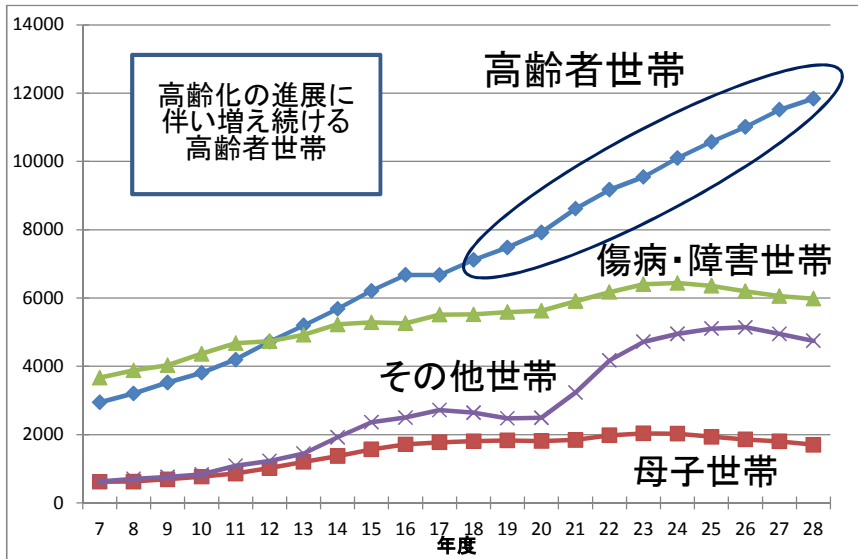
■ 要請の背景

- 生活保護制度の適正化に向け、指定都市市長会及び全国市長会を通じ、年金制度など社会保障制度全般のあり方の見直しとともに、医療費の一部自己負担など、生活保護制度の抜本的な見直しについて提案してきました。しかしながら、超高齢社会の進展に伴い、今後も高齢者世帯は増え続けることが見込まれています。生活保護制度は、憲法第25条の理念に基づき、国の責任において全国一律に実施する制度であり、国がその費用の全額を負担するべきものです。
- 平成27年に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、本市では、「川崎市生活自立・仕事相談センター（だいJOBセンター）」を開設し、生活困窮者の自立に向けて、相談支援を行っています。一方で、国においては、同法に必須事業、任意事業が位置付けられましたが、その事業ごとに国庫負担（補助）基準額が設定され、実質的に国の負担（補助）に上限が示されています。また、学習支援事業は、国がその費用を全額負担し実施してきたところ、同法の施行に伴い、基準額及び補助率が設定されましたが、「貧困の連鎖の防止」に向けて、更なる事業の充実が必要です。
併せてホームレスの自立支援事業については、現に施策を講じている自治体に財政負担が集中することのないよう、総合的な対策を推進することが必要であり、国がその費用の全額を負担するべきものです。

■ 本市の取組

- 生活保護制度については、これまで国の補助金を積極的に活用し自立に向けて多様な就労支援等に取り組んできました。しかしながら、就労能力や就労意欲に欠ける対象者が残っており、更なる就労支援等の構築が必要です。
- 生活困窮者自立支援制度に係る国庫補助（負担）事業について、平成29年度は、市負担分を予算化することで事業実施を図っていますが、平成30年度において、補助基準額が減額されると、適正な事業実施が困難になります。

1 本市における生活保護受給世帯の現状



本市扶助費の推移

[単位: 億円]

	扶助費総額	うち国負担	うち市負担
H15決算	404	295	109
H20決算	446	330	116
H29予算	604	444	160

2 生活困窮者自立支援制度にかかる国庫補助額について

- 平成26年度 (モデル事業(10/10)) ⇒ 平成27年度～平成29年度 … 制度化による補助率(3/4、2/3、1/2)の削減
平成30年度 … 経過措置の終了による補助基準額の減額 (単位: 千円)

市事業名 (国庫補助事業メニュー名)	補助率	生活困窮者自立支援法								
		平成28年度申請額			平成29年度申請予定額			平成30年度見込額 (平成29年度ベース)		
		事業費 (補助基準額)	国庫補助額	市負担額	事業費 (補助基準額)	国庫補助額	市負担額	事業費 (補助基準額)	国庫補助額	市負担額
① 生活自立・仕事相談センター事業(自立相談支援事業)	3/4	291,312 (316,800)	218,484	72,828	292,140 (316,800)	219,104	73,036	259,000 (259,000)	194,250	64,750
② ホームレス巡回相談事業(自立相談支援事業)										
③ ホームレス自立支援センター事業【3事業合計】(自立相談支援事業)										
④ ホームレス自立支援センター事業【3事業合計】(一時生活支援事業)	2/3	182,489 (363,600)	121,659	60,830	208,563 (363,600)	139,041	69,522	208,563 (333,000)	139,041	69,522
⑤ 住居確保給付金事業(住居確保給付金)	3/4	30,179	22,635	7,544	29,447	22,086	7,361	29,447	22,086	7,361
⑥ 学習支援事業(学習支援事業)	1/2	50,000 (47,500) ※(66,700)	25,000	25,000	54,690 (47,500) ※(66,700)	27,345	27,345	54,690 (47,500) ※(66,700)	27,345	27,345
合計		553,980	387,778	166,202	584,840	407,576	177,264	551,700	382,722	168,978

※学習支援事業補助基準額の66,700千円は、高校中退防止加算額(7,200千円)と家庭訪問加算額(12,000千円)を含む。

この要請文の担当課/健康福祉局生活保護・自立支援室 TEL 044-200-2643

保育所等待機児童の解消に向けた取組の更なる推進 と保育の質の確保に向けた支援及び子どもの医療費 の助成の在り方の検討について

【内閣府・文部科学省・厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 増大する保育需要に対応するため、保育所・認定こども園・地域型保育事業の新規整備や保育受入枠の拡大に必要な財政措置を継続的に講ずること。
- 2 認可外保育施設の認可保育所等への移行支援を継続するとともに、待機児童対策のため必要となる認可外保育施設職員の処遇改善に係る財政措置を講ずること。
- 3 待機児童対策等に関する新たな施策や制度については、地方公共団体が安定的に活用できるよう継続的な財政措置を講ずるとともに、新年度に円滑な制度導入ができるよう、早期に詳細を明らかにすること。
- 4 幼稚園就園奨励費補助事業に係る市町村に対する実質的な補助を拡充し、市町村の超過負担の解消を図るため必要な財政措置を継続的に講ずること。
- 5 我が国の喫緊の課題である少子化対策として、国の責任において、子どもの医療費の助成について、全国一律の制度として構築すること。

■ 要請の背景

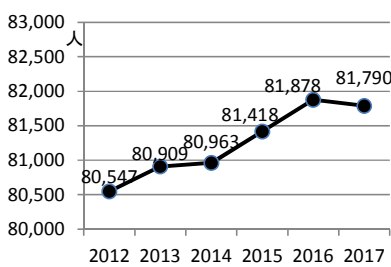
- 本市では、平成28年度に認可保育所と地域型保育事業で1,802人分、幼稚園の認定こども園移行で45人分の保育受入枠を確保し、平成29年4月に向けて前年度比で1,847人増の26,586人分の保育受入枠を確保しました。
このほか、国の緊急施策に基づき、保育士配置の要件緩和の実施(条例改正)や、定員を超過した受入れ、幼稚園預かり事業の拡大、新設保育所における緊急的な一次預かり事業など、実施可能なあらゆる手段を講じたところです。
しかしながら、市内では多くの大規模集合住宅の建設計画があります。今後も若い共働きの子育て家庭が増加し、保育所等の利用申請者は更なる増加が予想されており、今後も施設整備や保育受入枠の拡大に必要な継続的な財政措置が必要です。
- 本市において、認可外保育施設の認可保育所等への移行や、認可外保育施設の活用は、既存資源を最大限に活用した効率的・効果的で持続可能な待機児童対策ですが、認可外保育施設の運営費は、国の財政的支援がないため、地方公共団体単独による処遇改善支援には限界があり、今年度は認可保育所の処遇改善等加算の充実により格差が広がり、認可外保育施設の安定的な運営に支障を来す恐れがあります。
- 平成28年度の保育士確保対策の充実等につき、平成29年度も国の公定価格における認可保育所の処遇改善等加算が充実することとなりました。

待機児童対策が今後も当分継続する見込みの本市にあっては、保育士修学資金等貸付事業等の時限的な措置についても、安定的かつ継続的な財政措置が必要です。また処遇改善等加算なども含め、こうした国の新たな制度の詳細が明らかになる時期が、新年度予算案を議会提案した後の2月中旬以降となる傾向があり、結果的に当初予算案に新制度の内容を反映できず、市民や議会への説明に苦慮しております。

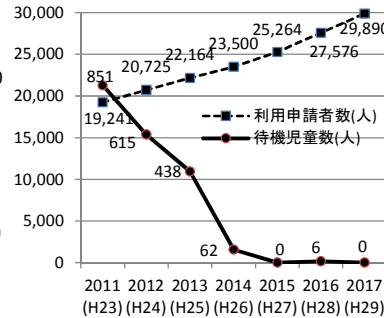
- 幼稚園就園奨励費補助事業については、国の補助割合が対象経費の1/3以内とされていますが、実際の交付金額は1/3に達していないため、本市では平成28年度の場合約6,200万円の超過負担をしています。
- 医療保険制度における自己負担割合は、義務教育就学前は2割、義務教育就学後以降は3割とされているところ、全ての地方自治体において地方単独事業により、更に軽減措置を講じていますが、地域間での格差が生じています。

本市でも、子育ての不安を解消し、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを進めるため、小児医療費助成制度の拡充に取り組んでいますが、拡充による財政の負担が大きくなっています。

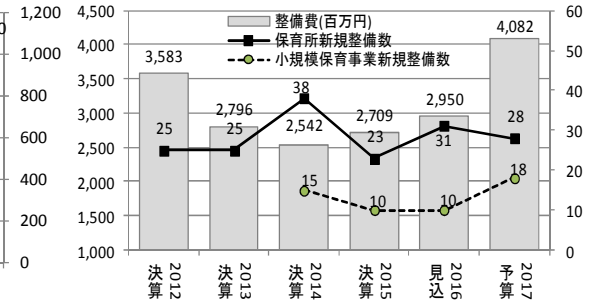
川崎市の就学前児童数の推移



保育所利用申請者・待機児童数の推移



保育所等の新規整備数・整備費の推移



幼稚園の新制度への移行

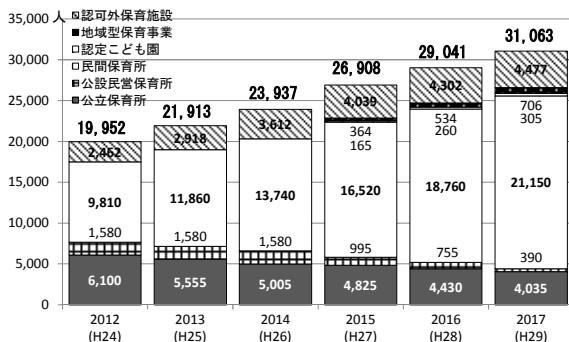
	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
幼稚園	84	80	78	76
新制度				
認定こども園	2	2	3	4
施設型給付	—	4	4	5

認可外保育事業の新制度への移行

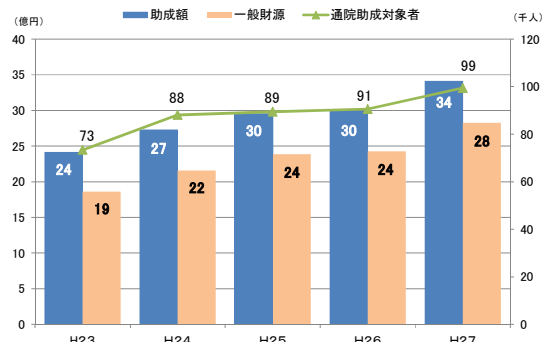
	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
認可外保育施設	156	134	137	136
移行				
認可保育所	—	4	4	5
地域型保育事業	—	37	6	3

待機児童対策については
平成30年度以降も
継続的な取組が必要

市内保育施設の定員推移(認可外施設を含む)



本市小児医療費助成費と対象者の推移



この要請文の担当課／1～4 こども未来局子育て推進部保育課 TEL044-200-2662
5 こども未来局こども支援部こども家庭課 TEL044-200-2671

安全・安心で良好な教育環境の充実について

【文部科学省】

■ 要請事項

- 1 校舎等老朽化対策及び質的整備事業について、計画事業量に見合う財政措置を講ずること。
- 2 子育て世代流入による児童生徒増加への対応のため、校舎等新增改築事業について、計画事業量に見合う財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 本市の学校施設は、昭和40年代後半から50年代にかけて一斉に整備されたものが多く、老朽化が進んでいます。こうした状況の中で、改修による学校施設の老朽化対策、教育環境の質的向上、環境対策を行う再生整備と予防保全を基本とした長寿命化を推進するため、学校施設長期保全計画を策定し、早期により多くの学校の教育環境の改善を図ることとしています。

また、質的整備については、特に学校トイレの快適化やエレベータ設置について、学校現場や保護者のニーズが高く、計画的な取組が求められています。平成28年度の後半に1,400億円規模の補正予算編成があり、平成29年度に予定していた事業については予算を確保できましたが、学校での施工については時期的な制約も多いことから、円滑な施工には当初予算による十分な財政措置が必要です。

- また、本市においては、大規模な住宅開発等に伴う子育て世代の流入により児童生徒が増加しているため、必要な教室数を確保するなど、良好な教育環境の確保に向けた取組を進める必要があります。こうしたことから、教育の機会均等を保障し、その水準の安定的確保を図るため、新設校の整備や校舎の増築などを進めることとしています。

■ 費用

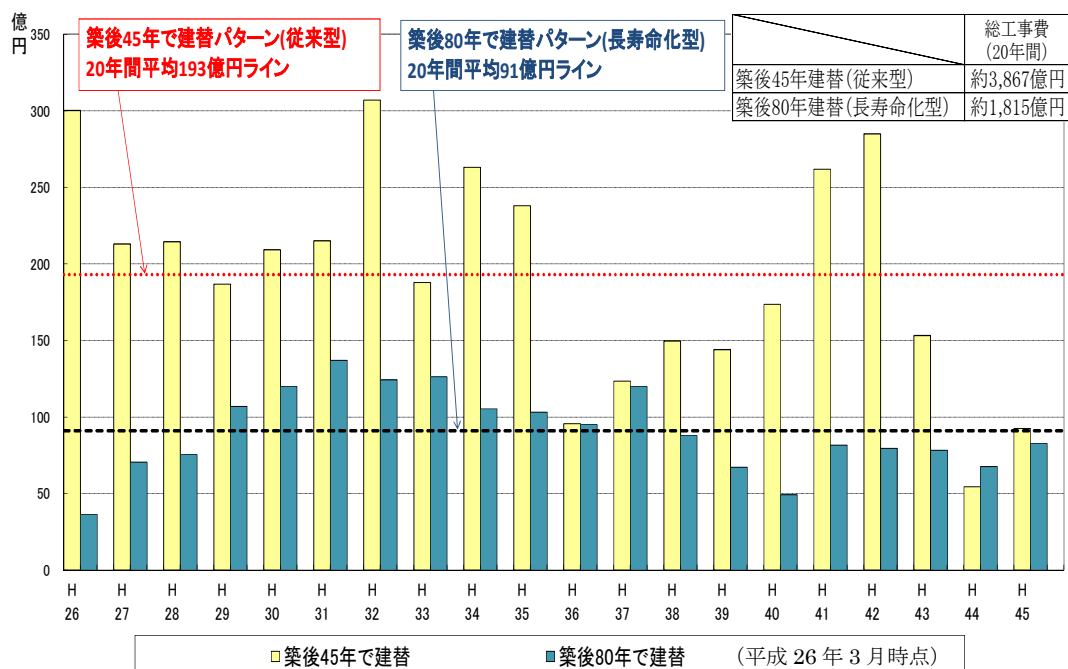
- 平成30年度計画事業費

- ・ 老朽化等対策事業 42校 事業費 約 111.3億円 (国費 約 14.5億円)
- ・ 質的整備事業 12校 事業費 約 5.2億円 (国費 約 1.2億円)
- ・ 児童生徒増加対策事業 4校 事業費 約 83.9億円 (国費 約 7.9億円)

【平成30年度の主な取組み】

老朽化等対策事業計画

再生整備事業（校舎）	17校（平成28～32年度）	概算国庫支出金額 約27.4億円 （30年度 約7.9億円）
再生整備事業（体育館）	14校（平成30年度）	概算国庫支出金額 約3.1億円
予防保全事業（校舎）	2校（平成30年度）	概算国庫支出金額 約0.8億円
予防保全事業（体育館）	2校（平成30年度）	概算国庫支出金額 約0.3億円
外壁等剥落・落下防止工事	7校（平成30年度）	概算国庫支出金額 約2.4億円



質的整備事業計画

事業名	学校数	事業年度	概算国庫支出金額
学校トイレ環境整備	7校	平成30年度	約1.0億円
エレベータ設置	5校	平成30年度	約0.2億円

児童生徒急増対策事業計画

○校舎の増築

学校名	事業年度	概算国庫支出金額
下小田中小学校 井田小学校 塚越中学校	平成29～30年度	約4.0億円 (30年度 約2.6億円)

○学校の新設

新設地区	事業年度	概算国庫支出金額
小杉駅周辺地区	平成30年度	約5.3億円

計画事業量に見合う財政措置を講ずること

この要請文の担当課 / 教育委員会事務局教育環境整備推進室 TEL 044-200-3271

殿町国際戦略拠点（KING SKYFRONT）における特区の取組推進とイノベーション創出について

【内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省】

■ 要請事項

- 1 国家戦略特区については、制度を幅広く活用するために、自主財源で投資活動を行う事業者でも課税の特例措置が適用されるよう、要件の緩和を行うこと。
- 2 平成29年度までとされている国際戦略総合特区における税制上の支援措置について、適用期間を延長するとともに、特例措置の内容を維持すること。また、総合特区推進調整費について、羽田空港周辺の一体的なイノベーション拠点の形成を加速化する事業への充当を図ること。
- 3 ナノ医療イノベーションセンターにおけるスマートヘルスケア社会の実現に向けた革新的な研究開発・社会実装の着実な推進に必要な予算拡充を図ること。
- 4 リサーチコンプレックス殿町拠点について、専門人材の配置や拠点間交流の促進など、融合研究、新事業創出及び拠点の持続的な発展に資する取組に対して、追加支援を図ること。
- 5 産学連携によるアントレプレナー等のイノベーション創出を担う人材育成機能や事業化促進のための施設整備に対し財政支援策を講じること。
- 6 革新的医薬品等を実用化する研究開発型企業の国際競争力強化のため、保険適用にあたりイノベーションの成果を十分評価する制度の構築を行うとともに、予見可能性の向上を図ること。

■ 要請の背景

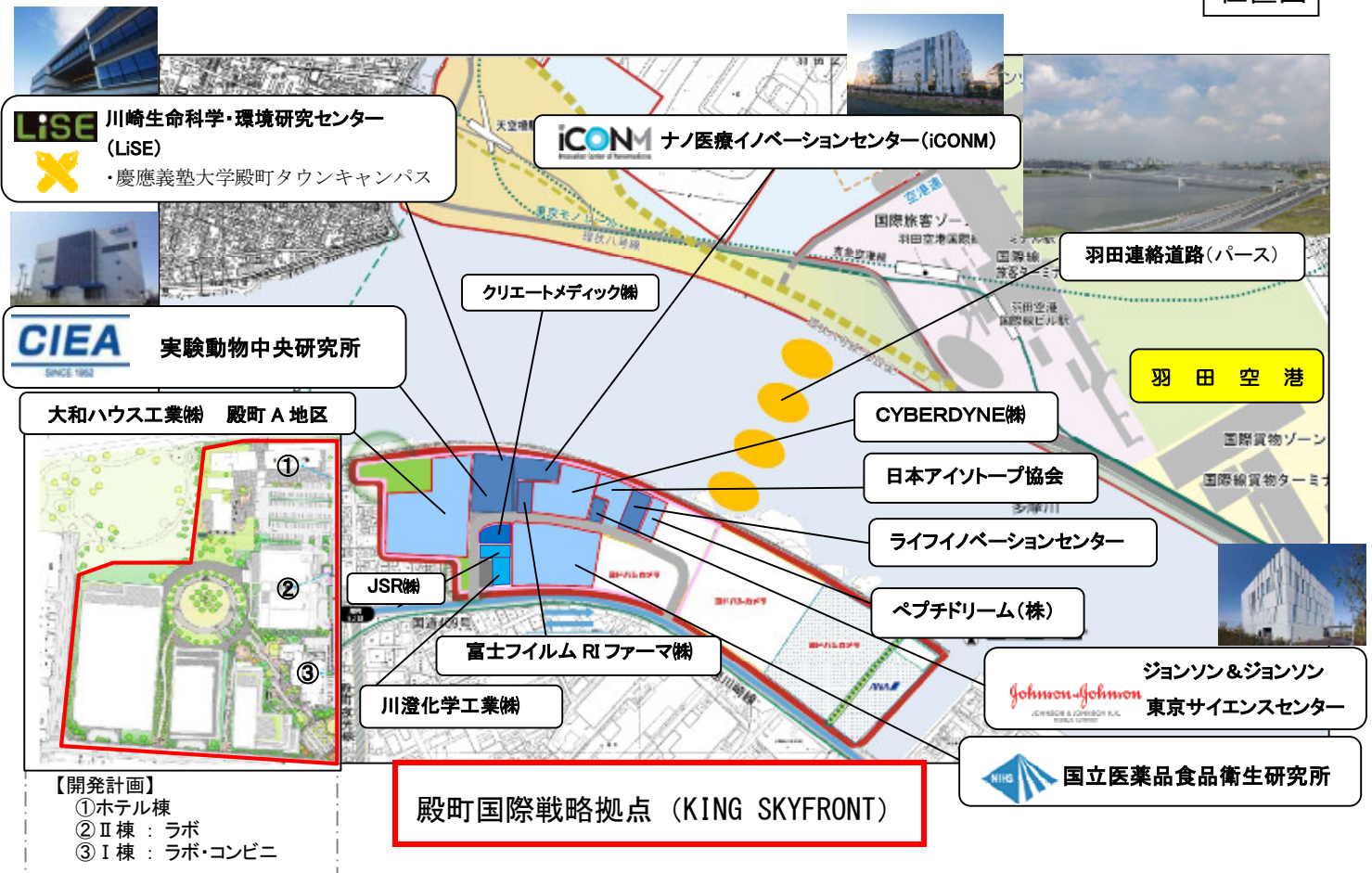
- 税制上の支援措置について、産業の国際競争力の強化、国際的な経済活動拠点の形成に向け、課税の特例が広く活用されることが重要であることから、自主財源で区域内に投資活動を行う事業者に対しても特例措置が適用されるよう要件の緩和が必要です。
- 上記に加え、国際戦略総合特区計画の目標実現に向け、税制上の支援措置等の継続が必要です。
また、我が国の経済をけん引する国際空港・羽田周辺の一体的なイノベーション拠点の形成の加速化に向けて、総合特区推進調整費を柔軟に活用し、新たな課題の解決に機動的に対応していくことが必要です。
- 国際科学イノベーション拠点整備事業による「ナノ医療イノベーションセンター」については、少子高齢化先進国において、日常生活の中で自律的に健康を手にするスマートライフケア社会の実現のために、これまで進めてきた研究開発・社会実装を一層加速させることが必要です。
- 国立研究開発法人科学技術振興機構による「リサーチコンプレックス推進プログラム」の殿町拠点については、融合研究や事業化を促進する人材の配置など本市の拠点マネジメント体制の構築や交流連携促進事業等と連携した追加支援を行うことにより、拠点の持続的な発展に向けた取組の呼び水とすることが必要です。

- 国際戦略拠点である殿町キングスカイフロントにおいては、技術革新と社会実装を加速し新分野や新産業の創出を目指すために、国内外の産・学・官・金の幅広い人々が集う交流・連携プラットフォームづくりを行っています。こうした中、持続的なイノベーション創出を担う人材育成機能や、事業化促進機能を充実させるための共同利用施設や設備の導入が必要です。あわせて、そのプラットフォームの運営支援が必要です。
- 革新的医薬品・医療機器・再生医療等製品の早期実用化による研究開発型企業の成長と国際競争力強化のため、殿町国際戦略拠点では、ドラッグデリバリーシステムとナノテクノロジーを活用した難治性がん等の治療や、再生医療による脊椎損傷の治療に向けた研究開発等が進められています。こうした最先端の研究開発の成果を社会還元していくためには、その研究成果の革新性が薬価や保険点数等に十分反映されるような評価制度を構築するとともに、その予見可能性を向上することが必要です。

■ 効果等

- 首都圏経済の活性化・我が国の国際競争力の強化
- 研究開発機能の集積
- 最先端研究開発成果の社会還元

位置図



この要請文の担当課／臨海部国際戦略本部国際戦略推進部 TEL 044-200-3690

“水素社会”の実現に向けた川崎水素戦略の着実な推進について

【総務省・経済産業省・国土交通省・環境省】

■ 要請事項

- 1 水素・燃料電池ロードマップの着実な推進に向けて、水素利用の拡大に資する規制改革等を積極的に進めるとともに、財政的措置を講ずること。
- 2 水素の貯蔵にあたり、高圧未満での貯蔵や水素ステーション以外の用途での高圧貯蔵について、水素社会の実現に資するよう水素ステーションと同様の規制緩和を検討するとともに、建築基準法における貯蔵量上限規定についても明確にすること。また、水素吸蔵合金を用いた水素貯蔵方法についても同様に、安全面における技術基準を明確にするとともに、関係法令への位置付けを行うこと。
- 3 水素パイプラインによる水素供給については、水素の普及拡大に繋がるよう道路への配管埋設や橋梁への添架に対する安全性や設置に関する技術基準を早期に整備すること。
- 4 環境性の高い水素関連施設については、工場立地法における環境施設に位置付けるなど、事業者が水素の取組を実施しやすいよう環境を整備すること。
- 5 水素サプライチェーンなど環境性の高い水素関連のインフラ事業を推進するため、CO₂削減効果等の環境価値を認証し優遇する制度を構築すること。
- 6 実証事業において整備した水素・燃料電池関連設備やインフラ等については、事業終了後も新たな水素関連事業等に活用できるよう弾力的に制度を運用すること。

■ 要請の背景

- 昨年3月に、国の「水素・燃料電池ロードマップ」が改訂され、新たな目標設定や取組の具体化が行われるなど、次世代のクリーンエネルギーである水素エネルギーの重要性が一層増しています。また、昨年11月のパリ協定の発効を受けて、温室効果ガスの削減が喫緊の課題となる中、2050年までに温室効果ガス80%削減を実現するためには、水素・燃料電池の導入促進に向けて一層取組を進めることが必要です。
- 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会は、我が国の技術力を世界に発信する絶好の機会となりますが、隣接する本市におきましては、「水素社会の実現に向けた川崎水素戦略」に基づき、多様な主体と連携したリーディングプロジェクトを推進しており、水素の社会実装に向けた取組を進めています。
- 水素エネルギーの普及にあたっては、水素関連のポテンシャルが高い本市をフィールドとして先進的なプロジェクトを実施し、その有効性等を評価した上で技術基準を整備し水平展開していくことが必要です。
- 再生可能エネルギーと水素を用いた自立型エネルギー供給システムの市街地への展開にあたり、水素貯蔵量の上限が制約となっていることから、貯蔵方法や貯蔵量について、法令の整備も含めた新たな視点に基づく総合的な整理が必要と見られます。

- コスト競争力のある水素のオンライン供給を実現するためには、水素配管の埋設等について、根拠法令や安全基準、設置基準の整備が必要です。
- 既存の工場や事業所等の機能更新等に合わせた水素関連施設の導入促進にあたっては、工場立地法上の緑地等について、緩和措置や新たな特例の設置をすることが有効です。
- 水素エネルギーの導入促進やサプライチェーンの構築に向けては、CO₂削減効果等のコスト以外の付加価値を適切に評価してブランド化するなど、既存のエネルギーインフラに対して一定程度の競争優位性を持たせ、取引スキームを構築することが必要です。
- 水素の普及拡大に向けては、実証事業の成果をベースとして、取組を拡大し、普及に繋げていくことが有効です。そのため、実証事業で整備したパイプライン等のインフラや設備等を実証事業終了後も効果的に活用し、新たな事業の創出を行うことが必要です。

■ 効果等

- 水素需給の拡大と水素を起点とした新たな産業の創出
- 水素の有用性と安全性に関する理解の促進、社会受容性の向上
- 再生可能エネルギーの普及促進、エネルギーの最適利用、防災機能の向上
- エネルギー供給源の多様化、CO₂削減、環境負荷の低減

「水素社会の実現に向けた川崎水素戦略」に基づく6つのリーディングプロジェクト

① 水素サプライチェーン構築モデル



海外の未利用エネルギー由来の水素をトルエンと反応させて常温常圧の液体にし川崎臨海部に運び、再び水素を取り出して水素混焼発電を行う水素サプライチェーンの実証

② 水素BCPモデル

TOSHIBA
Leading Innovation >>>



太陽光発電の電気で製造した水素を貯蔵し、燃料電池により平常時や災害時に施設や避難者に対して電力や温水を供給する自立型エネルギー供給システム「H2One」の実証

③ 鉄道駅におけるCO₂フリー水素活用モデル

JR
JR東日本



再生可能エネルギーなどを駅に導入する「エコステ」の取組として、JR南武線武蔵溝ノ口駅において鉄道事業者として初めてCO₂フリー水素を導入し、平常時や災害時に活用

④ 地域循環型水素地産地消モデル



地域で発生する使用済プラスチック由来の水素を、臨海部の国際戦略拠点キングスカイフロントにパイプラインで輸送し、大型燃料電池を活用してエネルギー利用する水素の地産地消モデルの実証

⑤ 産業分野における低炭素水素利活用モデル



風力発電の電気で水を電気分解して製造した水素を、新開発の簡易水素充填車を使って京浜臨海部の物流倉庫等に輸送し、燃料電池フォークリフトで利用する実証

⑥ パッケージ型水素ステーションモデル

三菱化工機株式会社



水素製造装置、水素充填設備、ユーティリティ設備等のパッケージ化により、整備費用縮減と工期短縮を実現するパッケージ型水素ステーションの実証

羽田連絡道路をはじめとする臨海部地域の交通ネットワーク基盤の整備・充実について

【内閣府・国土交通省】

■ 要請事項

- 1 国家戦略特区の目標である国際的ビジネス拠点の実現等に向けて、平成32年を目指した羽田空港を中心とした成長戦略拠点の形成及びそれを支える羽田連絡道路の整備には国の支援が不可欠であることから、引き続き必要な財政措置等を講ずること。
- 2 首都圏の国際競争力の強化を図るため、広域的なネットワークを構築する国道357号の未整備区間について、必要な事業費を確保し、着実な整備を進めること。また、多摩川トンネルをはじめとする整備には膨大な事業費が見込まれることから、事業費の縮減や費用負担の平準化の検討を進めること。

■ 要請の背景

- 本市の臨海部地域は、首都圏における地理的優位性や高度な研究開発機能の集積などを強みとして、既存産業の高度化・高付加価値化や先端産業の集積・創出、物流機能の高度化などにより活力ある地域が形成され、日本経済の発展に大きく貢献しながら持続的な発展を続けており、本市としても将来を見据えた「(仮称)臨海部ビジョン」の策定を進めるなど、更なる機能強化に取り組んでいます。
- 臨海部の交通基盤は、こうした経済・産業活動を支える上で重要な役割を担っており、臨海部全体の活性化や大規模災害時における交通・物流機能の確保の観点からも交通ネットワーク基盤の整備・充実が必要であり、また東京オリンピック・パラリンピックを控え、それを見据えた取組が求められています。
- さらに、羽田空港の24時間国際拠点空港化や東アジアのハブポートを目指す京浜港の連携強化が進む中で、首都圏の国際競争力の強化を図るためには、空港、港湾の連携軸として、広域的な幹線道路ネットワークの整備が求められています。
- このような中、本市の臨海部地域では、臨港道路東扇島水江町線が事業中です。さらに、国家戦略特区の目標を達成するためのプロジェクトの一環として発足した「羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化推進委員会」において、周辺のまちづくりと一体となった戦略的な都市・交通インフラの一つとして、羽田連絡道路と国道357号多摩川トンネルの整備について事業を推進しており、また平成28年度には、都県境を跨いで特定都市再生緊急整備地域の区域が拡大されるなど、機能強化に向けた取組が進んでいます。
- 羽田連絡道路は、本市殿町地区と羽田空港跡地との連携を強化し、羽田空港を核とした一体的な成長戦略拠点の形成を支えるインフラとして、平成32年までの完成に向けて、平成29年度から工事に着手します。

要 請 事 項

本庁舎等建替事業に係る財政措置について

【総務省】

■ 要請事項

市町村役場機能緊急保全事業については、平成32年度までに着工した場合には、竣工まで公共施設等適正管理推進事業債が適用されるよう、経過措置を設けること。

■ 要請の背景

- 災害対策基本法において、国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有し、防災に関し万全の措置を講ずる責務を有するとされていますが、その責務を果たすためには、各自治体が十分な耐震性能を有する庁舎を確保し、災害対策活動の拠点機能を維持することが不可欠です。
- 昭和13年に完成した川崎市役所本庁舎は、災害対策活動の拠点に必要とされる耐震性能を満たしておらず、大規模地震で倒壊等が生じる可能性があるなど多大なリスクを抱えていたことから、現在、建替えの取組を進めており、耐震性能の向上だけでなく、供給電源や通信システムの多重化など高い業務継続性の確保を計画していますが、一時的に多大な財政負担の発生が見込まれています。
- 本市においては、「公共施設等総合管理計画」として「かわさき資産マネジメントカルテ」を策定し、財政負担の平準化等による、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を進めていますが、本事業に係る財政負担が平準化されることで、長寿命化対策を計画的に進めながら、市民の命を守る災害対策活動の拠点となる庁舎機能を確保するための、確実な事業推進が可能となります。
- 「公共施設等適正管理推進事業債・市町村役場機能緊急保全事業」について、庁舎整備は複数年度を要することが通常であるため、各自治体が庁舎整備の取組を円滑に進めていくためには、着工から事業完了まで、安定した財政措置が講じられる必要があります。

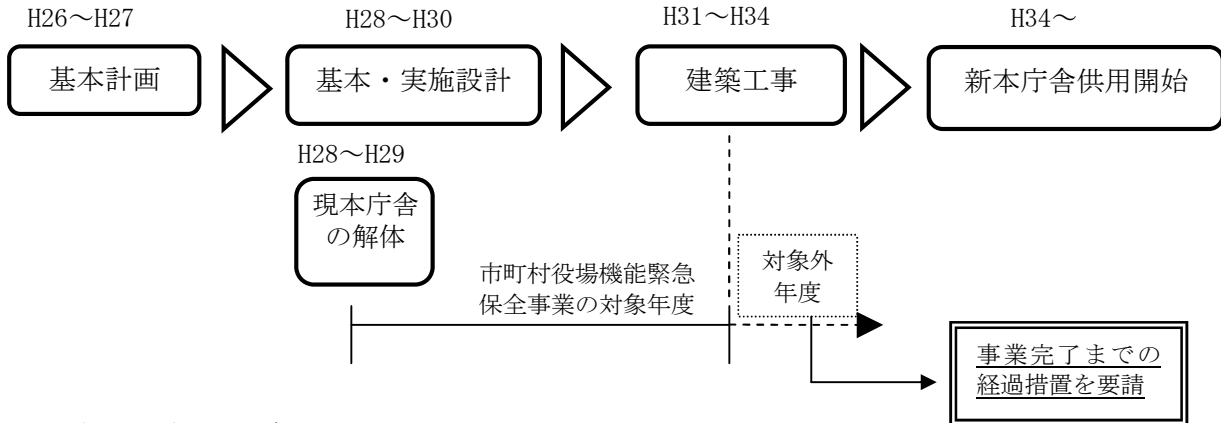
■ 効果等

- 事業完了までの安定した財政措置が行われることで、自治体が事業を円滑に進めていくことが可能となります。

(川崎市本庁舎等建替事業に係るこれまでの検討・取組の経緯)

年 度	検討・取組の経緯
平成 15 年度	○「耐震診断」実施 →耐震性能は Is 値=0.10 で「倒壊又は崩壊の危険性が高い」と判定
平成 20 年度	○「緊急耐震補強工事」実施 →Is 値=0.324 「倒壊又は崩壊の危険性がある」への暫定的な耐震補強を実施
平成 21 年度	○「包括外部監査」実施 →平成 27 年度末までに、市役所庁舎の耐震化対策を完了することが望まれる旨の意見
平成 22 年度	○「東日本大震災」発生 (H23. 3. 11) →一部、クラックや漏水等が発生
平成 25 年度	○「川崎市本庁舎・第 2 庁舎耐震対策基本構想」策定 (H26. 3)
平成 27 年度	○「川崎市本庁舎等建替基本計画」策定 (H28. 1)
平成 28 年度	○現本庁舎上屋部分の解体撤去工事に着手 (H29. 7 までの予定) ○新本庁舎の基本・実施設計に着手 (H30 年度までの予定)

(川崎市本庁舎等建替事業のスケジュール) ※最速で事業が進捗した場合



(川崎市役所新本庁舎の施設配置イメージ)

●新本庁舎全体



●アトリウム



※あくまでイメージであり、確定した計画内容ではありません。今後、法令に基づく協議などにより、計画が変更になる場合があります。

この要請文の担当課／総務企画局本庁舎等建替準備室 TEL 044-200-0281

東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けた取組の推進について

【内閣官房・文部科学省・スポーツ庁・文化庁・観光庁】

■ 要請事項

- 1 英国とのホストタウンの取組の推進や、英国オリンピック代表チームの事前キャンプの受け入れ等により、人的・経済的・文化的な相互交流と地域の活性化等を図るため、交流事業の実施や施設整備に対するさらなる財政措置を講ずること。
- 2 beyond2020 プログラム認証事業をはじめとする、東京大会を契機とした文化芸術施策の推進に向けて、地方自治体が地域の実情に応じて文化プログラムに取り組むことができるよう、財政措置を講ずること。
- 3 東京2020パラリンピックを契機とした、障害者スポーツの普及促進のため、地域が主体となった取組に対する財政措置と支援事業の拡大を図ること。
- 4 東京2020オリンピック・パラリンピックを好機として、民間事業者等と連携した広域的な外国人誘客施策を推進するため、外国からの多様な旅行者の受入促進や多言語対応等への取組に対する財政措置と支援事業を拡大すること。

■ 要請の背景

- 本市では、上記の英国との関係を契機として、スポーツのほか、文化・教育、産業などの分野における交流事業を展開し、東京大会に向けた機運の醸成を図るとともに、開催後も引き続き交流の絆を深めることで、大会がもたらした良い影響を2024年の市制100周年につなげたいと考えています。このための施設整備や、公共的施設のバリアフリー化などに向けて、国の支援制度の拡充が必要です。
- 東京2020大会は文化芸術立国の実現に向けて、各地域がその歴史や特性を尊重した文化芸術施策を推進する上での絶好の機会です。市民・NPOなど多様な主体との連携により、beyond2020 プログラム認証事業をはじめとする文化プログラムが展開できるよう、財政的な支援制度が必要です。
- 「かわさきパラムーブメント」を推進する本市は、パラリンピックを未来につながるダイバーシティとインクルージョンの象徴と捉え、小中学校での障害者スポーツ体験など、障害者スポーツ普及に向けた取組を進めています。今後も地域が主体となった取組をさらに促進するため、国の支援制度の充実が必要です。
- 東京2020大会は、川崎の貴重な文化資源をはじめ、地域に点在した隠れた催しなどを外国からの旅行者や国内のあらゆる人々へ発信する絶好の機会です。本市では外国人宿泊客が年々増加している中、今後さらに外国人誘客施策の推進を図るため、国の支援制度の拡充が必要です。

●英国オリンピック代表の事前キャンプに関する施設賃貸に関する主な合意事項

項目	内容
施設・設備	✓ 等々力陸上競技場及び補助競技場トラックのオーバーレイの実施 ✓ 棒高跳、走高跳のマットの購入 ✓ ラグビーゴールポスト、ゴールポストカバーの購入（基礎工事含む） ✓ ブロードバンド接続環境の提供 ✓ 施設、設備のメンテナンス 等

●川崎市における文化プログラムの方向性

東京大会を契機に、障害の有無に関わらず文化芸術に親しめる環境づくりや英国との文化交流等を促進するとともに、文化芸術を観光など様々な分野に取り入れ「川崎の文化」を国内外に発信していく。

I 障がい者の文化芸術活動への支援を核とした新しい共生社会の創造

II イギリスとの文化交流を核としたプログラムの展開

III 「川崎の文化」の推進による魅力の発信

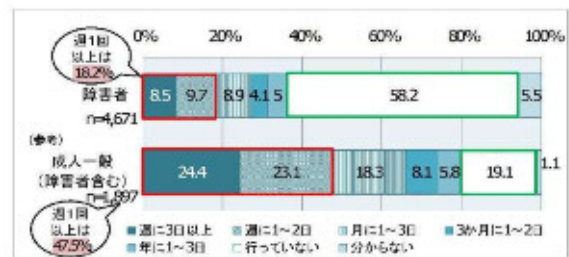
IV 文化施設を核とした魅力発信と回遊性の向上

●障害児・者の推移等について

本市の障害児者数は年々増加しており、スポーツ実施率の現状からも障害者スポーツのさらなる普及促進が求められている。



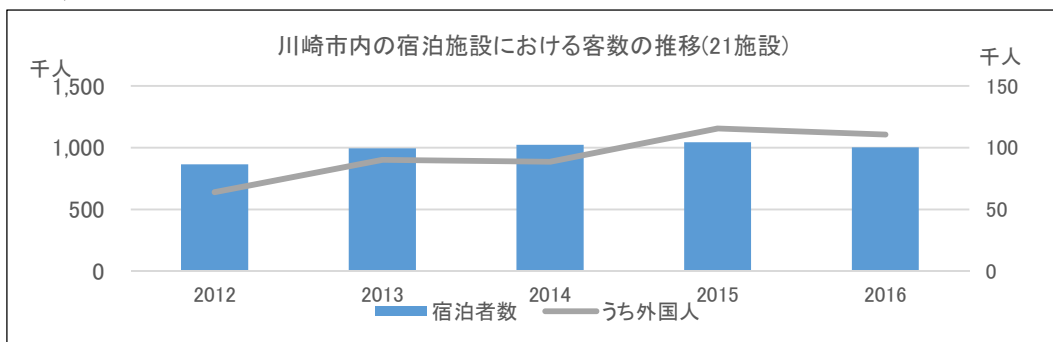
障害者(成人)が1年間にスポーツレクリエーションを行った回数



出典: 文部科学省委託事業「『障害者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)』報告書」

●外国人宿泊者数の推移について

本市宿泊施設では、外国人の利用が増加傾向にあり、今後さらなる受入促進や多言語対応などの施策展開が求められている。(比率:2012年 7.4%→2016年 11.03%)



※2012・2015年については、22施設を対象とした調査結果 (経済労働局観光プロモーション推進課調べ)

この要請文の担当課／市民文化局オリンピック・パラリンピック推進室 TEL 044-200-0809
 経済労働局産業振興部観光プロモーション推進課 TEL 044-200-0509

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」推進のための措置について

【厚生労働省】

■ 要請事項

高齢者福祉施設を対象とした大規模修繕等に要する経費の国庫負担（補助）を行うこと。

■ 要請の背景

- 本市では、「第6期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備の着実な推進に向けた取組を行っています。
- 一方、築20年を超える特別養護老人ホームの老朽化が課題となっています。
- 特に、介護保険法施行以前は大規模修繕等に対する引当金の積立には一定の制約があり、また、施設規模を比較的小さく整備していたことから、介護保険による報酬のみでは施設の維持管理が困難な施設が多くなっています。
- 本市においては、平成29年3月に「高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本方針」を策定し、公設施設のみならず民設施設を含めた老朽化への対応として、今後、計画的に建替え、施設の長寿命化を行っていくこととしています。

■ 費用

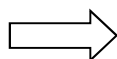
- （参考）公設施設における平成28年9月現在の修繕工事費所要額積算：
約500,000千円

■ 効果等

- 計画的な改修・修繕に加え、予防保全に対して効果的に経費を投入することで、施設の長寿命化が図られ、改築需要の延伸等LCC（ライフサイクルコスト）の縮減効果が期待できます。

高齢者福祉施設整備費の国庫負担

高齢者福祉施設整備費の国庫負担

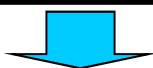


高齢者福祉施設に対する修繕費補助は平成17年度に制度廃止

介護保険法施行前開所の特別養護老人ホーム

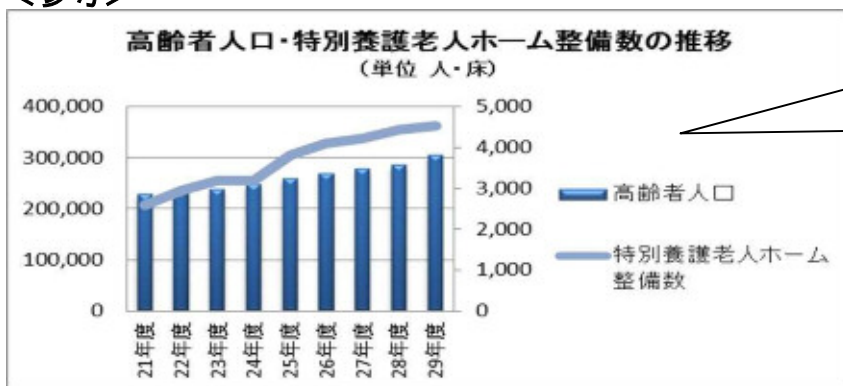
平成29年4月1日現在

施設名称	築年数	定数	指定管理
恒春園	38年	60人	
みかど荘	35年	73人	
太陽の園	32年	66人	
柿生アルナ園	30年	80人	
幸風苑	29年	60人	
和楽館	28年	60人	
長沢壮寿の里	28年	53人	指定管理
緑陽苑	27年	70人	
桜寿園	25年	74人	
虹の里	24年	108人	
多摩川の里	23年	84人	指定管理
すみよし	23年	84人	指定管理
こだなか	23年	50人	指定管理
金井原苑	22年	98人	
菅の里	21年	80人	
すえなが	20年	104人	
大師の里	19年	50人	
しおん	19年	25人	
ひらまの里	18年	84人	指定管理



課題 : **施設の老朽化への対応**

<参考>



・高齢者人口の増加
・施設整備の必要性
⇒ 整備の推進

「第6期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」において、引き続き高齢者福祉施設等の一定の整備を行い、高齢者福祉の充実を図ります。

この要請文の担当課 / 健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課 TEL 044-200-2647

小児救急医療体制等の拡充について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 小児救急医療支援事業の補助基準額を実態に即したものとなるよう財政措置の拡充を図ること及び周産期母子医療センターの整備・運営に対する財政措置の拡充を図ること。
- 2 小児救急医療を提供する病院を経営する地方自治体に対して、財政措置の一層の拡充を図ること。
- 3 小児救急医療等を確保するため、小児医療の実態を調査し、次期の診療報酬改定に当たっては、実態に即したものとなるよう、その結果を反映させること。

■ 要請の背景

- 急速に進む少子高齢化、核家族化等にみられる市民生活の変化に伴い、医療を取り巻く環境が大きく変わり、特に小児科医の減少などに対応するため、小児救急医療体制の充実に向けた取組が求められています。
- 本市では小児の初期救急については、休日急患診療所に加え市内南中北3か所の小児急病センターで、また、周産期救急医療については、周産期母子医療センターで、それぞれ対応しており、市で運営するほか、小児救急医療等を担う医療機関への支援を行っています。
- さらに、小児医療の安定供給のためには、小児科医を安定的に確保するとともに、小児医療の実態に即した診療報酬体系の構築などにより、小児医療の不採算を原因とする小児科部門の廃止・縮小を防ぐ必要があります。本市では、特に採算性の低い休日や夜間の救急病院への補助等を行っています。
- 小児救急医療体制等にかかる診療報酬の水準は、平成28年度の改定によっても十分とは言えません。小児医療を取り巻く様々な課題に効果的に対処できるよう、実態を調査し、その結果を次期の診療報酬改定に反映させることが求められています。

■ 費用

(単位：千円)

平成29年度予算	総事業費	財源
小児救急医療関係事業	520,878	国庫補助金 16,314、県補助金 21,300 使用料 1,630、一般財源 481,634
市立病院の小児救急医療経費	91,520	医業収益 26,235、一般会計繰入金 65,285

川崎市の小児救急等医療体制等の拡充

初期救急医療体制

7 休日急患診療所（内科・小児科）
各区 1 か所

南部小児急病センター
（市立川崎病院内）
中部小児急病センター
（日本医科大学武蔵小杉病院内）
北部小児急病センター
（多摩休日夜間急患診療所内）

聖マリアンナ医科大学病院
夜間急患センター

二次救急医療体制

病院群輪番制病院（7 病院・小児科）

休日二次応需病院（7 病院・小児科）

救急告示医療機関

三次救急医療体制・周産期母子医療センター

聖マリアンナ医科大学病院
救命救急センター
総合周産期母子医療センター

日本医科大学武蔵小杉病院
救命救急センター
地域周産期母子医療センター

市立川崎病院
救命救急センター
地域周産期母子医療センター

小児医療

小児救急等医療体制の維持

財政措置の拡充

- ・小児救急支援事業や周産期母子医療センターの運営
- ・病院等を経営する地方自治体

小児科医師
の減少

川崎市の人口の推移（各年10月1日現在）

		2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
川崎区	総人口	217,235	217,974	219,862	223,378	226,537
	うち15歳未満	25,505	25,748	26,020	26,311	26,280
幸区	総人口	155,976	157,333	158,663	160,890	162,618
	うち15歳未満	20,054	20,477	20,830	20,544	20,805
中原区	総人口	236,629	239,987	244,363	247,529	251,248
	うち15歳未満	30,265	30,772	31,576	31,878	32,490
高津区	総人口	221,364	222,721	224,710	228,141	229,584
	うち15歳未満	29,855	29,896	30,004	30,142	30,173
宮前区	総人口	222,362	222,756	224,648	225,594	227,375
	うち15歳未満	32,822	32,509	32,488	31,346	31,380
多摩区	総人口	213,375	213,728	214,138	214,158	215,644
	うち15歳未満	24,992	24,781	24,453	23,790	23,647
麻生区	総人口	172,223	173,697	174,659	175,523	176,471
	うち15歳未満	23,642	23,836	23,866	23,718	23,639
合計	総人口	1,439,164	1,448,196	1,461,043	1,475,213	1,489,477
	うち15歳未満	187,135	188,019	189,237	187,729	188,414

成人ぜん息患者医療費助成事業について

【環境省】

■ 要請事項

川崎市の成人ぜん息患者医療費助成制度を自立支援型公害健康被害予防事業として認定し、事業経費を助成対象とすること。

■ 要請の背景

- 国は、平成20年度にぜん息患者の疾患の回復や予防を行うことへの支援を目的とした自立支援型予防事業を創設し、(独)環境再生保全機構を通じて地方自治体の要望を聴取のうえ重要性の高い事業を実施し、日常生活の中でぜん息患者の増悪予防・健康回復を図っています。
- 本市では、すでに平成19年1月から市内のぜん息患者の健康回復及び福祉の増進を目的とした「成人ぜん息患者医療費助成制度」を独自事業として実施しています。
- 本市が実施している事業は、国が新たに創設した事業と対象者や目的を同じくし、ぜん息患者の健康回復の観点においても重要な支援策と考えており、重積発作予防等のための治療支援による予防の観点からも、国の支援が必要と考えています。

■ 費用

- 成人ぜん息患者医療費助成の推移 ※全額本市負担 単位：千円

年 度	H23 決算	H24 決算	H25 決算	H26 決算	H27 決算
扶 助 費	121,988	140,172	154,324	171,411	189,072
助成経費	24,702	27,715	29,325	32,764	29,273
合 計	146,690	167,887	183,649	204,175	218,345

■ 効果等

- 成人ぜん息患者医療費助成制度を、安定して継続的に実施していくことが可能となります。

川崎市成人ぜん息患者医療費助成事業概要

制度開始	平成19年1月																								
対象地域	市内全域																								
対象者	対象疾病(気管支ぜん息)にかかっている満20歳以上の者 (公健法・市条例等による認定者及び喫煙者を除く) 川崎市に引続き1年以上住所を有する者 医療保険各法により、医療に関する給付を受けられる者 (自己負担割合が1割以下の者を除く) 所得制限なし																								
審査	認定審査を実施																								
助成範囲	本人負担分の一部を助成																								
財源負担	市の全額負担(一般財源)																								
経費総額 及び 対象者数 の推移	経費の推移 (単位:千円)																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H23 決算</th> <th>H24 決算</th> <th>H25 決算</th> <th>H26 決算</th> <th>H27 決算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>扶 助 費</td> <td>121,988</td> <td>140,172</td> <td>154,324</td> <td>171,411</td> <td>189,072</td> </tr> <tr> <td>助成経費</td> <td>24,702</td> <td>27,715</td> <td>29,325</td> <td>32,764</td> <td>29,273</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>146,690</td> <td>167,887</td> <td>183,649</td> <td>204,175</td> <td>218,345</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	H23 決算	H24 決算	H25 決算	H26 決算	H27 決算	扶 助 費	121,988	140,172	154,324	171,411	189,072	助成経費	24,702	27,715	29,325	32,764	29,273	合 計	146,690	167,887	183,649	204,175	218,345
	年 度	H23 決算	H24 決算	H25 決算	H26 決算	H27 決算																			
	扶 助 費	121,988	140,172	154,324	171,411	189,072																			
	助成経費	24,702	27,715	29,325	32,764	29,273																			
合 計	146,690	167,887	183,649	204,175	218,345																				
対象者数の推移																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H23 末</th> <th>H24 末</th> <th>H25 末</th> <th>H26 末</th> <th>H27 末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者数</td> <td>5,279 人</td> <td>5,344 人</td> <td>5,842 人</td> <td>6,149 人</td> <td>6,486 人</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	H23 末	H24 末	H25 末	H26 末	H27 末	対象者数	5,279 人	5,344 人	5,842 人	6,149 人	6,486 人													
年 度	H23 末	H24 末	H25 末	H26 末	H27 末																				
対象者数	5,279 人	5,344 人	5,842 人	6,149 人	6,486 人																				
<p>経費総額(左軸)及び年度末対象者数(右軸)の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H23 年度</th> <th>H24 年度</th> <th>H25 年度</th> <th>H26 年度</th> <th>H27 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経費総額(千円)</td> <td>146,690</td> <td>167,887</td> <td>183,649</td> <td>204,175</td> <td>218,345</td> </tr> <tr> <td>年度末対象者数(人)</td> <td>5,279</td> <td>5,344</td> <td>5,842</td> <td>6,149</td> <td>6,486</td> </tr> </tbody> </table>		年 度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	経費総額(千円)	146,690	167,887	183,649	204,175	218,345	年度末対象者数(人)	5,279	5,344	5,842	6,149	6,486						
年 度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度																				
経費総額(千円)	146,690	167,887	183,649	204,175	218,345																				
年度末対象者数(人)	5,279	5,344	5,842	6,149	6,486																				

この要請文の担当課/健康福祉局保健所環境保健課 TEL 044-200-2435

予防接種事業の抜本的改革について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 平成24年5月に厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会で示された「予防接種制度の見直しについて（第二次提言）」に従い、任意予防接種については、早期に定期接種化すること。
- 2 定期予防接種については、国の責任において、必要とする国民すべてが等しく接種できるよう、地方交付税措置ではなく、全額国庫負担とすること。

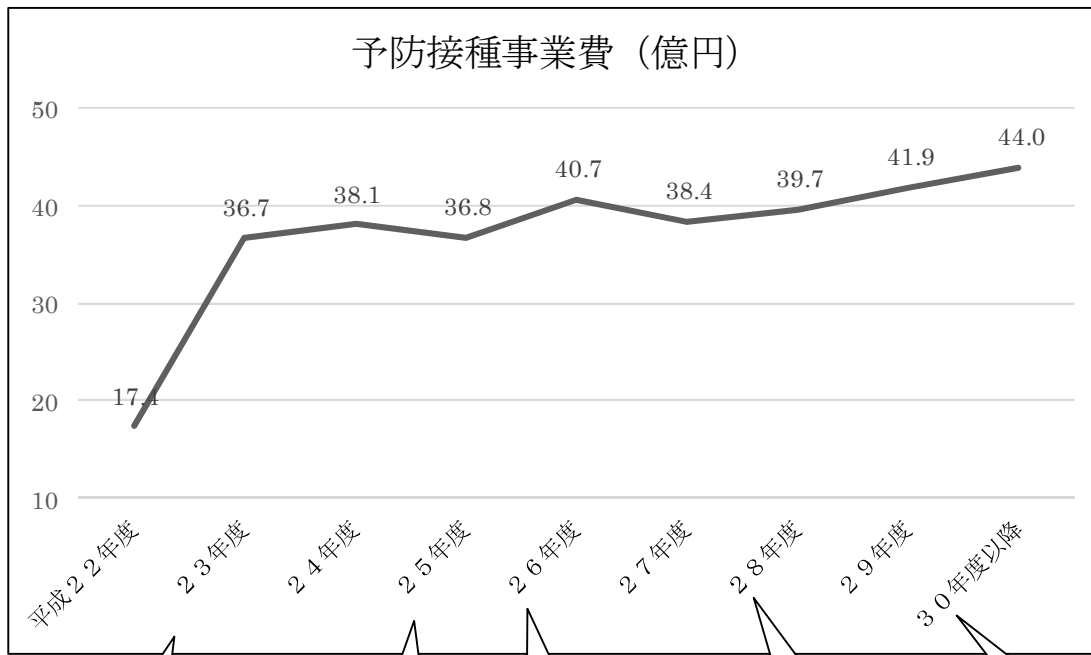
■ 要請の背景

- 平成24年5月に厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会で示された「予防接種制度の見直しについて（第二次提言）」において、「ワクチンギャップに対応するため、必要なワクチンについては定期接種として位置づける」とされました。これを受け、平成25年度から子宮頸がん等ワクチン接種事業が予防接種法改正により定期予防接種となり、水痘及び成人用肺炎球菌の2ワクチンが平成26年度に、B型肝炎が平成28年10月から定期接種化されました。
また、任意予防接種の取扱いやあり方についても検討が続いており、定期予防接種としておたふくかぜが増加することが見込まれます。
- 予防接種法に基づき実施されている定期予防接種は、全額公費負担（インフルエンザ・高齢者の肺炎球菌感染症予防接種は一部自己負担あり）で実施しています。予防接種法に基づかない任意予防接種は、原則、全額自己負担となっています。
- 本来、予防接種は国の責任において必要とする国民すべてが等しく接種できるようにするべきものです。定期予防接種に係る経費については、平成25年度に地方交付税による財政措置の拡充がなされたところですが、交付税措置ということから、予防接種にかかる財源が明確にならず、地方自治体により負担の差が発生します。制度やそれに係る国と地方の財政負担について抜本的な見直しを行い、必要な財源は交付税措置ではなく、全額国庫負担とする必要があります。

■ 効果等

- 定期予防接種となることで接種率が向上し、感染症の発生及びまん延が予防されます。
- 国による費用負担の導入により、地方自治体の負担が軽減され、接種勧奨等に更に取り組めることで接種率が向上し、感染症の発生及びまん延が予防されます。

本市における予防接種事業の財政負担



・子宮頸がん
・ヒブ
・小児用肺炎球菌
3 ワクチン接種事業導入

・子宮頸がん
・ヒブ
・小児用肺炎球菌
3 ワクチン定期化

・水痘
・成人用肺炎球菌
2 ワクチン定期化

・B型肝炎
定期化

・おたふくかぜ
定期化

〔 子宮頸がん予防ワクチンについて、積極的接種勧奨差し控えのため、25年度以降の経費を24年度実績額により見込んだ 〕

**任意接種のおたふくかぜの2 ワクチンが定期予防接種化された場合
の本市負担額**

41.9億円→44億円

**定期予防接種の拡充と地方自治体の負担増は相互に関係しており、
予防接種事業の抜本的改革が不可欠である。**

住宅・建築物の総合的な耐震対策等による 安全・安心に暮らせるまちづくりの推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

建築物等の耐震化をはじめとした総合的な耐震対策や密集市街地の改善、高齢者等の居住の安定確保に向けて、必要な制度拡充や財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 首都直下型地震等の発生の切迫性が指摘されるなか、建築物が集積し甚大な地震被害が想定される本市では、既存建築物の耐震化の促進や密集市街地の改善が急務であり、これまでも耐震対策等の制度拡充に努めてまいりました。今後も、住宅・建築物の耐震性等の一層の向上を図るため、各種施策の取組により、まち全体の総合的な耐震化や密集市街地内の住宅の不燃化等を推進する必要があります。
- 密集市街地対策を加速させるため、地域における積極的な取組を国として評価し、地域の防災性能の向上に有効な建築物への更新に対して限定的となっている助成内容を拡充するなど一層の制度拡充が必要です。
- 高齢者や障害者、子育て世帯等の居住の安定確保に向け、公営住宅の整備、安全・安心な暮らしを支える良質な住宅の供給に向けた取組を推進する必要があります。

■ 費用

- 平成30年度計画事業費 約25.0億円（国費 約11.7億円）
 - ・ 住宅・建築物の耐震対策事業 約6.0億円（国費 約2.7億円）
 - ・ 密集市街地の改善事業 約1.1億円（国費 約0.5億円）
 - ・ 公営住宅整備事業等 約17.9億円（国費 約8.5億円）

■ 効果等

- 住宅・建築物の耐震性、耐火性向上による安全性の確保
- 良質な住宅の供給による高齢者、障害者、子育て世帯等の居住の安定

住宅・建築物の耐震対策事業等

建築物の耐震化の更なる促進を図るために、平成27年度に改定を行った新たな「川崎市耐震改修促進計画」に基づき、各種施策を推進してまいります。

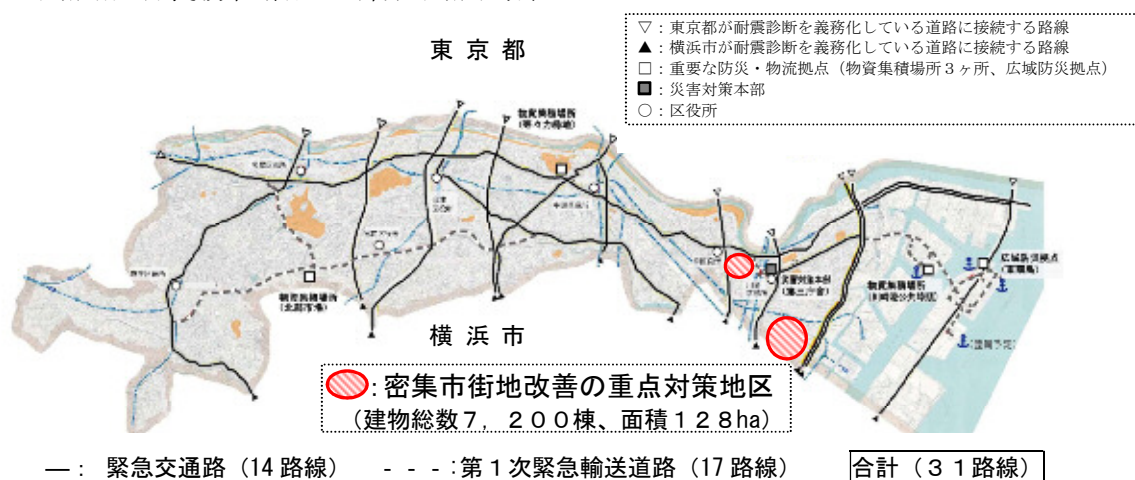
■住宅・建築物の耐震化事業（民間建築物）

目標：住宅及び特定建築物の耐震化率を平成32年度末までに95%とする。

（平成28年度末の耐震化率 住宅：92.6% 特定建築物：92.7%）

主な取組

- ・木造住宅耐震対策・民間マンション耐震対策・特定建築物等耐震対策
- ・耐震診断義務化沿道建築物耐震対策



沿道建築物の耐震診断を義務化する道路の指定路線図

■住宅市街地総合整備事業（密集市街地整備型）

目標：重点対策地区内の焼失棟数を平成32年度末までに3割減とする。

主な取組

- ・密集住宅市街地整備促進事業、老朽建築物除却事業、住宅等不燃化推進事業など

公営住宅整備事業等

■市営住宅整備事業

- ・中野島住宅、久末住宅、有馬第2住宅
（全3棟 137戸）

■高齢者、障害者等の居住の安定

- ・マンション共用廊下等段差解消工事、子育て等あんしんマンション事業 など

これらの取組により、安全・安心に暮らせるまちづくりを推進します。

この要請文の担当課 / まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課 TEL 044-200-2731
まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課 TEL 044-200-2993
まちづくり局指導部建築管理課 TEL 044-200-3017

消防施設及び緊急消防援助隊の整備について

【総務省】

■ 要請事項

- 1 消防施設等の整備について、必要な財政措置を講ずること。
- 2 緊急消防援助隊の整備について、必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 本市においては、社会情勢に適切に対応し、あらゆる災害から市民の生命、身体及び財産を守るという法（消防組織法）の趣旨のもと、災害時の防災拠点となる消防施設等の整備に努めるとともに、迅速な出動体制や的確な消防体制の整備を進め、更なる消防力の充実・強化を図っています。
- 防災拠点となる消防署所等の早期改築・改修が求められており、消防指令システムについても、安定稼働と他の業務との連携強化を図り災害対応力を向上させるための更新整備など、事業の推進が喫緊の課題とされています。
- 指定都市は、大規模な災害等に即応するため、消防車両等の充実強化を図り、一度強化した装備についても、その消防力を維持するため計画的な更新整備が必須であり、災害発生時には広域的に消防・救助活動を展開する役割を有しております。
- 整備費用の財政負担も大きく、国の補助金について、緊急消防援助隊設備の更新より新規整備が優先される配分方針や交付額の合計が9,500万円（零細補助基準額）に満たない場合は交付決定を受けられない採択基準の見直しを要望します。

■ 費用

- 平成30年度計画事業費
 - ・ 消防施設整備事業等 約3.0億円
 - ・ 緊急消防援助隊設備整備事業等 約4.7億円

■ 効果等

- 大規模災害への対応力の早期確立

消防施設整備事業等

区 分		平成29年度	平成30年度	平成31年度	
事業概要	消防庁舎	航空隊庁舎整備	新設 (本体工事・ 解体工事等)	新設 (解体工事等)	—
		庁舎長寿命化対策	王禪寺改修 (改修工事)	—	—
	消防施設	訓練塔・補助訓練塔	主訓練塔改築 (本体工事等)	—	—
		臨港消防署 千鳥町出張所棧橋	改修 (本体工事等)	—	—
	消防団	中原消防団 住吉分団市ノ坪班	—	改築 (設計等)	改築 (本体工事等)
	耐震性貯水槽	新設 (4基 設計・工事)	新設 (2基 設計等)	新設 (2基 工事)	
	消防情報通信の高度化	新システム構築	非常用 発電機工事	—	
	消防救急無線固定局等整備	—	無線設備整備	無線設備整備	
	合計(概算)	約22.6億円	約3.0億円	約2.7億円	

緊急消防援助隊設備整備事業等

区 分		平成29年度	平成30年度	平成31年度
事業概要	消防自動車等	9台	10台	14台
	救急自動車	4台	4台	4台
	合計(概算)	約3.5億円	約4.7億円	約4.0億円

この要請文の担当課／消防局総務部庶務課	TEL 044-223-2512
消防局総務部施設整備課	TEL 044-223-2548
消防局警防部指令課	TEL 044-223-2544

石油コンビナート地域の強靱化について

【内閣府・総務省・経済産業省・国土交通省・厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 国が公表した首都直下地震被害想定及び南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告等を踏まえ、消防法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法等の技術基準の妥当性について引き続き検証して必要な見直し等を行い、耐災害性の向上や防災体制の強化を図ること。
- 2 事業者が実施する液状化対策や津波対策、護岸の改修等の減災対策への支援の継続と拡充に取り組むとともに、定期改修等が年度当初に行われる場合であっても、合わせて事業者が活用可能となるよう、柔軟な制度運用を図ること。
- 3 施設の経年劣化に対する維持管理技術の開発や情報提供を行うこと。また、経年劣化した配管等の施設改修へのインセンティブを向上させる取組を進めること。
- 4 事業者がコンビナート保安人材を育成・確保できるよう、必要な支援を行うこと。

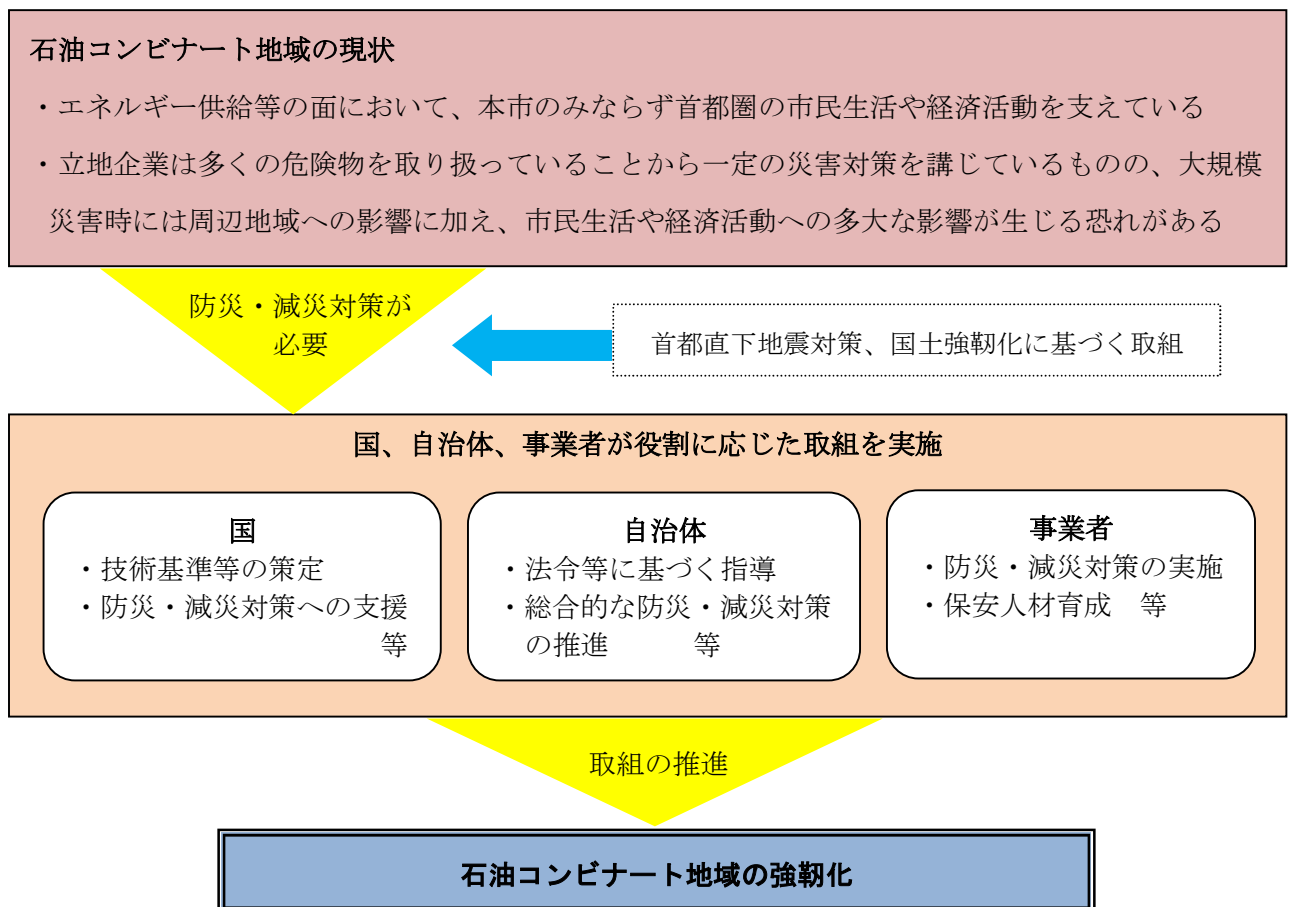
■ 要請の背景

- 臨海部の石油コンビナート等特別防災区域等に立地する企業は、法律等に基づいて一定の災害対策を講じています。しかしながら、首都直下地震被害想定においては、危険物・コンビナート施設に関して東京湾沿岸において流出約60施設、破損等約730施設の被害が想定されており、周辺地域への影響に加え、首都圏全体の市民生活や経済活動への多大な影響も懸念されることから、想定される地震の発生頻度や切迫性に応じた取組が必要です。
- 国においては、東日本大震災や各種被害想定調査結果等を踏まえ、危険物施設等の技術基準の見直しの検討や検証を実施するとともに、災害時のエネルギー安定供給の観点から石油出荷設備等の強化に要する費用の補助及び民有護岸の耐震改修に対する支援制度などの取組や、関係省庁による連絡会議が設置されておりますが、引き続き強靱化に向けた取組を推進することが必要です。

- 本市では、臨海部で想定される主な災害の未然防止と拡大防止を目的として、平成25年4月に川崎市臨海部防災対策計画を策定し、石油コンビナート地域における総合的な防災・減災対策を推進するとともに、平成28年3月に川崎市国土強靱化地域計画を策定し、強靱化に関する取組を総合的かつ計画的に推進しております。
- 石油コンビナート地域における事前防災・減災対策の考え方に基づく強靱化については、国、自治体及び事業者が役割に応じた取組を実施することが必要となりますので、国においては防災・減災対策の公的な支援の必要性、あり方について検討するとともに、実効ある対策を推進することが必要です。

■ 効果等

- 防災力、耐災害性の向上による首都圏の市民生活及び経済活動への影響の軽減
- 災害時におけるエネルギーの安定供給と速やかな復旧・復興



この要請文の担当課／総務企画局危機管理室震災・臨海部対策担当 TEL 044-200-2478

五反田川放水路整備の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

本事業は大規模工事であり、事業が完成するまで長期間を要することから、計画的な事業執行を図るために必要な措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 本市は、河川の治水対策を推進するため、緊急かつ重点的対策として時間雨量50mmに対応できるよう、環境にも配慮しながら河川の改修に取り組んでいるところです。
- 近年、局地的な集中豪雨や観測史上の記録を上回る大雨、都市化の進展等により、都市型水害が深刻になっております。特に洪水時、下流まで約20分で流下する高低差の著しい一級河川五反田川は、下流部及び二ヶ領本川との合流部で急激な水位上昇が生じ、度重なる水害を繰り返してきました。
- 五反田川下流の二ヶ領本川は高度に都市化された地域を貫流し、河道拡幅や掘削による河道改修が困難な状況となっており、五反田川の洪水を直接多摩川に放流する五反田川放水路整備事業を進めています。

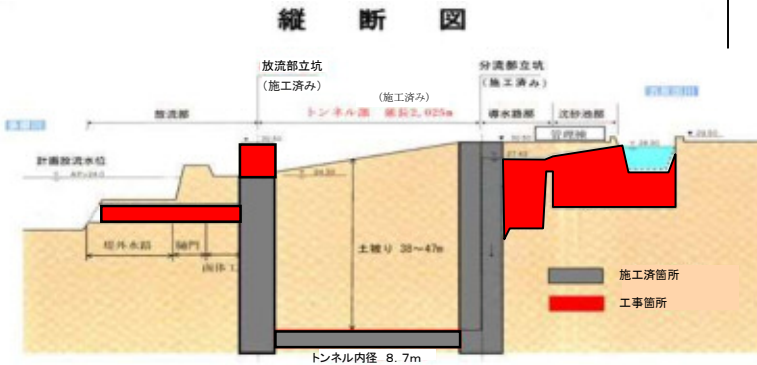
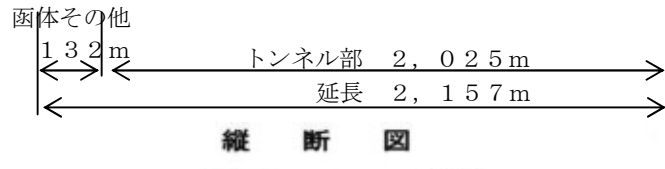
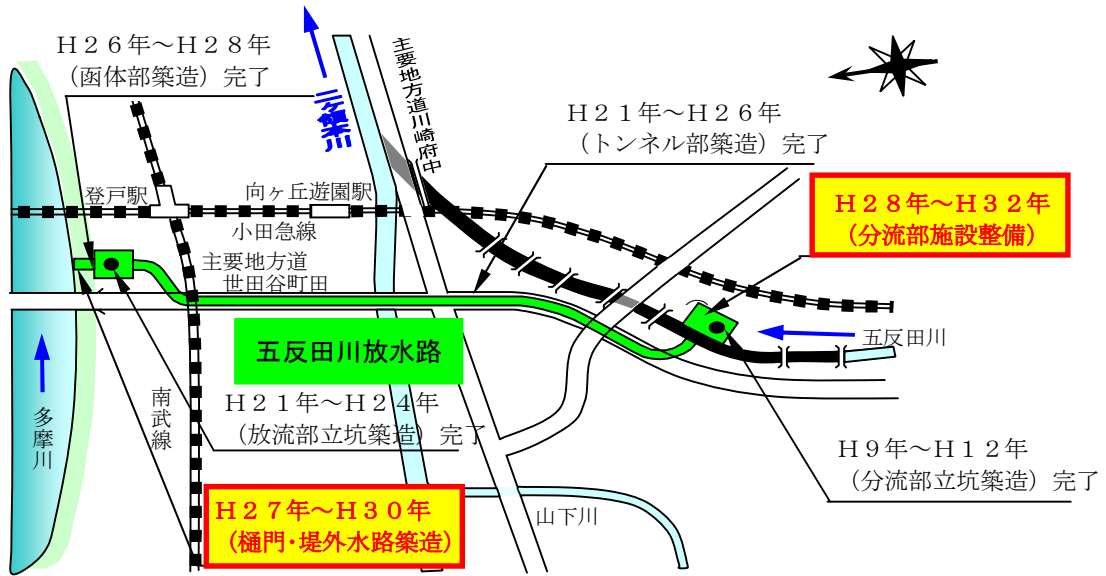
■ 費用

- 総事業費 約280億円（国費 約79.9億円 県費 約79.9億円）

■ 効果等

- 五反田川の洪水を直接多摩川に放流する放水路を整備することで、放水路下流域の五反田川及び二ヶ領本川は、現況断面で将来計画である時間雨量90mm対応となります。
- 面積約341ha、約7,100戸の浸水被害が解消されます。

五反田川放水路整備事業の概要



トンネル部

- 計画区間 川崎市多摩区生田8丁目～川崎市多摩区登戸新町
- 計画期間 平成4年度～平成32年度（平成31年度から暫定供用）
- 総事業費 約280億円
- 事業の概要 延長2,157m
 （うち地下トンネル2,025m、函体15m、樋門37m、堤外水路80m）
 計画高水流量 150m³/秒



樋門・堤外水路 完成イメージ



分流部施設 完成イメージ

この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL 044-200-2906

河川管理施設の老朽化等対策の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

河川の適切な維持管理・更新を実施していくための対策を講じること。

- ・維持・修繕に関わる交付金制度を創設すること。
- ・治水安全度確保のため、施設の老朽化・耐震化対策等について、必要な制度の創設などの措置を講じること。
- ・大規模河川管理施設機能確保事業の対象要件を緩和すること。

■ 要請の背景

- 本市の維持管理する河川延長は約38kmありますが、そのうち、約6割が、改修後概ね40年を過ぎて施設の老朽化が顕著となっており、首都圏における東海地震や関東直下型地震発生の切迫性の指摘などを踏まえ、河道の治水安全度を確保し、局地的集中豪雨による洪水や地震による災害の防止に備える必要があります。
- 本市では、年間約2億円の予算で日常の維持管理を行っておりますが、老朽化した河川管理施設の修繕のための財源確保に非常に苦慮しております。
- 一方で、一級河川平瀬川では護岸の変状が確認されたことから、治水安全性確保のため耐震性などの機能向上を図る改築工事を実施しており、早期に市民の安全安心を確保していく必要があります。
- 河川管理施設の堤防、護岸等については、平成25年6月の河川法の一部改正により維持・修繕に係る内容が規定されたため、現行の交付金制度に中小河川の堤防や護岸等を維持・修繕するための新たな交付金制度が必要です。

■ 効果等

- 本市における護岸等の河川管理施設は、改修後概ね40年以上経過したものが多く、計画的に維持補修・更新することで、機能を回復し耐震性を向上させるなど、施設の延命化・トータルコストの縮減を図り河川の安全性を確保します。

高規格堤防の今後の整備区間における着実な整備の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

今後の整備区間として位置付けられた多摩川右岸の高規格堤防整備事業について、着実な整備の推進を図ること。

- ・ 戸手地区の早期完了に向けた上流部の事業推進
- ・ 殿町地区における土地利用更新等の機会を捉えた機動的な対応

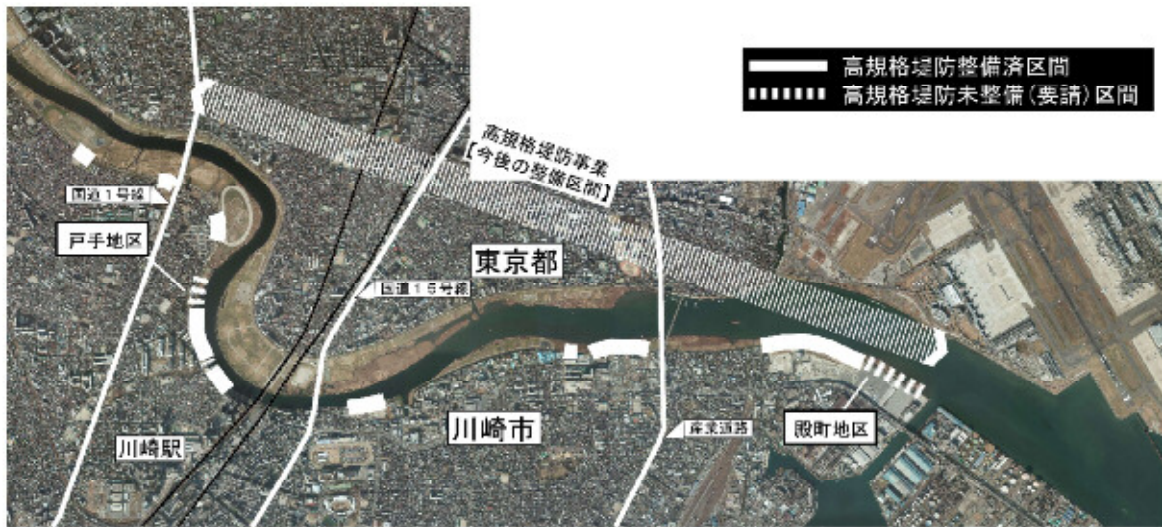
■ 要請の背景

- 高規格堤防については、平成23年12月の第7回「高規格堤防の見直しに関する検討会」において、人口が集中した地域で、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間に大幅に絞り込んで整備するとされ、多摩川については、下流域から国道1号線付近までが今後の整備区間として位置付けられました。
- 整備区間内の戸手地区については、高規格堤防の整備を前提としたまちづくりが進められており、また、増水時に度々冠水し、堤防が決壊すると川崎駅周辺地区などにおいて甚大な人的被害が発生する恐れがあるなど、整備緊急度の高い地域となっているため、残る上流部についても整備を推進し、早期に完了する必要があります。
- 殿町地区については、「国際戦略総合特区」「国家戦略特区」並びに「特定都市再生緊急整備地域」の指定を受け、羽田空港との近接性等を活かしたライフサイエンス分野の高度な先端技術を有する研究機関等が集積する世界的なイノベーション創出拠点の形成が進んでいるところです。未整備区間においても既に施設の整備が行われている状況ではありますが、我が国の国際競争力の強化を牽引する拠点であることから、同地区の治水安全度の向上を図るためにも、土地利用の更新等の機会を捉えて、機動的に対応していく必要があります。

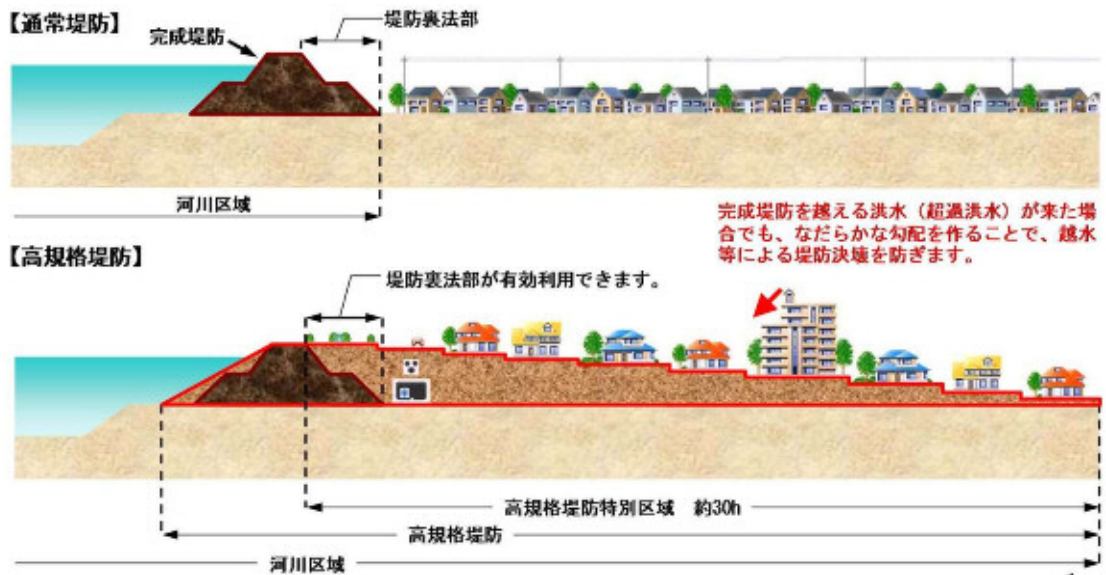
■ 効果等

- 高規格堤防の整備により、周辺地域全体の治水安全度の向上が図られます。
- 高規格堤防の整備に併せたまちづくりにより、良好な住環境の形成が図られます。

戸手地区・殿町地区（位置図）



高規格堤防整備事業（概要）



戸手地区



殿町地区



この要請文の担当課 / まちづくり局市街地整備部地域整備推進課 TEL 044-200-3011・2730

エネルギーに関する取組の推進について

【経済産業省・環境省】

■ 要請事項

- 1 低炭素社会の実現、自立分散型エネルギーシステムやスマートシティの構築に向けて、最先端の環境機器及び次世代自動車等の導入や関連する技術開発を促進するための財政措置を講じること。
- 2 電力需給などエネルギーに関するデータは、取組を効果的に推進する上で、基礎となる重要な情報であることから、誰もが的確に把握できるような仕組みを構築すること。
- 3 パリ協定の発効を受け、さらなる温暖化対策の推進にあたってはエネルギーに関する取組がより一層重要になることから、地方公共団体とも連携を図りながら総合的な取組を進めること。

■ 要請の背景

- エネルギー政策は、国が行う重要な政策の一つですが、本市では、平成 27 年 5 月に「川崎市エネルギー取組方針」を策定し、めざす姿として、「最先端の技術を取り入れた創エネ・省エネ・蓄エネの総合的な取組を推進する都市」、「多様な主体が、エネルギーの利用について、自ら考え、行動する都市」を掲げ、関係した取組を連携させて、エネルギーに関する取組を総合的に推進しているところです。
- 最先端の技術を取り入れた創エネ・省エネ・蓄エネを推進するためには、効率の向上や製造コストの削減などの技術開発を促進するとともに、市民や事業者の導入を促進するような支援制度が必要です。
- 多様な主体がエネルギーの利用について、自ら考え行動するためには、エネルギー状況の把握が重要であることから、市民・NPO・事業者・大学・研究機関など、誰もがエネルギーの状況を的確に把握できる仕組みが必要です。
- 中央環境審議会地球環境部会が取りまとめた「長期低炭素ビジョン（平成 29 年 3 月策定）」において、今世紀末の脱炭素化社会を見据え、2050 年には温室効果ガスを 80%削減する基本的方向として、温暖化対策とエネルギー政策との連携が重要であることが示されています。

川崎市エネルギー取組方針の概要

エネルギー等に関する本市の特徴や強みを活かしながら、これまで推進してきたエネルギーの取組や、東日本大震災後の状況変化、さらに国内外のエネルギーに関する動向等を踏まえた上で、「川崎らしい」エネルギーの取組」を推進することとし、2つのエネルギーに関する都市像をめざしていきます。

本市の特徴・強み

- ◆ 優れた環境技術・環境産業の集積
- ◆ 環境意識の高い市民等との協働の取組
- ◆ 多種多様なエネルギー供給施設の立地
- ◆ 見学・学習可能な環境・エネルギー関連施設の集積

“川崎らしい”エネルギーの取組

“川崎らしい”エネルギーの取組の推進により「めざす姿」

◆最先端の技術を取り入れた創エネ・省エネ・蓄エネの総合的な取組を推進する都市

◆多様な主体がエネルギーの利用について、自ら考え、行動する都市

取組の方向性

①エネルギーの有効利用、将来性・経済性、災害時対応等を見据えた主体的な取組の推進

市民・NPO・事業者・市などの多様な主体が、エネルギーを自らの問題として捉え、持続可能な市民生活や安定した事業活動など、市域における全ての活動の基盤となる「エネルギー」の有効利用、将来性・経済性、災害時対応等を見据えた取組を主体的に推進します。

②エネルギーを「よりクリーンな方向」へ

既存のエネルギーポテンシャルなど、本市の地域特性を活かしながら、環境に配慮したエネルギー拠点として、水素などの次世代エネルギーの取組を推進し、エネルギーを「よりクリーンな方向」へリードしていきます。

③エネルギーの取組を国内外へ発信

“川崎らしい”エネルギーの取組を市域だけでなく国内外へと発信し、新たなエネルギーの価値と本市のブランド力を高めていきます。

微小粒子状物質（PM2.5）削減の取組について

【環境省・経済産業省】

■ 要請事項

- 1 国民の健康を保護するため、微小粒子状物質（PM2.5）の挙動や揮発性有機化合物（VOC）由来の二次生成機構等の実態を早急に解明するとともに、国内における排出抑制策を推進すること。
- 2 発生源等の実態把握については、国が主体となって地域ごとの特色を考慮した調査を行うとともに、自治体が独自に行う調査に対して必要な財政措置を講ずること。
- 3 越境汚染対策のための国際的な取組を推進すること。

■ 要請の背景

- PM2.5の効果的な対策を検討するためには、PM2.5の様々な原因物質の発生源とその排出実態を明らかにするとともに、大気中の複雑な化学反応で生成される二次生成粒子の影響が大きいことから、この生成機構等を早急に解明する必要があります。また、平成27年3月にまとめられた「微小粒子状物質の国内における排出抑制策の在り方について（中間取りまとめ）」を踏まえて、今後の対策を早急に示し、着実に推進する必要があります。
- PM2.5の高濃度に至る発生原因は、国内の発生源寄与とあわせて、越境汚染の寄与も推定されており、さらに、国内の発生源については、地域ごとに特色がみられるため、本市では発生源等の実態把握のための調査を実施しております。より効果的な対策を進めるには、国が主体となって地域ごとの詳細な調査を行うとともに、自治体が独自に発生源等の調査を行う場合には多大な財政負担となることから、財政措置を講ずる必要があります。
- 大気汚染が問題となっている諸外国において、公害克服に努めてきた経験及び先進的な環境技術による国際貢献が重要であり、現在、国が進めている二国間連携などの取組を引き続き推進する必要があります。

PM2.5の対策に関する問題点及び課題

PM2.5の対策に関する現状の問題点等

- 発生源及び広域影響等の解明が未だ十分ではなく、総合的かつ広域的な対策が打ち出されていないが、早急に環境改善に資する取組が求められている。
- ⇒ PM2.5に関する知見を集積し、広域影響や二次生成機構等を解明すること。また、「微小粒子状物質の国内における排出抑制対策の在り方について（中間取りまとめ）」を踏まえて、早急に対策を示し、着実に推進すること。

- 大陸からの越境汚染については、実態の解明が不十分であるが、国内への影響が一定程度あると考えられている。また、越境汚染への社会的関心が高まるとともに、健康への影響も懸念されている。
- ⇒ 大陸からの越境汚染の影響を調査するとともに、国内の先進的な環境技術協力を用いた国際的な取組により、越境汚染の改善を引き続き図ること。

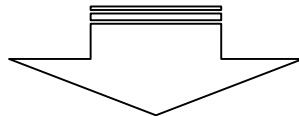
PM2.5対策の取組の現状と国への要望

自治体による取組

- PM2.5の常時監視
- PM2.5の成分分析
- 上記の測定体制の整備
- PM2.5削減対策の検討
- 発生源の実態調査

広域連携による取組

- 国立環境研究所、地方環境研究所などと連携した広域調査による実態調査
- 発生源解析、高濃度解析等による実態把握
- 対策につながる基礎的資料の蓄積
- 二国間連携による国際的な取組



PM2.5の削減対策に必要な国の対応

- 1 PM2.5の挙動や二次生成機構等の実態を早急に解明するとともに、国内における排出抑制策を推進する。
- 2 自治体と連携してPM2.5の発生源調査を実施し、必要な財政措置を講ずる。
- 3 越境汚染対策については、国際的な取組をより一層推進する。

廃棄物処理施設整備事業の推進について

【環境省】

■ 要請事項

循環型社会形成を推進するために必要な廃棄物処理施設の整備事業として、橘処理センター、堤根処理センター及び入江崎クリーンセンターの建設に必要な財政措置について、内容を拡充し今後も継続して実施すること。

■ 要請の背景

- 本市では、4つの処理センターで廃棄物を処理していましたが、将来にわたり安定的かつ効率的な処理を継続して行うため市内4つの処理センターの敷地を有効活用し、全体で3つの処理センターを稼働し、うち1つを休止、建設中とする3処理センター体制へ平成27年度に移行しました。引き続き、長期的な視点にたった施設整備が必要になります。
- 現在は、休止中の橘処理センターの建替に向け解体撤去工事を実施するとともに、平成35年度に予定している堤根処理センターの建替に向け基本計画策定等を進めています。また、老朽化した入江崎クリーンセンターの建替に向け、基本計画策定等を進めています。

■ 費用

- 平成30年度計画事業費

橘処理センター整備事業

- ・ 橘処理センター解体撤去工事（3年契約3年次目）
予定額 704,700千円（国費 約234,900千円）
- ・ 地下水調査業務委託（2年契約2年次目）
予定額 1,300千円（国費 約400千円）

堤根処理センター整備事業

- ・ 基本計画策定業務委託（3年契約2年次目）
予定額 19,500千円（国費 約6,500千円）
- ・ 環境影響評価（その1）業務委託（2年契約1年次目）
予定額 3,000千円（国費 約1,000千円）

入江崎クリーンセンター整備事業

- ・ 基本計画策定等支援業務委託（2年契約2年次目）
予定額 13,000千円（国費 約4,300千円）
- ・ 総合評価落札方式支援業務委託（2年契約1年次目）
予定額 6,800千円（国費 約2,200千円）

橋処理センター整備事業

施設・処理能力

- ・ ごみ焼却処理施設
600 t / 日 (200 t / 日 × 3 炉)
- ・ 資源化処理施設
ミックスペーパー 45 t / 5 時間



事業年度

- ・ 平成 27 年度～平成 28 年度 建設工事発注仕様書作成
- ・ 平成 28 年度～平成 29 年度 建設工事総合評価支援業務
- ・ 平成 28 年度～平成 30 年度 橋処理センター解体撤去工事
- ・ 平成 29 年度～平成 35 年度 ごみ焼却処理施設及び資源化処理施設建設工事

堤根処理センター整備事業

施設・処理能力

- ・ ごみ焼却処理施設 未定

事業年度

- ・ 平成 26 年度～平成 31 年度 現況調査及び測量実施
- ・ 平成 29 年度～平成 33 年度 基本計画及び整備計画作成
- ・ 平成 30 年度～平成 34 年度 環境影響評価（その 1、その 2）手続
- ・ 平成 35 年度～平成 43 年度 解体撤去工事及びごみ焼却処理施設等建設工事

入江崎クリーンセンター整備事業

施設・処理能力

- ・ し尿処理施設 未定

事業年度

- ・ 平成 29 年度～平成 30 年度 基本計画等作成
- ・ 平成 30 年度～平成 31 年度 建設工事総合評価手続
- ・ 平成 31 年度～平成 33 年度 し尿処理施設建設工事

緑地保全事業について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 緑地保全事業は、市民の健全な生活環境の確保に加え、生物多様性の保全や地球温暖化対策等の推進に寄与することから、緑地の買入れや施設整備、緑地の再生に向けた萌芽更新などに対する必要な財政措置を講ずること。
- 2 緑地の減少に歯止めをかけるため、緑地保全に係る相続税等の負担軽減措置や、相続税における物納制度の柔軟な運用等、税制上の優遇措置を拡充すること。

■ 要請の背景

- 本市では、緑の基本計画に基づき、市域の骨格を形成する多摩丘陵の保全に向けて取組を進めています。
- 保全した緑地を良好に保全し管理するために、市民等との協働による保全管理活動を進めておりますが、管理施設や斜面地の保全を図る施設の整備が必要となっております。また、保全された緑地の景観、生態系を再生させるために、持続的な林床管理と樹木の萌芽更新が必要となっております。
- 本市は、市域の約88%が市街化区域であり、首都圏の中心部に位置しております。そのため土地需要が旺盛であり、相続時における土地利用転換などにより、市域の樹林地は減少傾向となっていることから、相続税などの税制の優遇措置の拡充が必要となっております。

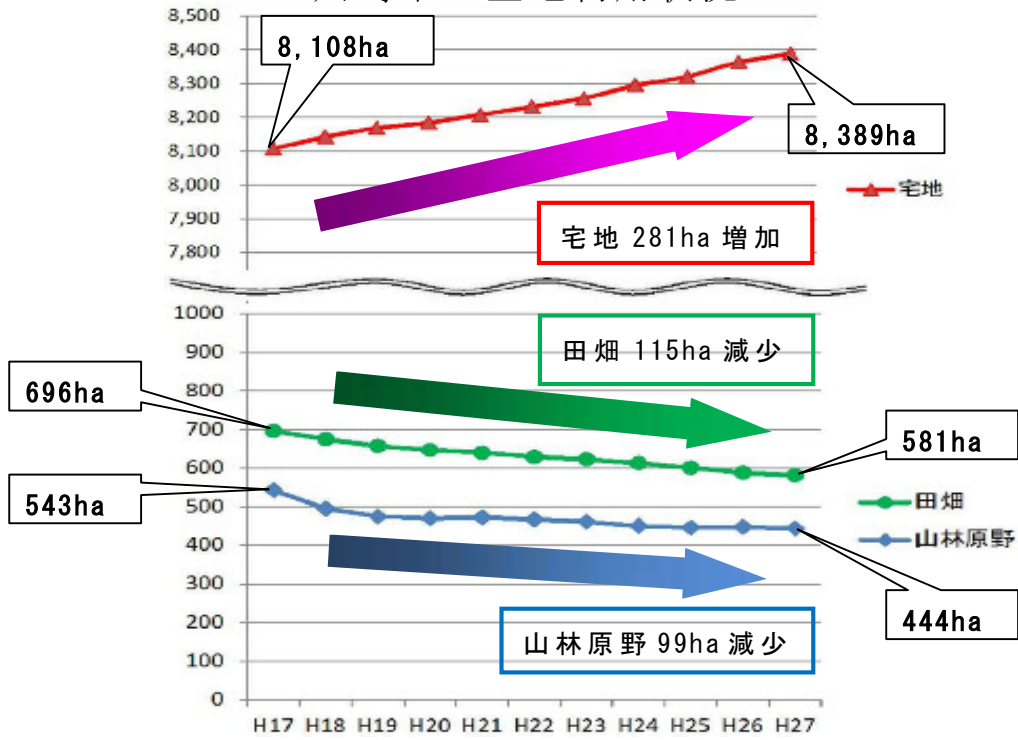
■ 費用

- 平成30年度事業費 約10億円（国費 約3.7億円）
 - ・ 特別緑地保全地区用地取得費 約3ha 約8億円（国費 約2.7億円）
 - ・ 特別緑地保全地区整備費 約2億円（国費 約1.0億円）

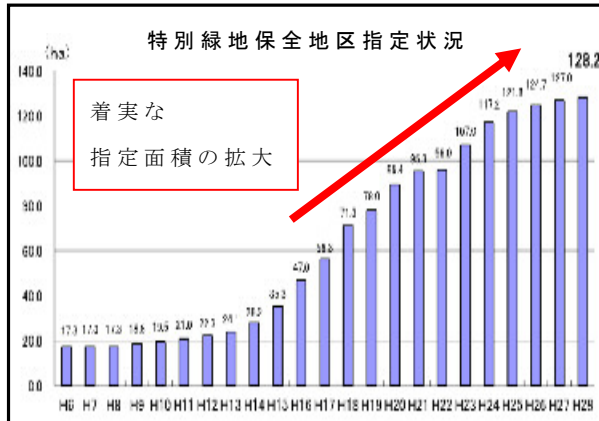
■ 効果等

- 都市景観の向上、市域の緑のネットワーク形成、生物多様性の保全、地球温暖化の抑制、ヒートアイランド現象の緩和、緑地の持つレクリエーション効果による市民の健康向上など

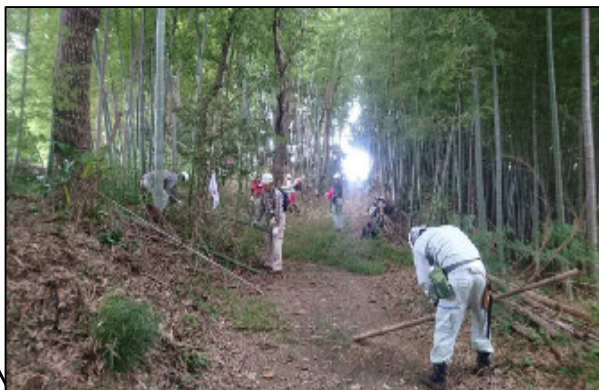
川崎市の土地利用状況



緑地保全の取組を着実に進める必要があります。



里山の風景 (黒川海道特別緑地保全地区)



市民協働による保全管理活動



緑地保全と斜面安定の両立 (ノンフレーム工法)

この要請文の担当課 / 建設緑政局緑政部みどりの保全整備課 TEL 044-200-2381

公園等整備事業について

【国土交通省】

■ 要請事項

公園における防災機能の充実や公園施設の長寿命化、本市の大規模公園である生田緑地や富士見公園の再編整備などに必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 地域コミュニティの場となる公園は、本格化する少子高齢化を見据え、公園施設のバリアフリー化を進めています。また、発生が想定されている「首都直下地震」等では甚大な被害が想定されており、防災・減災対策の充実を図るための施設を整備しています。
- 公園施設の老朽化対策として、戦略的な維持管理・更新を推進し、長寿命化を図っています。
- 本市最大の緑地である生田緑地は、多様な主体が参加し、生物多様性に配慮した施設整備を進めています。また、菅生緑地では里山の景観を活かした施設整備を進めており、富士見公園は都市のオアシス空間として、緑豊かなくつろぎの場やレクリエーション活動の場などの創出に向けた、公園の再整備を進めています。

■ 費用

- 平成30年度公園緑地整備事業費 約6.6億円（国費約3.0億円）
 - ・ 用地取得費 約2.0億円（国費約0.7億円）
 - ・ 整備費 約4.6億円（国費約2.3億円）

■ 効果等

- 公園のバリアフリー化、災害時における防災機能向上による安全安心なまちづくり
- ライフサイクルコストを縮減し、適切なサービス水準の確保
- ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全、水源・湧水地の保全等
- 市民の健康増進、レクリエーション機能、都市景観の向上



生田緑地

生田緑地西口広場

公園のバリアフリー化



菅生緑地

富士見公園



公園における防災機能の向上

図 川崎市事業位置図

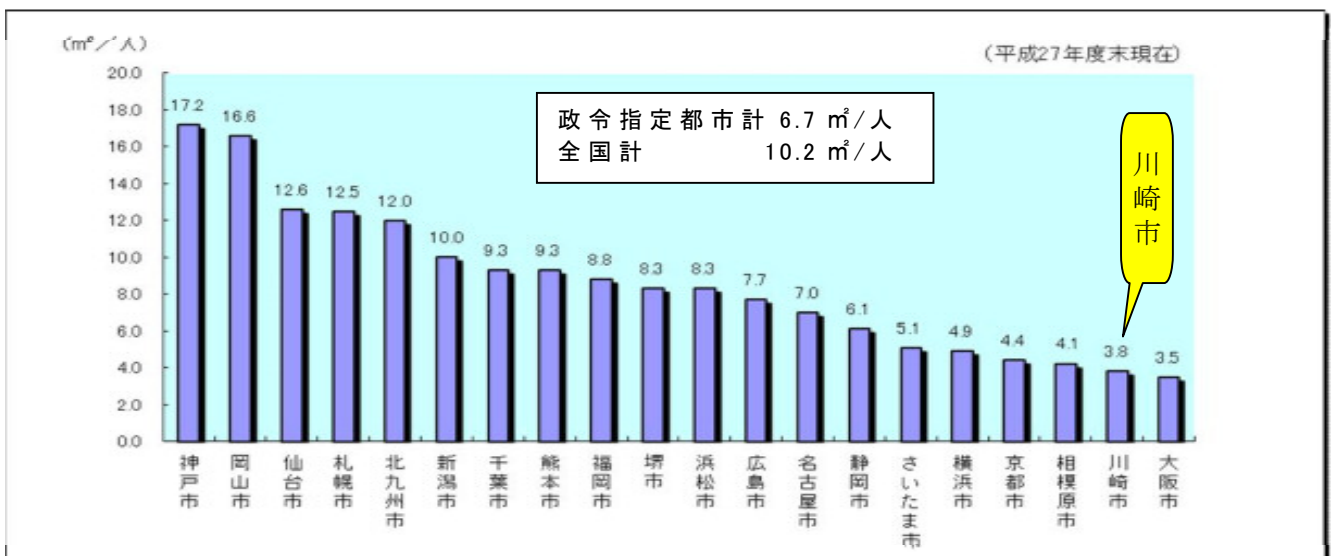


図 一人あたりの都市公園面積 政令指定都市比較

この要請文の担当課／建設緑政局緑政部みどりの保全整備課 TEL 044-200-2390

等々力緑地再編整備の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

災害時の広域避難場所・活動拠点及びスポーツ・レクリエーションの拠点となる等々力緑地の再編整備の推進に必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 等々力緑地は、本市の広域拠点である小杉駅周辺地区に隣接しており、武蔵小杉駅周辺の大規模な再開発事業等も進む中、平成27年度に陸上競技場新メインスタンド、平成28年度に緑地のメインエントランスとなる正面広場の整備が完了し、引き続き広域拠点として都市景観の形成など、多摩川をはじめ周辺環境と連携した魅力を高めるまちづくりにつなげる必要があります。
- 広域避難場所である等々力緑地は、災害時の活動拠点としての整備や、防災機能の強化が必要となっており、平成28年度から災害時に消防の活動拠点となる硬式野球場の整備を進めているため、今後も国の財政支援が必要不可欠となっています。

■ 費用

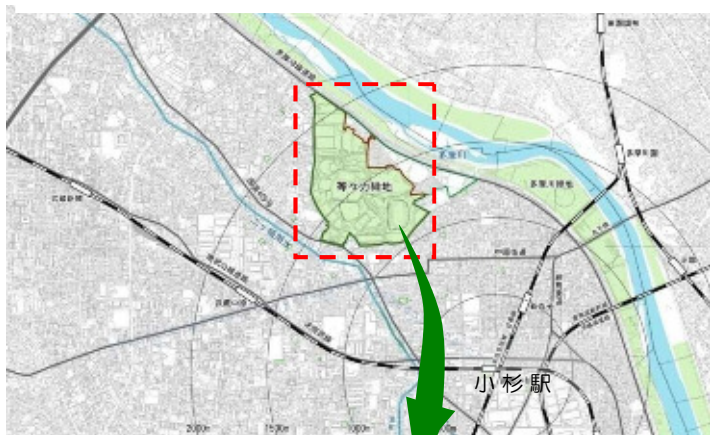
- 平成30年度計画事業費 約18.2億円 (国費 約5億円)

■ 効果等

- 災害時の活動拠点としての活用 (広域避難場所としての機能充実)
- 防犯性や安全性の向上により安全・安心なまちづくりへの寄与
- 緑地内施設のポテンシャルの有効活用による利用者の利便性の向上
- 市内の産業、商業、文化等との連携や周辺まちづくりとの連携による地域の賑わいの創出

都市公園事業（等々力緑地）

広域避難場所である等々力緑地において、陸上競技場や硬式野球場等の施設を、災害時の活用や、通常時は地域の交流拠点となるよう整備を行います。



<等々力緑地における防災に関する取組み>

硬式野球場整備
（広域応援部隊の活動拠点・太陽光発電など）



硬式野球場イメージ図
〈H28年度-H31年度整備〉

陸上競技場整備
（広域応援部隊の活動拠点・太陽光発電など）
※第2期整備〔サイドバックスタンド〕について検討中



第1期整備
〔メインスタンド〕
平成27年度完成



正面広場整備
（誘導案内照明など）
平成28年度完成



今後の費用の見込み

（単位：億円）

事業名称		H30 計画	H31 計画	H32 計画
硬式野球場整備	事業費	約 18.2	約 13.0	0
	うち国費	約 5.0	約 5.0	0
中央広場等整備	事業費	0	0	約 7.0
	うち国費	0	0	約 3.5
合計	事業費	約 18.2	約 13.0	約 7.0
	うち国費	約 5.0	約 5.0	約 3.5

この要請文の担当課／建設緑政局等々力緑地再編整備室 TEL 044-200-2417

水道施設更新・耐震化の推進について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 大規模地震などの災害発生時においても施設の被害を最小限にとどめ、安定給水を確保するため、基幹施設の耐震化対策について、必要な国庫補助制度の要件緩和及び財政措置を講ずること。
- 2 災害発生時に被害を受けやすい経年管路の更新・耐震化を促進させることについて、必要な国庫補助制度の要件緩和及び財政措置を講ずること。

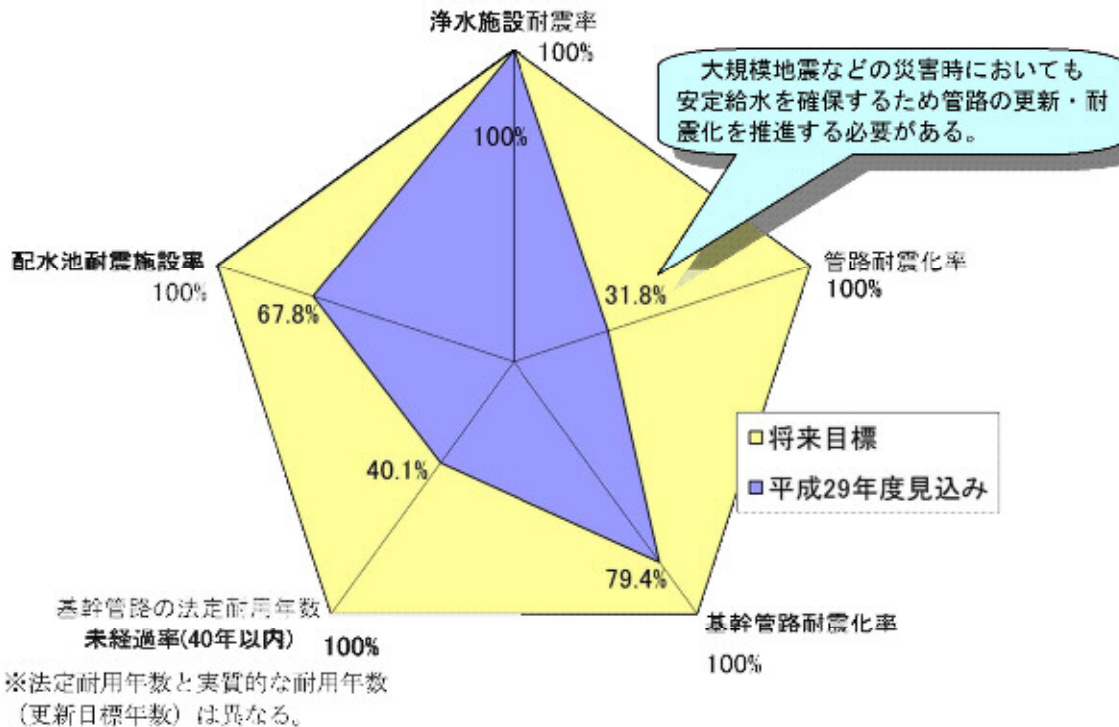
■ 要請の背景

- 戦後の高度経済成長期に行われた拡張事業により築造された配水池などの基幹施設は、老朽化が進行し、耐震性が課題となっており、大規模災害発生時にも安全・安定給水を維持し、耐震化を推進することが必要です。
- 昭和40年代に集中的に整備された水道管路は、今後一斉に更新時期を迎えることとなり、大規模災害時においても市民生活に欠かせない水道の供給を継続させるため、経年管路の更新を継続的に実施し、耐震化を推進することが必要です。また、送水・配水本管などの基幹管路は主に溶接鋼管を採用しており耐震化率は高いものの経年化が進んでいることから、経年管路の更新を推進することが必要です。
- 今後、更なる水道施設の耐震化対策等を推進していくためには、多額の事業費を要しますが、本市をはじめ大都市の水道事業者の大半は、管路更新に係る補助金の採択基準の水道料金より低い料金設定であることなどから不交付となっています。事業費の財源の多くを水道料金で賄うことは、使用者の負担増加を招き、極めて困難な状況であることから、採択基準の緩和及び所要の財政措置が必要です。

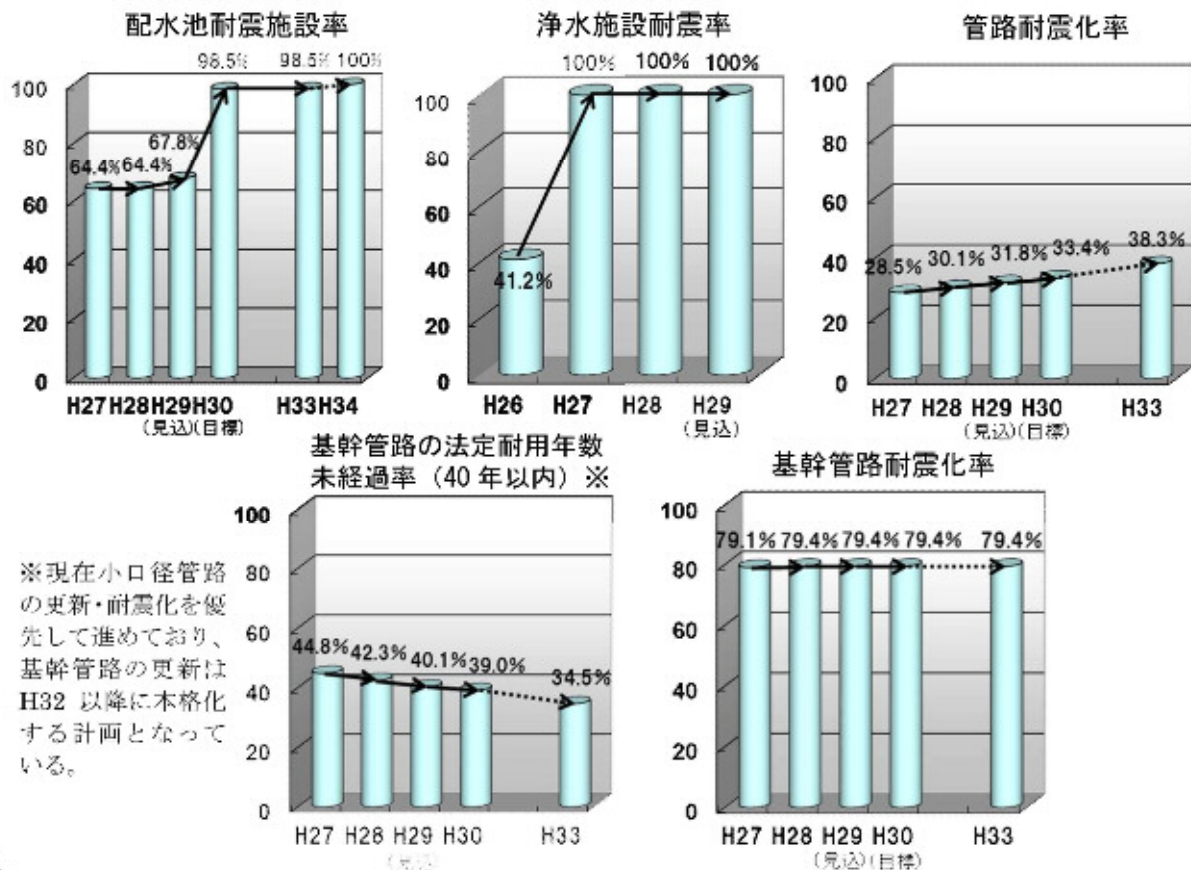
■ 費用

- 平成30年度計画事業費 約122億円（国費 約5.9億円）

川崎市水道事業の計画と現状



川崎市水道事業の現状と平成30年度目標値



この要請文の担当課／上下水道局水道部水道計画課 TEL044-200-2496

下水道整備事業の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 大規模地震などの災害時においても下水道機能を確保するため、下水道施設の耐震化や津波対策などを推進するとともに、被災時における施設の運転を可能とする所要の整備に必要な財政措置を講ずること。
- 2 気候変動に伴う降雨形態の変化などを踏まえ、水害に強いまちづくりを実現するため、浸水対策・ゲリラ豪雨対策に必要な財政措置を講ずること。
- 3 安定した下水道サービスを継続して提供するため、老朽化した管きよの再整備や水処理センター・ポンプ場の再構築、設備の長寿命化と更新に必要な財政措置を講ずること。
- 4 快適な水辺環境の確保や地球環境に配慮するため、合流式下水道の改善や、水処理場の高度処理化、さらには温室効果ガスの削減など、環境対策に必要な財政措置を講ずること。
- 5 主要な管きよの設置、改築に係る指定都市と一般市との格差是正を図ること。

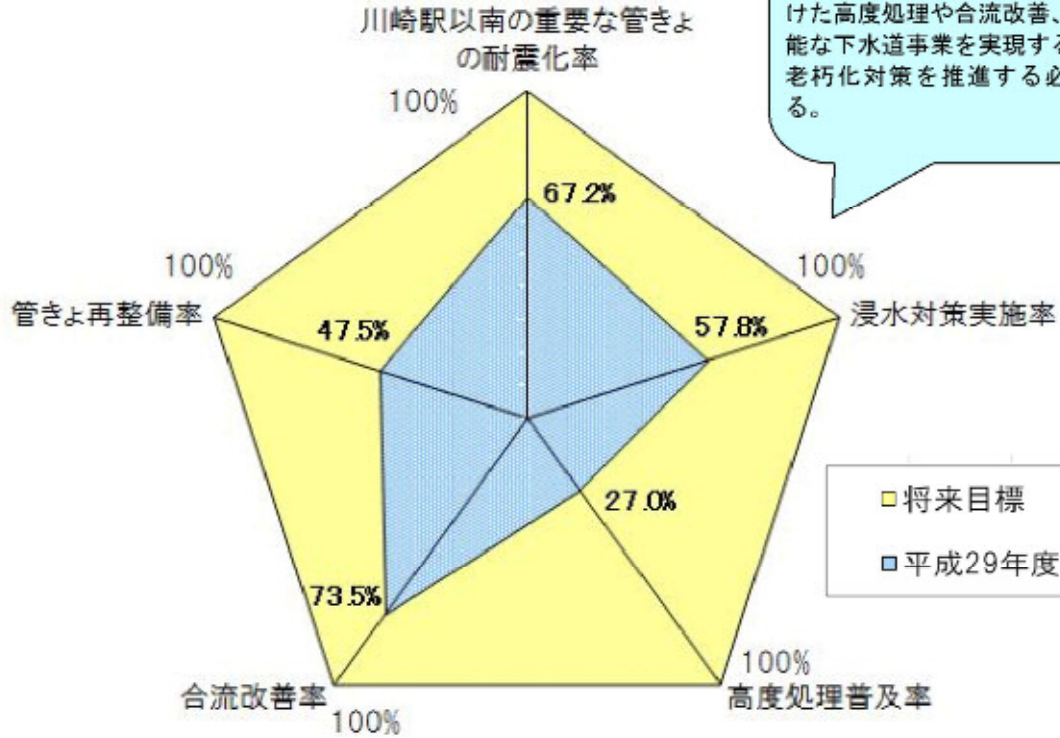
■ 要請の背景

- 下水道は市民生活を支える重要な都市基盤であり、大規模地震発生時でも下水道機能を損なうことのないよう、下水道施設の耐震化や津波対策が必要です。さらには、被災時における不安定なエネルギー供給状況下においても、安定して施設を運転できるように、省エネ機器の積極的な導入をはじめ再生可能エネルギーの活用なども含めたエネルギー対策が必要です。
- 局地的集中豪雨の頻発など、近年の気候変動に対応するための施設整備が必要です。
- ライフラインとしての健全な機能確保のため、アセットマネジメントを導入し、老朽化した管きよの再整備や水処理センター・ポンプ場の再構築、設備の長寿命化と更新を、計画的・継続的に行う必要があります。
- 下水道は都市基盤としての役割に加え、健全な水環境の確保、温室効果ガスの削減、資源・エネルギーの有効活用等、多様な環境対策の役割を担っています。
- 合流改善や高度処理の基準達成には、施設整備に多額の費用を要する上、法令等で目標年次が定められているため、下水道経営に大きな影響を与えています。

■ 費用

- 平成30年度計画事業費 約190億円（国費 約70億円）

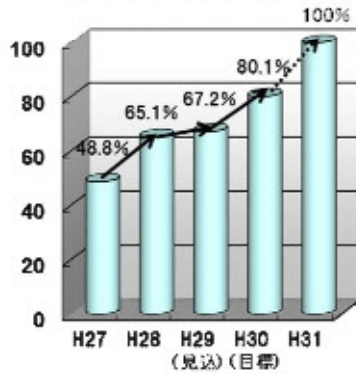
川崎市下水道事業の計画と現状



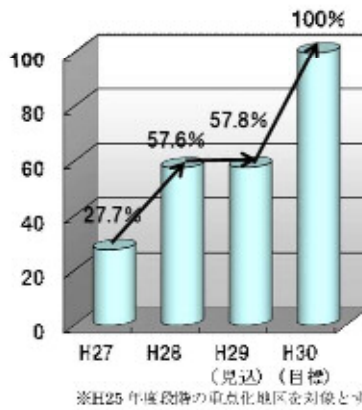
下水道普及は概成したものの、安全・安心な市民生活を支える下水道を目指した施設の耐震化や浸水対策、快適な水環境の確保に向けた高度処理や合流改善、持続可能な下水道事業を実現するための老朽化対策を推進する必要がある。

川崎市下水道事業の現状と平成30年度目標値

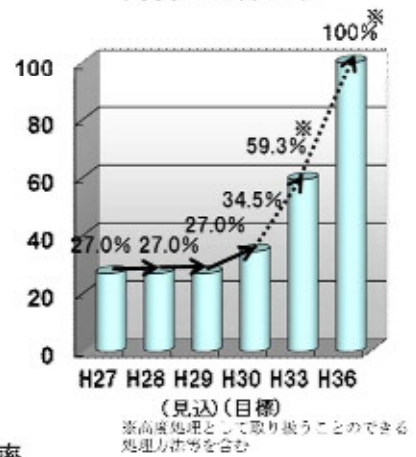
川崎駅以南の地域の重要な管きよの耐震化率



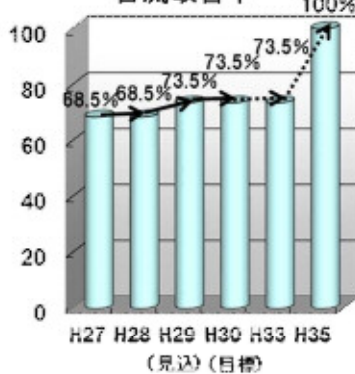
浸水対策実施率



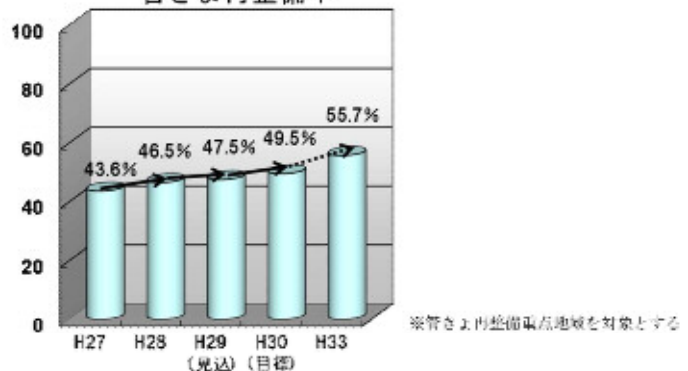
高度処理普及率



合流改善率



管きよ再整備率



この要請文の担当課／上下水道局下水道部下水道計画課 TEL044-200-2886

放射性物質が検出された下水汚泥焼却灰の 取扱いについて

【内閣府・国土交通省】

■ 要請事項

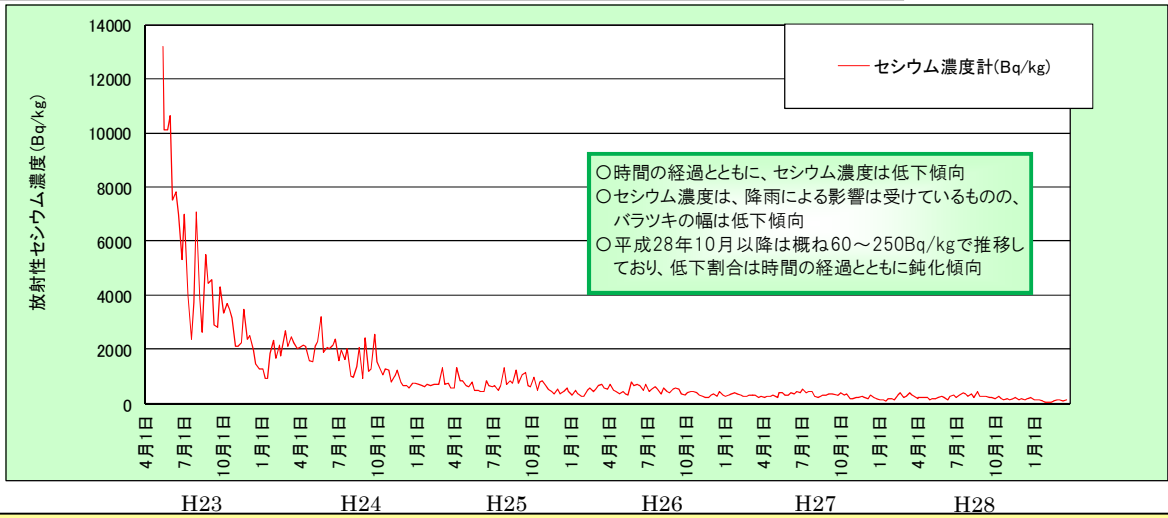
放射性物質が検出された下水汚泥焼却灰の一時保管等の経費に対しては、地方の負担とならない万全の補償が確実に行われるよう、必要な支援を講ずること。

■ 要請の背景

- 放射性物質の濃度が低下した新たに発生する下水汚泥焼却灰（新規灰）については、平成28年4月より試験埋立を開始し、継続しているところですが、その処分費用に多額の経費が発生するとともに、モニタリング費用や、保管している下水汚泥焼却灰（保管灰）を維持管理する費用など様々な費用が発生している状況であり、今後は更に、未だ資源化や最終処分には至っていない保管灰の処分費用も発生することとなります。

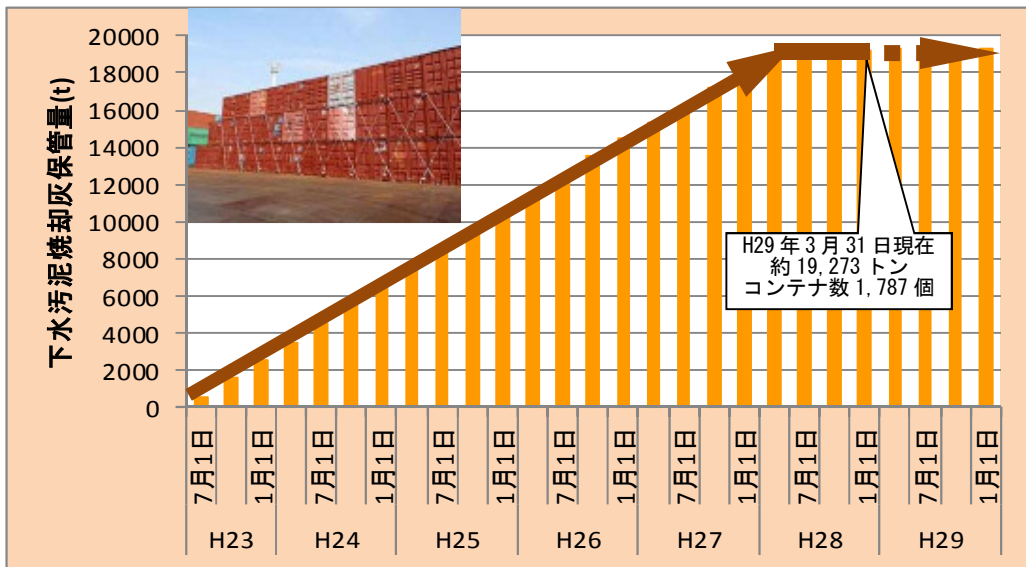
保管等の追加的支出のうち、既にその一部について東京電力ホールディングス（株）より支払いを受けていますが、引き続き万全の補償が確実に行われるよう、財政措置を含めた国による支援が必要不可欠です。

入江崎総合スラッジセンターにおける下水汚泥焼却灰の放射能測定結果

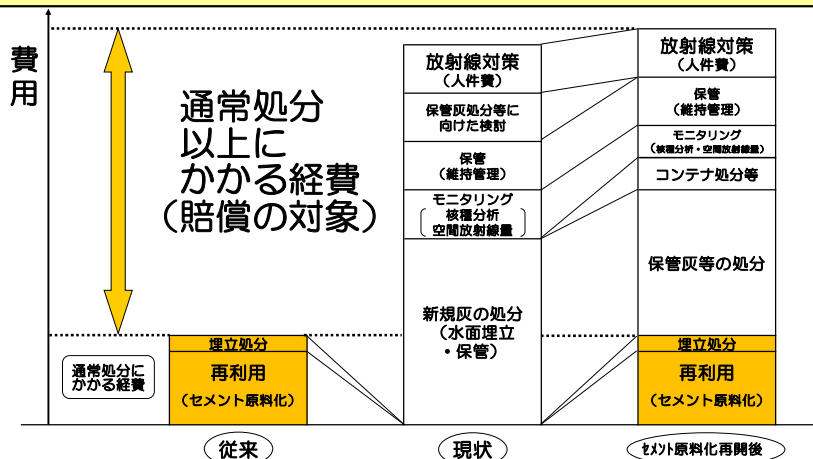


処分に係る本市の実情(下水汚泥焼却灰の保管量及び管理型処分場の現況)

【保管量の推移】



放射性物質が検出されたことにより新たに要することとなった経費のイメージ



中小企業の人材確保支援及び若者の職業的自立支援の推進について

【厚生労働省・経済産業省】

■ 要請事項

- 1 地域の持続的な発展を図るため、中小企業における人材確保の支援を図る制度を確立すること。
- 2 地域若者サポートステーション事業について、継続的・安定的にニート等の若者の職業的自立を支援できるよう、国からの委託期間を複数年度化し、事業の拡充を図るため、国の責任においてその所要経費のすべてを措置すること。

■ 要請の背景

- 雇用情勢の改善が進む中、中小企業、特に建設・物流などの人材確保が困難な業界での人手不足が深刻化していますが、その要因には、若者の中小企業に対する理解が不十分なことなどに起因する雇用のミスマッチ等が挙げられます。

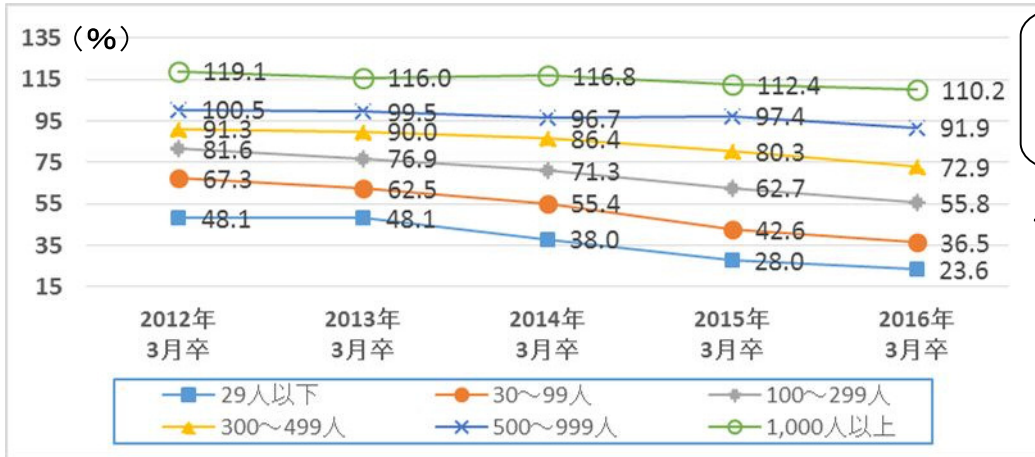
川崎市内では、人材確保対策として、中小企業の若手経営者の皆さんが、自らの負担で大学生等を対象とした地域の中小企業の魅力発信イベント等を開催しています。

こうした中小企業自らの人材確保に向けた取組の更なる展開を図り、地域における中小企業の人材確保対策や企業の魅力発信の取組に対する効果的な支援制度の創設が求められています。
- 制度創設に当たっては、事業の準備期間を十分確保でき、地域の実情に即した柔軟な運用が可能な内容とする必要があります。
- 若年無業者数が全国で75万人と推計されるなど深刻な状況にあり、個々に対応した継続的な支援が必要ですが、地域若者サポートステーションの運営において、国からの委託が単年度であり、安定的かつ発展的な運営体制の構築は困難な状況となっています。
- 「若者キャリア開発プログラム」をはじめとする各種支援プログラムや臨床心理士の配置については、若者を社会とつなげる方策として極めて重要であり、全国的な課題に対応し成果を上げるため、国の責任においてその所要経費のすべてを措置することが必要です。

■ 効果等

- 安定した就労や雇用環境、地域の中小企業の活性化により、市民生活や地域経済の持続的・安定的な発展を実現します。
- 若年者の就業・自立支援を安定的かつ発展的に行うことにより、本来、社会の支え手であるべき若年者層が生活保護対象に移行することを防止し、若年者層が安定的に就労し、自立することで、国や自治体の財政基盤の強化に資するとともに、経済の活性化を促すことができます。

1 従業員規模別高校卒業者の充足率の推移（全国）



中小企業等が
人材を十分に
確保できてい
ない。

（出典）厚生労働省「新規学卒者（高校・中学）の職業紹介状況」

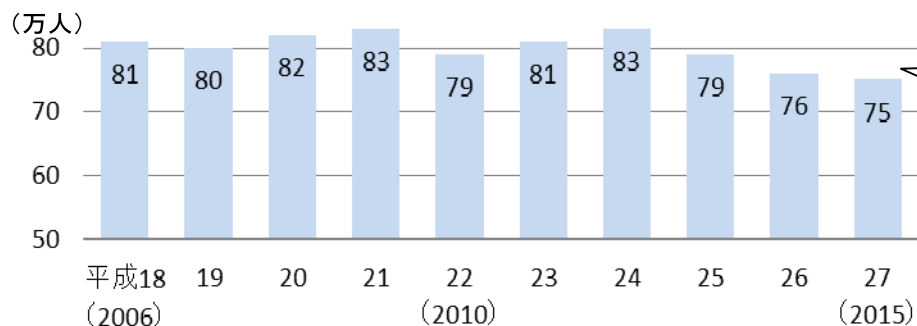
※ 1 各年の新規学卒者について、公共職業安定所及び学校において取り扱った求人、就職状況をとりとめたもの。

※ 2 「充足率」＝「就職者数」÷「求人数」×100

2 中小企業が実施した魅力発信イベントの様子（川崎市）



3 若年無業者数の推移（全国）



近年、高止まりの
状態が
続いている。

（出典）総務省「労働力調査」

※ 1 このグラフの数値は、15～39歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者。

※ 2 平成23年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。

この要請文の担当課／経済労働局労働雇用部 TEL 044-200-2276

消費者行政体制の強化継続について

【消費者庁】

■ 要請事項

消費者行政の充実強化への取組に向けて、現在「地方消費者行政推進交付金」を活用しているが、より一層の強化を図るために同交付金による継続的な支援を図ること。

■ 要請の背景

- スマートフォン等携帯端末の普及に伴い、消費者相談の増加とともに内容が高度化・複雑化するなど、地方消費者行政に対する市民ニーズが高まっています。
- 国では、消費者行政の充実・強化に取り組む地方自治体を支援するため「地方消費者行政推進交付金」を創設し、本市も同交付金を活用し体制強化に取り組むとともに、P I O - N E T（全国消費生活情報ネットワークシステム）を活用した消費者支援体制を構築してきました。
- しかしながら、同交付金の一部が平成29年度をもって終了する状況にあり、継続した地方消費者行政の体制強化に支障を来す恐れがある状況となっています。

■ 費用

- 平成29年度地方消費者行政推進交付金活用事業予算額
約41,105千円（国費 約41,105千円）

■ 効果等

- 土曜日電話相談の実施、消費生活相談員の増員及び統括管理者等の配置、また相談員の研修及び弁護士等専門家によるアドバイス体制の拡充を図ることにより、市民ニーズに対応したより専門性を有する質の高い相談体制を築くことができます。
- 相談件数割合が多く、被害も重大化する傾向にある高齢者やその見守り関係者、スマートフォン等に関連する高度化する消費者トラブルに遭いやすい若者等に対し効果的な消費者教育を実施し、消費者被害の未然防止を推進します。

相談体制の強化及び消費者トラブルの未然防止

川崎市における新規相談件数



川崎市における高齢者（60歳以上）の相談件数



【近年の状況】

- 本市の消費生活相談件数は、増加傾向
- 商品・サービスの取引形態や販売方法が複雑化・多様化するとともに、スマートフォン等携帯端末の急速な普及によりウェブサイトへのアクセスが簡易化され消費者トラブルに陥るリスクが拡大
- 高齢化の進展に伴い、高齢者を狙った悪質商法によるトラブルのリスクが拡大

【改善の具体例】

- 増大する相談量への体制整備
 - ・土曜電話相談の実施
 - ・統括管理相談員設置による体制強化
 - ・主任相談員制による相談員の継続的レベルアップ
- 高度化・複雑化する相談への対応
 - ・専門家との連携による法的案件への対応強化
 - ・相談員研修強化による専門的相談への対応強化
- 消費者教育推進による消費者トラブルの未然防止
 - ・講座等によるスマートフォン等の高度化する消費者トラブルへの対応
 - ・高齢者やその見守り関係者等への消費者教育推進による見守り体制の強化

同交付金による継続的支援の実施が必要不可欠

県費負担教職員の給与負担等の移譲後における 財政措置について

【文部科学省・総務省】

■ 要請事項

- 1 県費負担教職員制度に係る包括的な権限が指定都市に移譲されたことに伴い、現行の道府県が提供している教育水準を安定的に維持するために必要となる財源について、指定都市の実情を反映し適切に措置すること。
- 2 教職員の給料単価の乖離について適切に対応するとともに、移譲に伴い発生する人事・給与等事務に関する財政需要について適切に措置すること。

■ 要請の背景

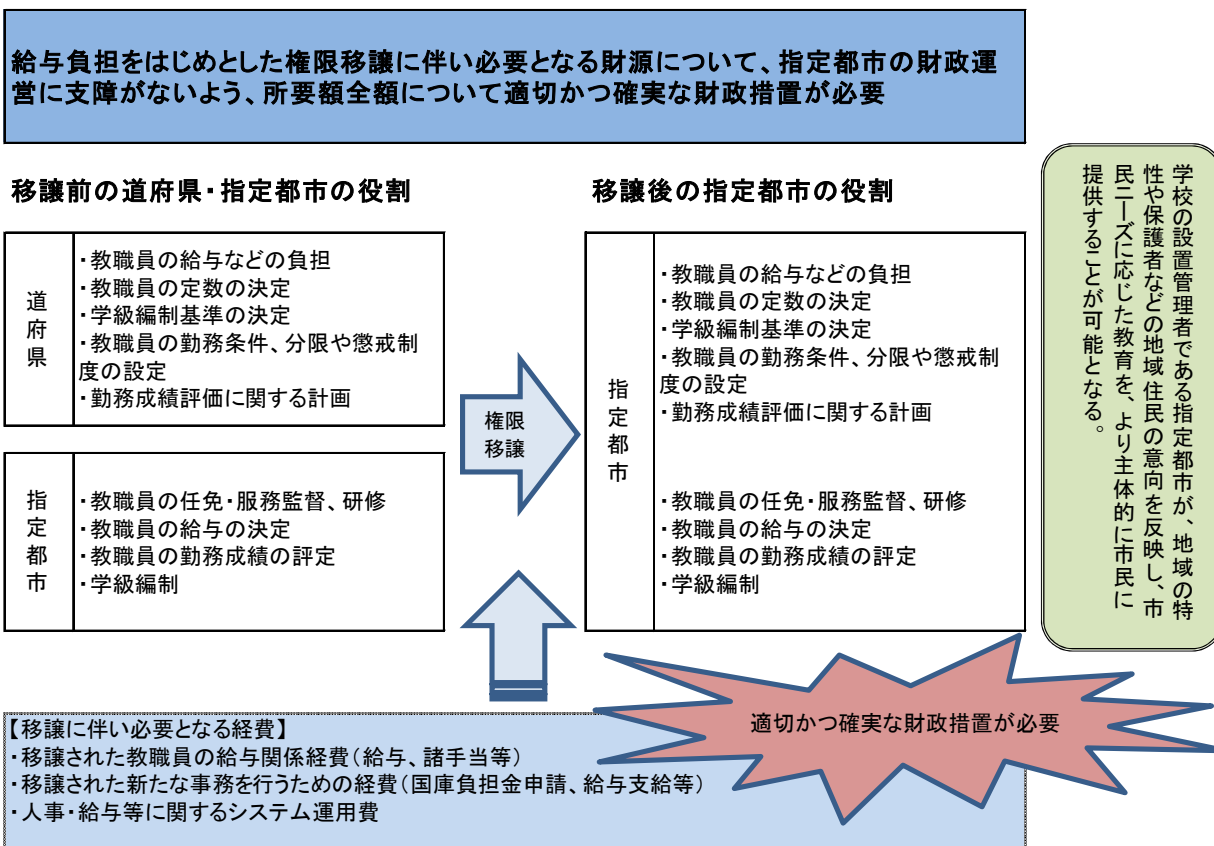
- 平成25年11月、指定都市所在道府県と指定都市は、県費負担教職員の給与負担などの包括的な権限を指定都市へ移譲すること及び個人住民税所得割2%の税源移譲を行うことに合意し、平成29年4月に権限移譲が実施されたところです。

権限移譲による地方財政措置に当たっては、従来道府県が提供している教育行政の水準を、指定都市への権限移譲後においても維持できるよう、国は引き続き指定都市と協議の上、指定都市の財政運営に支障がない適切な方法を継続的に検討すべきです。

- 昨年度、指定都市が「平成29年度国の施策及び予算に関する提案」の中で、地方交付税算定における教職員の給料単価の見直しを要望したところ、本年1月に国から県費負担教職員の権限移譲に係る地方交付税の対応が示され、「事務の移譲に伴う標準的な経費を基準財政需要額に全額算入する。」とされたところですので、引き続き給料単価の乖離の是正について適切な対応が必要です。

また、移譲に伴い新たに発生する人事・給与等事務についても現行の教育水準を維持するために必要な体制の整備・確保に要する財政需要であることから、人事・給与

等に関するシステム運用経費を含め、国による所要額全額の措置が必要です。



権限移譲に係る人件費・システム運用経費

(単位：億円)

	平成26年度～28年度	平成29年度	平成30年度以降
人件費	2.5	1.9	1.9
システム構築経費	2.0	—	—
システム運用経費	—	0.4	0.4

この要請文の担当課／財政局財政部資金課 教育委員会事務局職員部教職員企画課	TEL044-200-2183 TEL044-200-0366
--	------------------------------------

道路施設の計画的な老朽化・地震対策の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 道路施設の維持修繕に必要な財政措置を講ずること。
- 2 防災・安全交付金における重点配分事業の拡大を図ること。

■ 要請の背景

- 近年、社会問題となっているインフラの総合的な老朽化対策は、急務な課題であり、施設の健全度の確保及びライフサイクルコストの縮減と予算の平準化を図るため、「川崎市橋梁長寿命化修繕計画」、「川崎市道路維持修繕計画」に基づき、橋梁・歩道橋など道路施設の点検・補修を計画的に実施しております。
- 無電柱化事業では、「川崎市無電柱化整備基本方針」に基づき、災害時における緊急車両の通行や救助活動の円滑化を図るための整備を推進しております。
- 道路照明や昇降設備等の老朽化による破損や故障及び緊急輸送道路の道路擁壁や舗装の損傷・劣化は、地震時のみならず日常生活においても社会的影響が大きい災害や事故の原因につながることから、設備機器の更新及び道路施設の維持・修繕事業を推進する財源確保のため、重点配分事業の対象拡大を要望します。

■ 費用

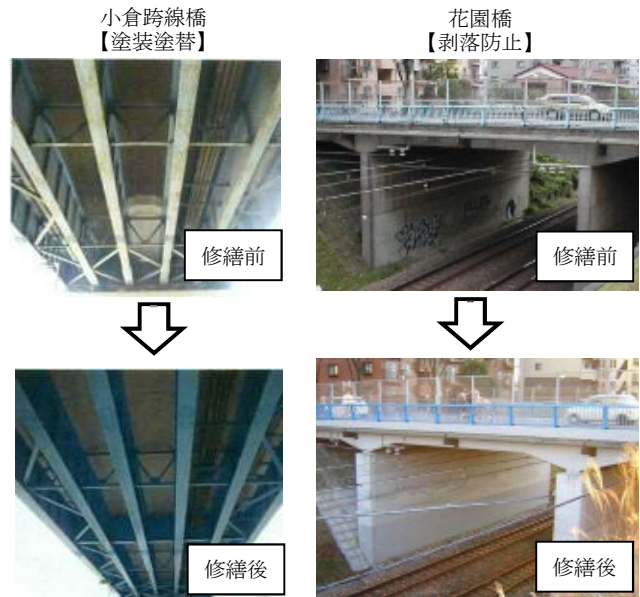
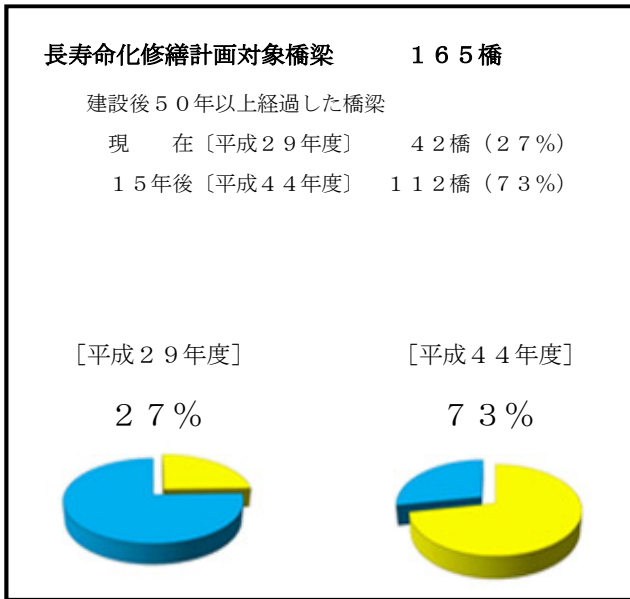
- 平成30年度計画事業費 約29億円（国費 約14億円）
 - ・ 老朽化・地震対策（重点配分事業） 約20億円（国費 約10億円）
 - ・ 老朽化対策（重点対象外） 約9億円（国費 約4億円）

■ 効果等

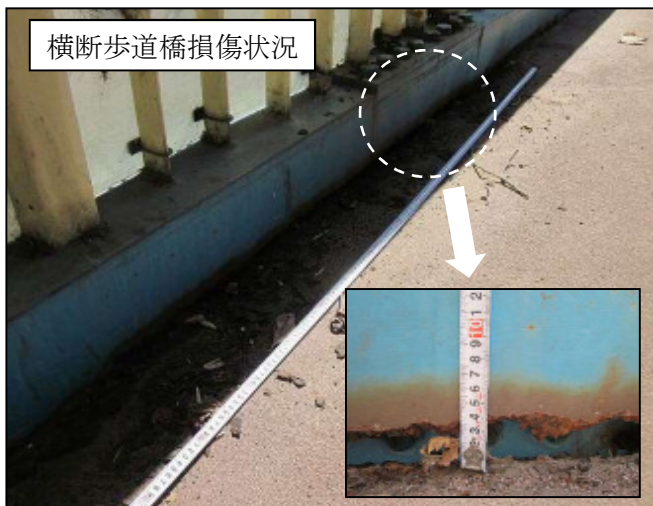
- インフラの総合的かつ計画的な老朽化対策により、市民生活の基盤である道路施設及び設備機器の長寿命化と健全度を保ち、また、地震対策を踏まえた効果的な防災機能の向上を図ることにより、市民の安全・安心な生活環境を確保します。

主な道路施設の維持修繕事業

【橋梁長寿命化】



【点検・損傷状況】



この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部道路施設課 TEL 044-200-2802

幹線道路の整備推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

道路整備、街路整備に必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

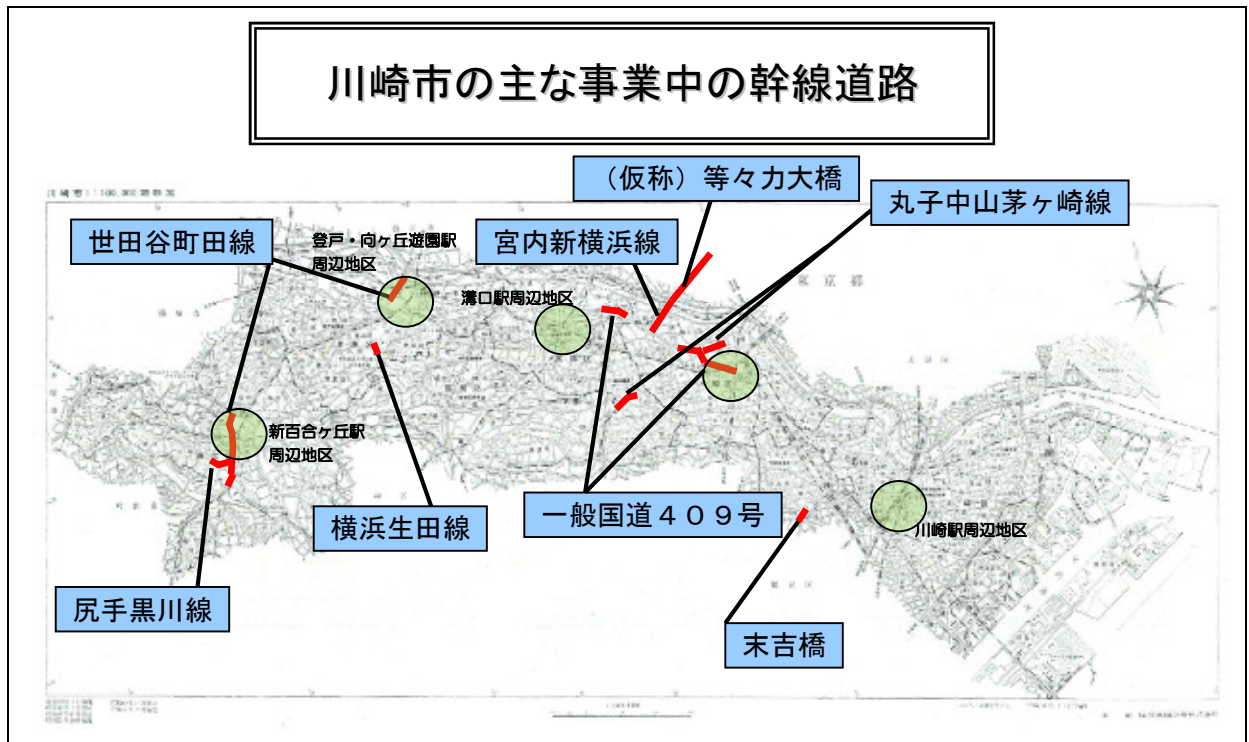
- 全国的には少子高齢化の進行による人口減少社会が到来する中、首都圏の中心部に位置する本市においては、人口の都心回帰や都市再生の取組などにより、人口が引き続き増加し、本市に関連する自動車交通もしばらくの間は微増傾向を示すものと想定しております。
- こうした中、本市の幹線道路網の整備は未だ低い水準にあり、南北に長い地理的特性から、橋梁整備などによる京浜間の連携強化とともに、臨海部から丘陵部に向けた市域縦貫方向の交通軸の機能強化が課題となっています。
- また、拠点開発の進展が著しい小杉駅周辺では、快適で賑わいのあるまちづくりの創出に向け、沿道と一体となった面的な道路整備が求められているなど、効率的な都市経済活動を支え、都市拠点の交通機能強化や魅力ある都市環境の形成を図るためには、今後も着実に幹線道路の整備を推進する必要があります。

■ 費用

- 平成30年度計画事業費 約58億円 (国費 約27億円)
 - ・ 道路・橋梁事業 約32億円 (国費 約15億円)
 - ・ 街路事業 約26億円 (国費 約12億円)

■ 効果等

- 渋滞等の緩和による自動車交通の円滑化
- 安全で快適な通行空間の確保
- 都市における防災性の向上
- 交通結節点へのアクセス性の向上



丸子中山茅ヶ崎線（蟻山坂工区）（イメージ図）

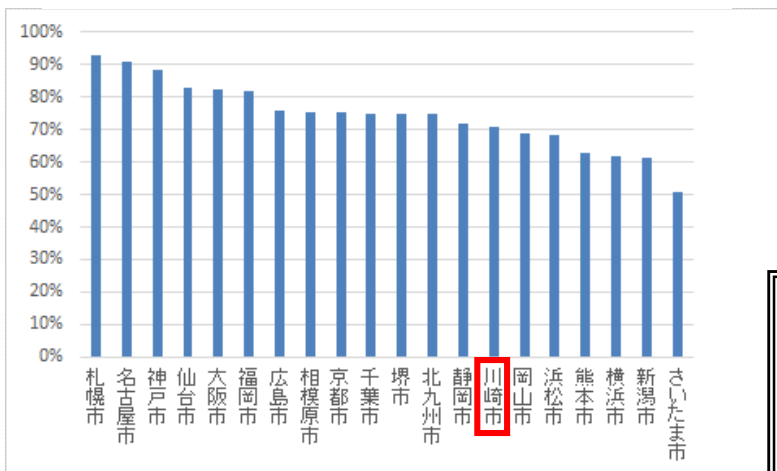


（仮称）等々力大橋（イメージ図）



尻手黒川線Ⅳ期（イメージ図）

図1 20政令指定都市 都市計画道路整備進捗率
（平成28年3月31日現在）



都市計画道路整備状況調書より

○本市における平成28年3月31日現在の都市計画道路の整備進捗率（事業費ベース）は70%で、**20政令指定都市中14番目**と低くなっている。

この要請文の担当課 / 建設緑政局道路河川整備部道路整備課 TEL 044-200-2798

中央新幹線計画に伴う幹線道路整備について

【国土交通省】

■ 要請事項

中央新幹線計画の着工に伴い非常口の工事では、資材・機械の搬入搬出及びトンネル等の掘削残土の搬出が予定されているが、道路交通への影響を低減させるため、早期に周辺道路の整備を促進する必要があることから、幹線道路整備に必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 中央新幹線計画では、川崎市内の中原区等々力から麻生区片平まで全区間が大深度地下トンネル構造で、かつ5カ所の非常口設置が予定されており、このうち平成28年度から、梶ヶ谷非常口及び東百合丘三丁目非常口の2カ所の立坑工事に着手しております。
- 非常口の工事では、資材・機械の搬入搬出及びトンネル等の大量な掘削残土の搬出が予定されており、工事用車両の通行による道路交通への影響が懸念されております。
- JR東海が行った環境影響評価の結果では、交通混雑について主要な交差点の需要率は0.9以下に収まり、道路への影響は少ないと評価されていますが、市内5カ所のうち中原区等々力及び麻生区片平非常口周辺には、未完成の幹線道路が多く、道路交通への影響を低減させることが急務となっています。
- このため、特に中原区等々力及び麻生区片平非常口周辺の幹線道路を早期に完成させる必要があります。

■ 費用

- 平成30年度計画事業費 約27億円 (国費 約15億円)

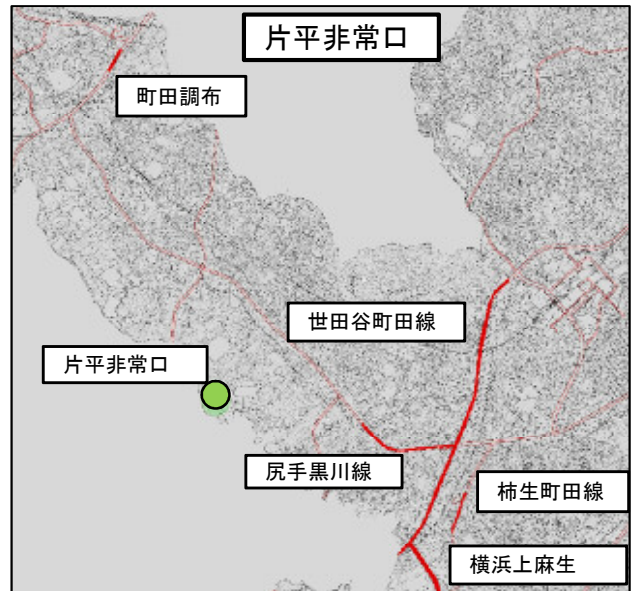
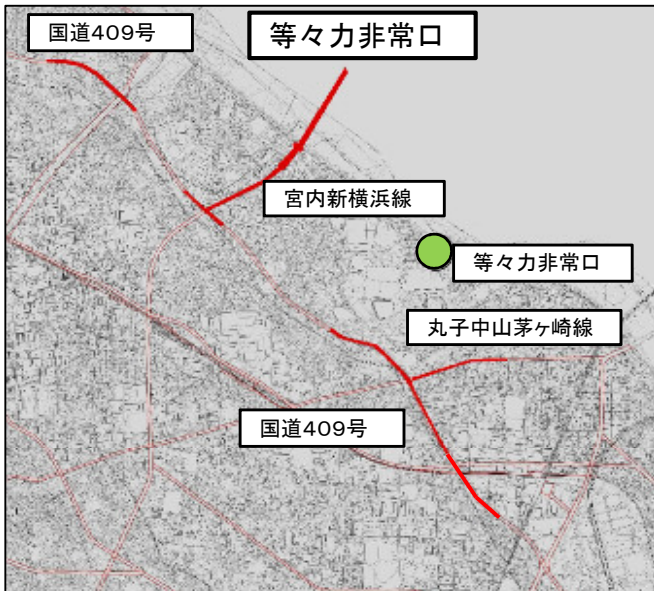
■ 効果等

- 非常口周辺の通行環境の改善
- 自動車交通の円滑化の促進

■非常口等予定地



■等々力・片平非常口周辺都市計画道路



■中央新幹線スケジュール

	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
リニア中央新幹線整備 (品川・名古屋間)	----->												
中原区等々力非常口等整備			----->										
麻生区片平非常口等整備			----->										

※中央新幹線(東京・名古屋)環境影響評価書(平成25年9月)

※非常口の着手時期については完成時期より想定

この要請文の担当課／建設緑政局総務部企画課 TEL044-200-2769

京浜急行大師線連続立体交差事業について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 連続立体交差事業において、今後、進捗に伴う必要な財源を十分に措置すること。
- 2 京浜急行大師線連続立体交差事業については、地下式により施行するため多額の事業費を必要とすることから、計画的な事業執行に必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 京浜急行大師線連続立体交差事業は、昭和63年度に国の事業採択を受け、平成5年6月に都市計画決定、平成6年3月に事業認可を得て、事業に着手しました。
- 本事業は、円滑な交通流の確保を目的としており、踏切における交通渋滞や事故を解消するとともに、騒音、排気ガス等の自動車公害の低減、分断されている市街地の一体化や防災性の向上が図れることから、着実な事業進捗が課題となっています。
- 現在、工事を推進している1期区間（小島新田～東門前）は、周辺にキングスカイフロントを中心とした世界最高水準の研究開発から新産業を創出する拠点形成が進むなど、一日も早い踏切の除却が望まれている中、平成31年度の完成を目指しており、平成30年度の立体交差化に向けて、確実な予算の確保が必要となっています。
- 今後は、1期区間（東門前～川崎大師 鈴木町すり付け）の整備も予定しているため、事業費の増大が見込まれています。

■ 費用

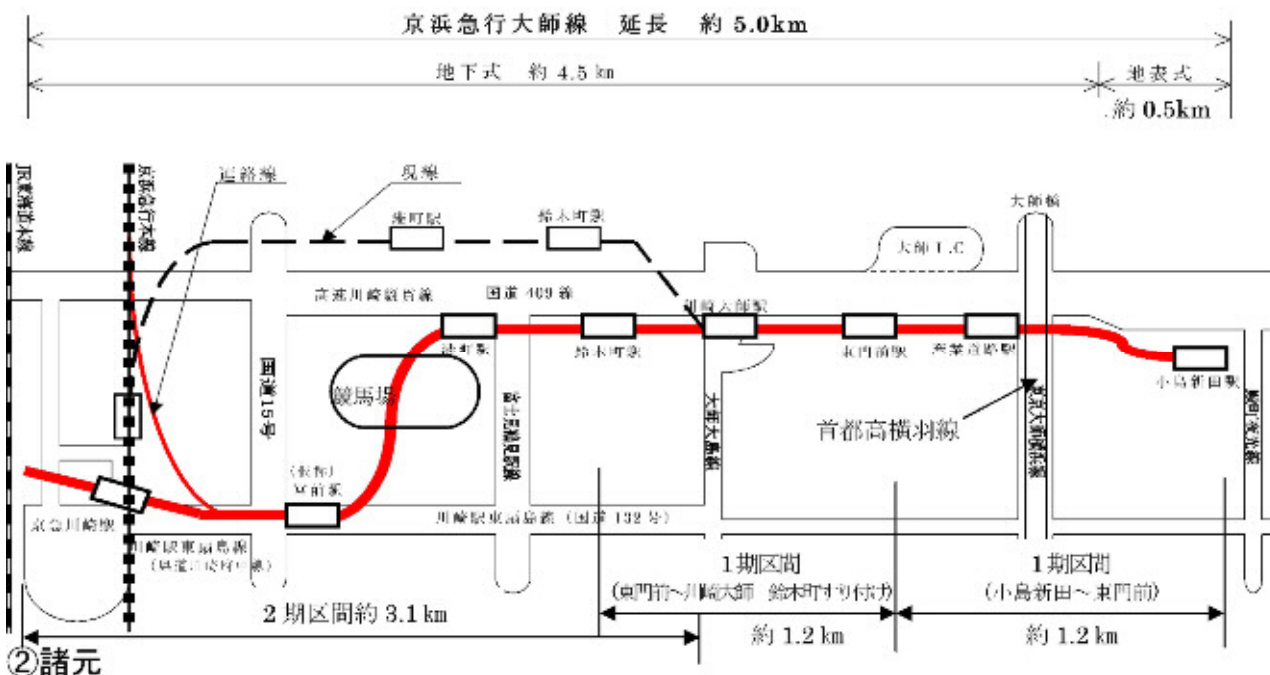
- 総事業費：約1,470億円（補助対象事業費：約1,368億円）
- 平成30年度計画事業費 約42億円（国費 約23億円）

■ 効果等

- 14箇所の踏切除去による交通渋滞の緩和、沿線環境の改善
- 地域分断の解消による地域の一体化の推進

京浜急行大師線連続立体交差事業の概要

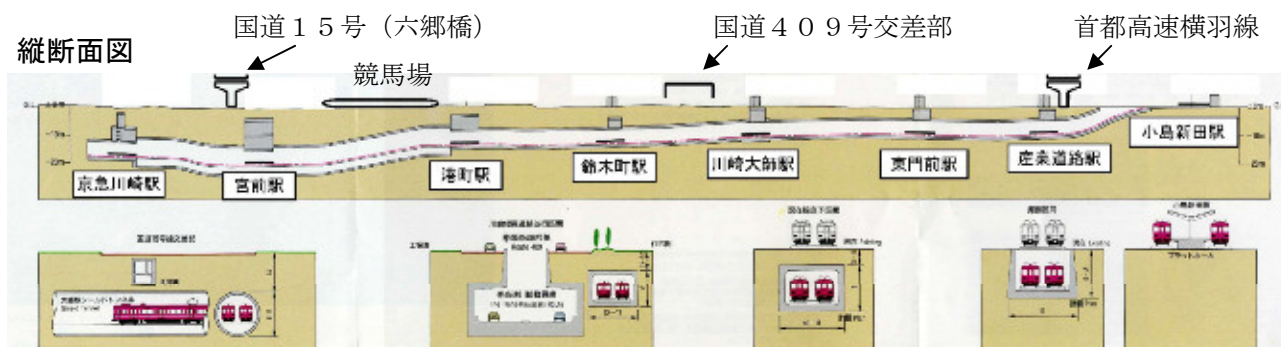
① 事業概要図



- 計画区間 京急川崎駅～小島新田駅
- 計画期間 平成5年度～平成36年度
- 総事業費 約1,470億円（国費約732億円、市費約658億円、鉄道事業者負担額約80億円）
- 補助対象事業費 約1,368億円（小島新田駅～鈴木町駅については、地下構造に対する補助対象額、鈴木町駅～京急川崎駅については、現線高架想定額に対する補助対象額）
- 事業の概要
 - 延長 計画線 約5 km
（地下式 約4.5 km、地表式 約0.5 km）
 - 連絡線 約0.9 km
（地下式 約0.5 km、地表式 約0.4 km）
 - 除却踏切数 14箇所
 - 駅数 8駅（新駅1駅含む）

③立体方式

高架式の場合は、既に高架化されている国道15号や首都高速横羽線との交差部が高高架となることや、ルートの一部が競馬場や市街化が著しい区域となることから、地下式としています。



この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部道路整備課 TEL 044-200-2747

J R南武線連続立体交差事業について

【国土交通省】

■ 要請事項

J R南武線（尻手駅から武蔵小杉駅間）連続立体交差化の早期実現に向け、連続立体交差事業及び関連都市基盤について、都市計画決定等の法手続きの調査・検討に必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- J R南武線は、川崎駅から立川駅間を結び、首都圏において環状方向の鉄道輸送の一翼を担う鉄道路線であり、本市域を縦断し市内の各拠点を結ぶ、本市において重要な交通基盤であります。
- 沿線の武蔵小杉駅や鹿島田駅周辺では、企業の研究開発機能の集積や大規模な都市型住宅の整備が進んでいますが、一方で、踏切に起因する国道409号や県道大田神奈川などの渋滞といった道路交通に関する課題、また、路線バスの速達性低下・通学児童などの安全性の低下など地域の生活利便性や生活環境に関する課題、さらには、災害発生時の物資輸送を担う緊急輸送道路や広域避難場所への避難路確保など、災害に対する課題が顕在化しております。
- 平成26年度に着手した事業調査において、地質調査、測量、基本設計、沿線まちづくりなどの検討を進め、平成27年度末には概略設計が完了しました。
- 連続立体交差化の早期実現に向けて、計画段階評価や関連事業の測量・設計など都市計画決定に向けた法手続きを進めております。

■ 費用

- 総事業費：約1,479億円
- 平成30年度計画事業費 約0.2億円（国費 約0.1億円）

■ 効果等

- 踏切除却による交通円滑化
- 公共交通の生活利便性の向上や沿線小学校の通学路踏切の危険性解消
- 緊急輸送道路や広域避難場所への避難路の確保

法指定を受けた踏切の混雑状況



塚越踏切(幸区)



平間駅前踏切(中原区)

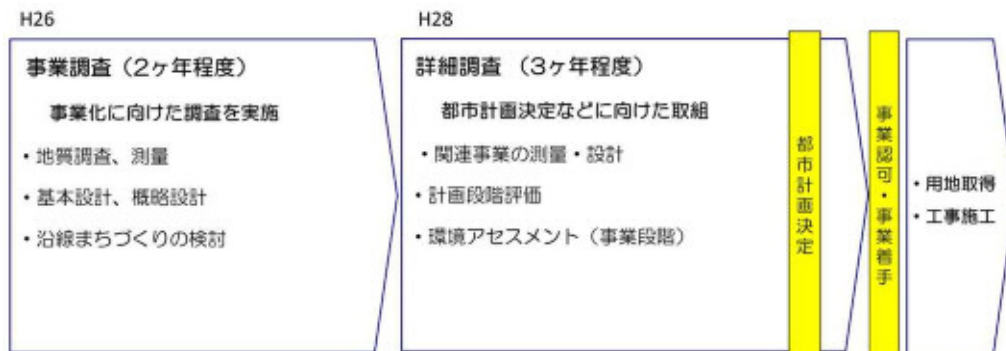
現在の取組



平成28年度説明会開催状況
(2回開催 合計約500名出席)



■ スケジュール



この要請文の担当課/建設緑政局道路河川整備部道路整備課 TEL044-200-3499

川崎縦貫道路の整備推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 川崎縦貫道路Ⅰ期事業の整備推進を図ること。
- 2 川崎縦貫道路Ⅱ期計画について、東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）との一本化を含め幅広く検討を進め、早期に計画の具体化を図ること。
- 3 国道409号の街路整備に必要な事業費を確保し、整備を推進すること。
また、川崎大師駅周辺においては、早期に交通の円滑化対策を図ること。

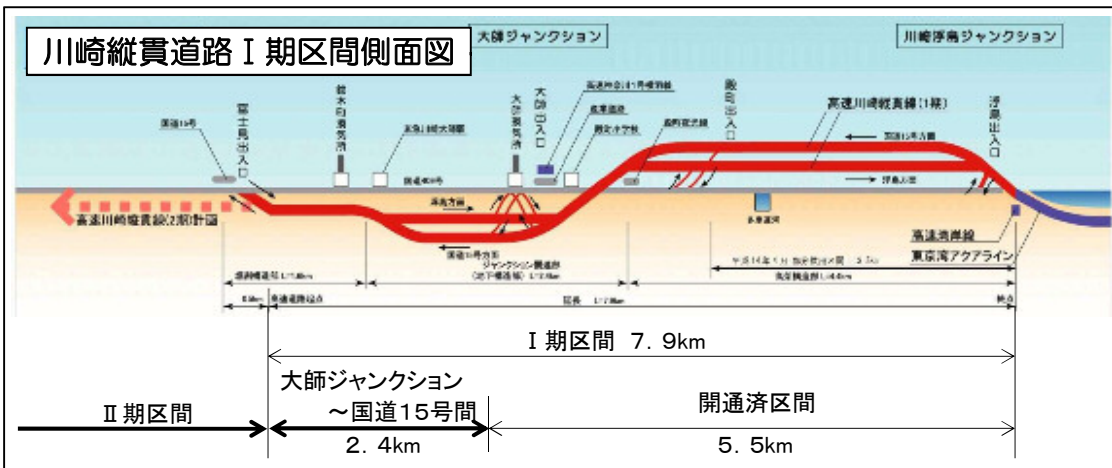
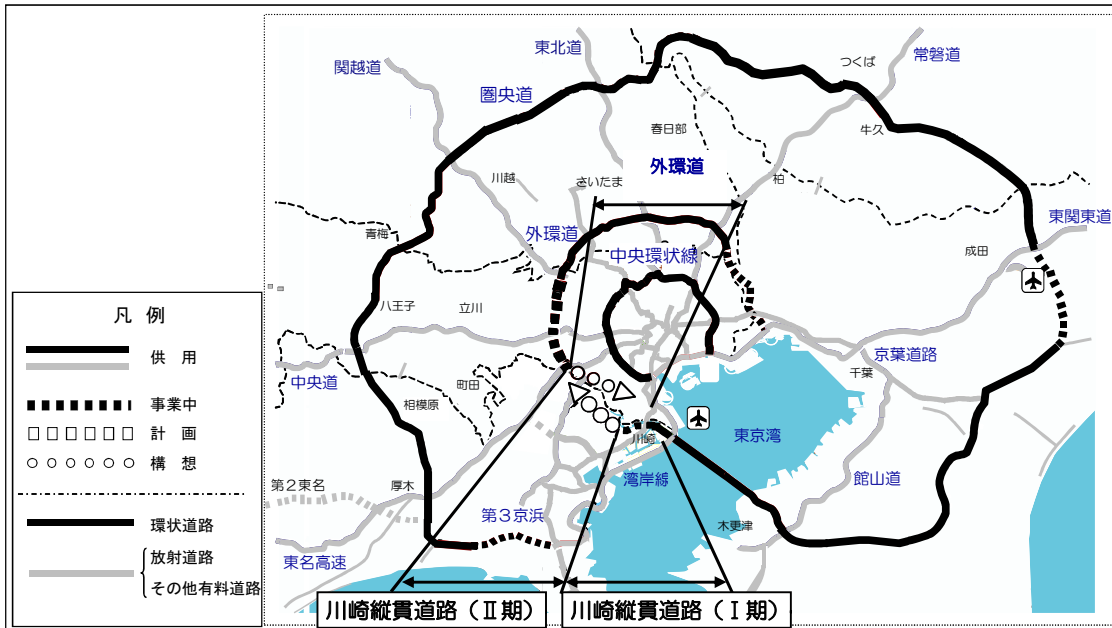
■ 要請の背景

- 川崎縦貫道路は、首都圏の都市構造や経済活動を支えるとともに、本市の都市機能を強化する広域的な交通ネットワークの形成及び市内の交通混雑の解消や沿道環境の改善にも寄与し、災害時には本市臨海部に位置する基幹的広域防災拠点からの物資輸送を支える高速道路ネットワークの一つとして重要な役割を担うものです。
- この路線は東京湾アクアラインから東名高速道路までを結ぶ道路として計画され、Ⅰ期事業（浮島～国道15号間）の整備が進められていましたが、平成17年8月に国の対応方針が示され、大師ジャンクション以西の整備が先送りされています。
- その再開のためには、東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）との一本化を含めた幅広い検討を進め、Ⅱ期計画の早期具体化を図ることが必要と考えています。
- 平成28年2月に「東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会」が設立されましたので、当該区間の計画の具体化に向けた検討が進んでいくものと考えています。
- また、上記対応方針においては、Ⅰ期事業の工事再開までの当面の措置として、国道409号の街路整備、川崎大師駅前の広場空間および川崎駅周辺の交通円滑化に向けた整備計画の具体化が挙げられています。特に、国道409号の街路整備については、地元経済団体や住民組織などからも早期整備完了を求められていることから、予算を集中的に配分し、整備を推進する必要があります。
- 川崎大師駅周辺については、変則的な鉄道との交差形状による国道409号の下り車線数の減少やボトルネック踏切などにより、円滑な交通が妨げられています。
- 踏切については連続立体交差事業により除却が予定されていますが、除却には時間を要することから、暫定的な対策により早期に改善を図る必要があります。

■ 効果等

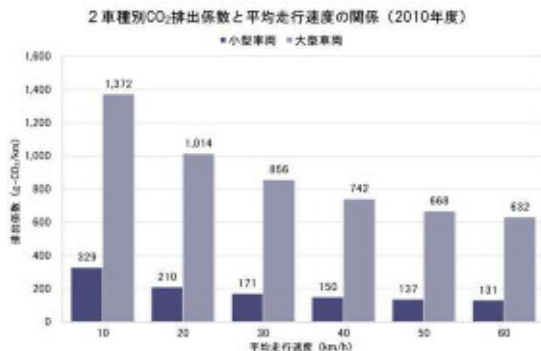
- 都市機能強化、交通混雑解消、災害時の輸送路、沿道環境改善
- 二酸化炭素、窒素酸化物等の削減

都市機能強化・交通混雑解消・災害時の輸送路・沿道環境改善等に向けて、市の骨格となる川崎縦貫道路の早期整備が不可欠



川崎縦貫道路の整備により、地球温暖化に起因するCO₂・NO_x等の排出を抑制

渋滞減少に伴う平均走行速度の向上により、CO₂排出量が減少



出典: 国土総合研究所 「道路環境影響評価等に用いる自動車排出係数の算定根拠(平成22年度版)」から作成

川崎 I 期整備により、自動車排出物質量の大幅削減が可能

二酸化炭素(CO₂) 年間約6,000t削減



等々力陸上競技場約160個分の森林が年間に吸収する量に相当

窒素酸化物(NO_x) 年間約9t削減

浮遊粒子状物質(SPM) 年間約0.2t削減

出典: 首都高速道路株式会社「平成21年度 事業評価監視委員会」

この要請文の担当課/建設緑政局広域道路整備室 TEL 044-200-2039

首都高速道路等の料金施策に係る措置について

【国土交通省】

■ 要請事項

平成28年4月に導入された「首都圏の新たな高速道路料金」について、その効果や影響を検証するとともに、激変緩和措置の長期継続や利用者の利便性向上策について検討すること。

■ 要請の背景

- 平成28年4月に導入された「首都圏の新たな高速道路料金」は、料金水準が高い圏央道等の料金が下がるなど、首都圏全体の道路ネットワークを最大限活用するために有効な施策です。新たな料金導入後、都心通過から外側の環状道路へ交通が転換し首都高速の渋滞が緩和したことや首都高速の短距離利用増加で一般道が円滑化するなどの効果が平成28年5月に公表されており、本市域においても、移動・輸送時間の短縮等の効果が期待されます。
- しかしながら、新たな上限料金が設定された首都高速道路や、負担増となる第三京浜道路等については、一般道への交通転換が懸念されることから、「首都圏の新たな高速道路料金」導入後の効果や影響を検証するとともに、必要に応じて、激変緩和措置の長期継続や利用者の利便性向上策について検討が必要です。

■ 効果等

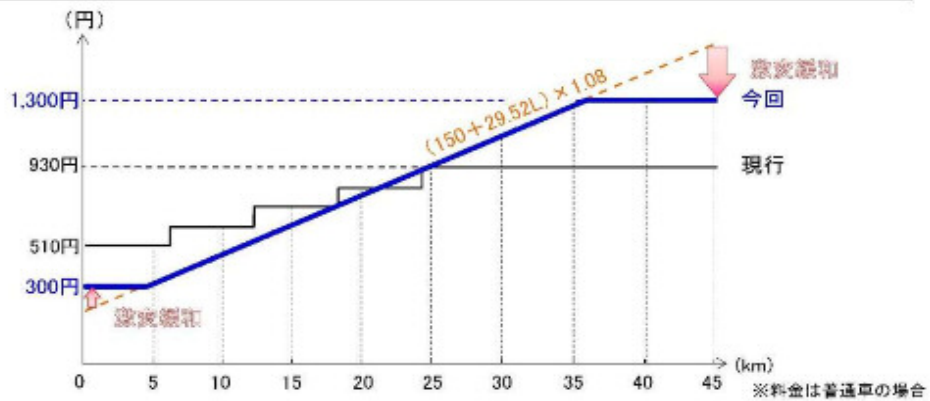
- 交通が適切に分散され、移動・輸送時間の短縮
- 高速道路の有効活用により一般道の渋滞が改善
- 平均旅行速度の向上に伴い二酸化炭素、窒素酸化物等が削減され、沿道環境が改善

首都高速道路の料金

H28. 3. 1国土交通省公表資料
「首都圏の新たな高速道路料金について」

- 現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の料金水準と同じとする対距離制を導入
- ただし、物流への影響や非ETC車の負担の大幅な負担増や、短距離利用の車の負担減による渋滞増加が起きないよう、当面、上下限料金を設定

距離	2km	5km	10km	20km	30km	40km
現行	510円	510円	610円	820円	930円	930円
↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
今回	300円 (▲41%)	320円 (▲37%)	480円 (▲21%)	800円 (▲2%)	1,120円 (+20%)	1,300円 (+40%)

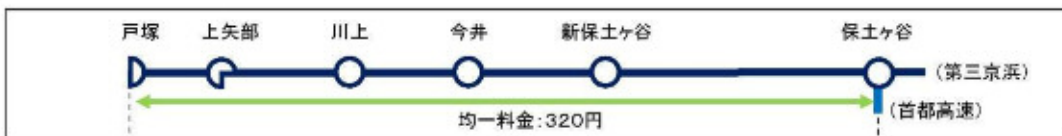


横浜新道・第三京浜の料金

H28.3.1 高速道路会社公表資料
「首都圏の新たな高速道路料金について」

【横浜新道】

- 現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の料金水準を基本としつつ、当面、激変緩和措置として現行の高速自動車国道の普通区間を目安に料金水準を設定、均一料金制を継続し、320円とする。
- 他車種の料金は、普通車の料金をもとに車種間比率に応じて設定。



【第三京浜】

- 現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の料金水準を基本としつつ、当面、激変緩和措置として現行の高速自動車国道の普通区間を目安に、全線を利用した場合の料金を390円とする。
- 他区間や他車種の料金は、普通車の全線料金をもとに距離・車種間比率に応じて設定。



① 保土ヶ谷⇄玉川(16.4km)			② 保土ヶ谷⇄港北(5.6km)			③ 港北⇄京浜川崎(8.6km)		
現行	対距離	ETC-#ETC	現行	対距離	ETC-#ETC	現行	対距離	ETC-#ETC
260円	680円 (+420円)	390円	100円	340円 (+240円)	130円	160円	440円 (+280円)	200円

(注1)横浜新道・第三京浜については、周辺道路の混雑緩和も含めた渋滞対策を関係機関と連携しながら実施します。
(注2)横浜新道の原動機付自転車については、現行通りの車種間比率とします。

広域鉄道ネットワークの機能強化について

【国土交通省】

■ 要請事項

広域鉄道ネットワークの機能強化に向けて、事業の進展に合わせた必要な財政措置や支援策の充実を図ること。

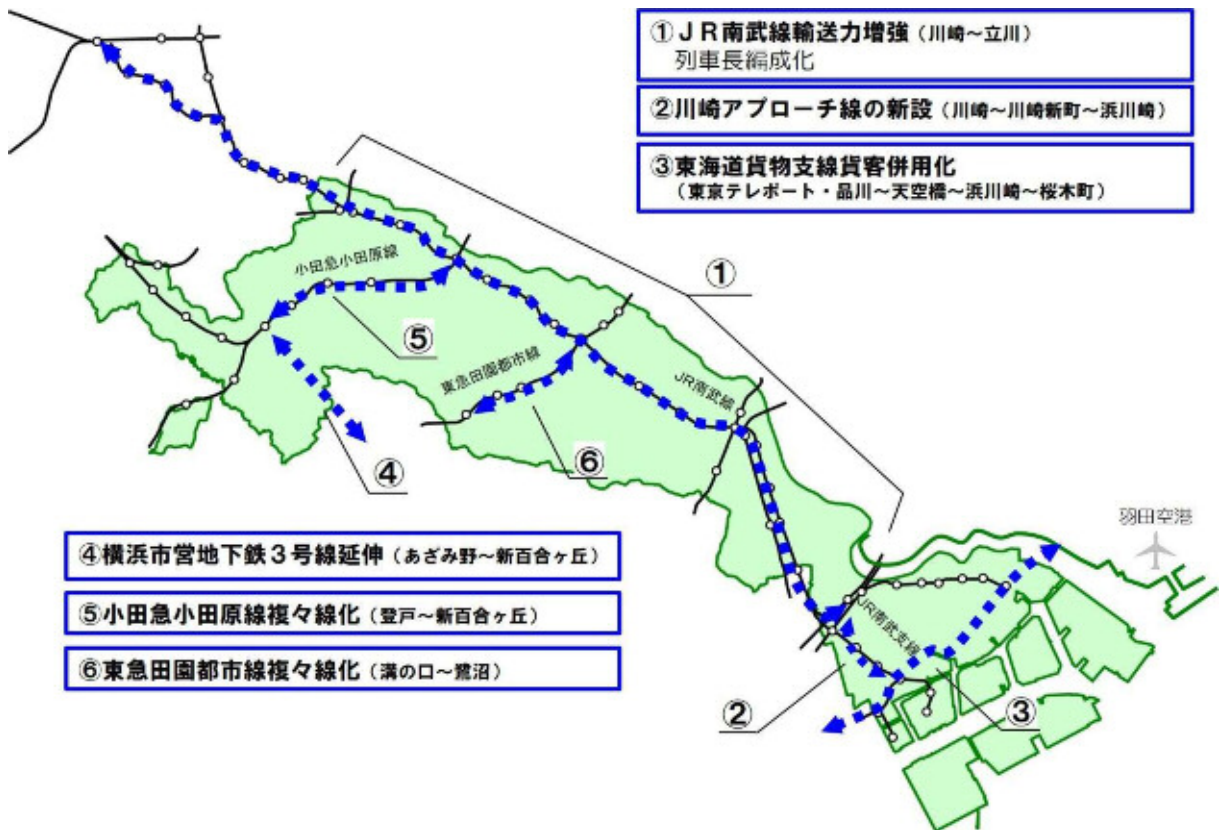
■ 要請の背景

- 首都圏における交通の円滑な処理や都市機能の一層の向上、自動車交通への過度の依存から鉄道等への転換促進のため、質の高い広域公共交通ネットワークや駅施設の機能強化が必要であり、計画的な取組を図る必要があります。
- 国際戦略総合特区及び国家戦略特区の重要なエリアである臨海部は、既存産業に加え、高度な研究開発機能の集積などが着実に進んでおり、我が国の成長戦略の一翼を担う重要な地域であることから、本市としても将来を見据えた（仮称）臨海部ビジョンの策定を進めるなど重点的に取り組んでおります。このような中、臨海部の活性化や国際戦略拠点の形成に向けては、公共交通機関の充実や、羽田空港へのアクセス強化が一層求められています。
- 武蔵小杉をはじめとした本市内陸部は、将来に渡り夜間人口の増加が見込まれており、JR南武線を始めとして、現在でも激しく混雑している各鉄道路線・駅の状況が一層悪化する事が想定されていることなどから、本市では、総合都市交通計画の中で、早期にJR南武線長編成化等の既存路線における機能強化に取り組むとともに、計画的な施策・事業展開を図ることとしています。
- 別図に示す各路線は、首都圏における広域鉄道ネットワークの機能強化を通じ、広域的な都市間連携や、拠点機能及び拠点間連携の強化に資するものであり、整備のためには関係者間で連携して取組を進める必要があります。横浜市営地下鉄3号線延伸については、早期の事業化を目指し、横浜市と連携しながら検討を進めています。

■ 効果等

- 広域鉄道ネットワークの機能強化により、既存路線の混雑緩和が図られるとともに、羽田空港やリニア中央新幹線駅等の高速幹線交通機関へのアクセスが強化され、首都圏における都市間連携の強化等による都市機能の向上が図られることから、首都圏の国際競争力強化に資するものです。

鉄道ネットワーク機能強化の取組



〔 広域鉄道ネットワークの機能強化 〕

川崎市総合都市交通計画

本市の交通政策の目標

- ① 首都圏機能の強化及び活力ある本市都市構造の形成に向けた交通環境の整備
- ② 誰もが安全、安心、快適に利用できる交通環境の整備
- ③ 災害に強い交通環境の整備
- ④ 地球にやさしい交通環境の整備

鉄道交通施策の方向性

- ① 広域的な都市間連携強化
 - ・拠点機能及び拠点間連携の強化
 - ・羽田空港へのアクセス強化
 - ・新幹線、リニア中央新幹線駅へのアクセス強化
 - ・臨海部の交通環境整備
- ② 公共交通へのアクセス向上
 - ・快適性の向上
 - ・安全、安心な移動環境の確保
 - ・ユニバーサル化の推進
 - ・地域（交通）分断の解消
- ③ 耐震性の向上
 - ・リダンダンシーの向上
- ④ 車両等の低炭素化、省エネルギー化の推進
 - ・公共交通の利用促進

広域鉄道ネットワークの機能強化

この要請文の担当課 / まちづくり局交通政策室 TEL 044-200-3550

川崎駅周辺地区の整備推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

川崎駅周辺地区の都市拠点機能整備について、各事業の進展に合わせた必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

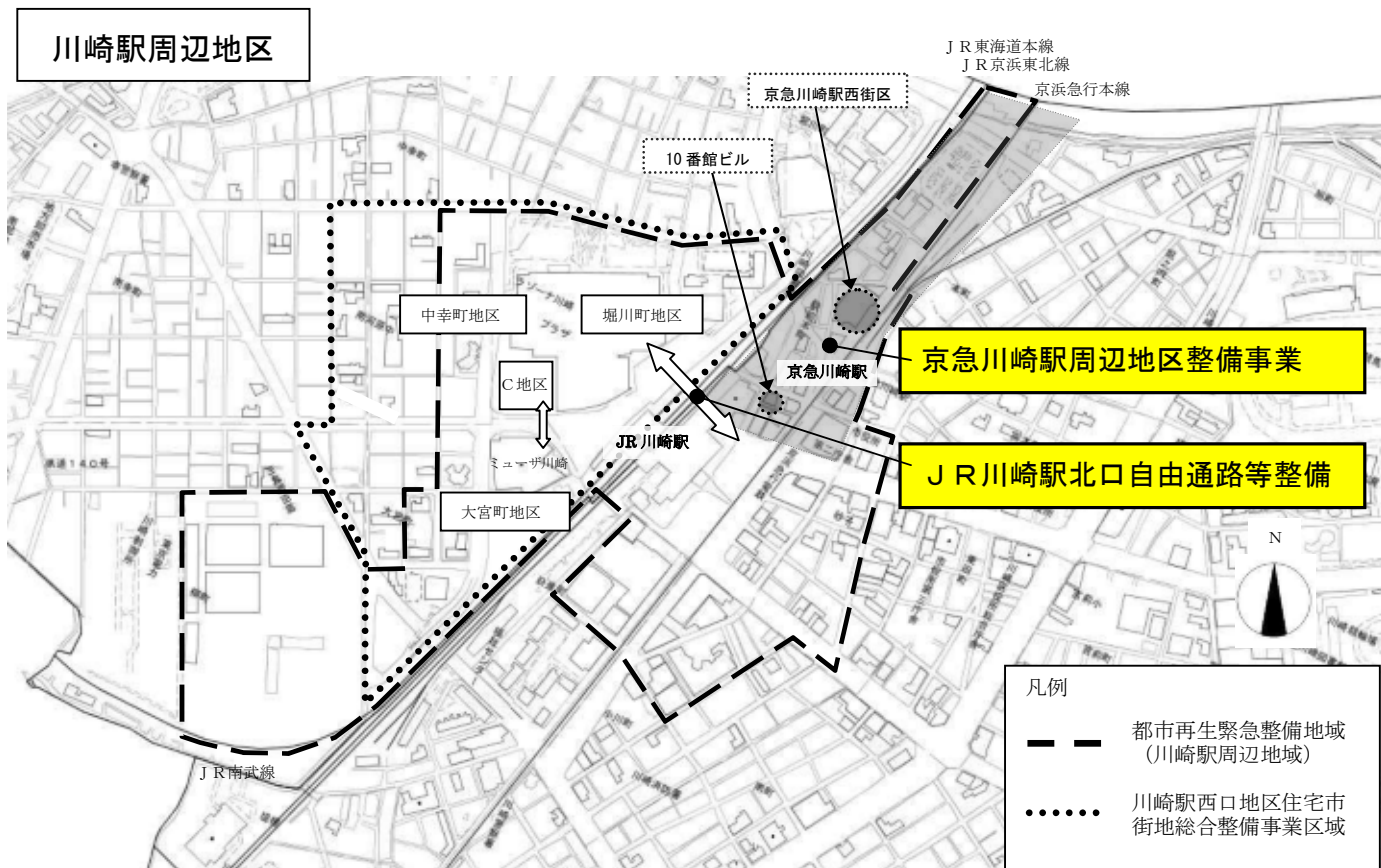
- 川崎駅周辺地区は、本市の広域拠点として、民間活力の導入等による個性と魅力にあふれた拠点地区形成を図るため、川崎駅周辺総合整備計画（平成28年改定）に基づき事業を推進しております。また、都市再生緊急整備地域に指定し、にぎわいのある都市空間の形成を図るなど、都市再生に向けた取組を推進しています。
- JR川崎駅東西の主動線となる東西自由通路は、駅周辺地区の大規模商業施設や都市型住宅等の整備により利用者が増加しており、自由通路の混雑緩和や、駅東西の利便性・回遊性等の向上を図る必要があるため、平成24年度に北口自由通路と新たな改札口の整備に着手し、平成30年度の完了を予定しています。
- 京急川崎駅周辺地区では、都市基盤が脆弱なことから建物の機能更新や土地の高度利用が効果的に進んでいなかったため、京急川崎駅周辺地区まちづくり整備方針に基づき、事業を推進する必要があります。

■ 費用

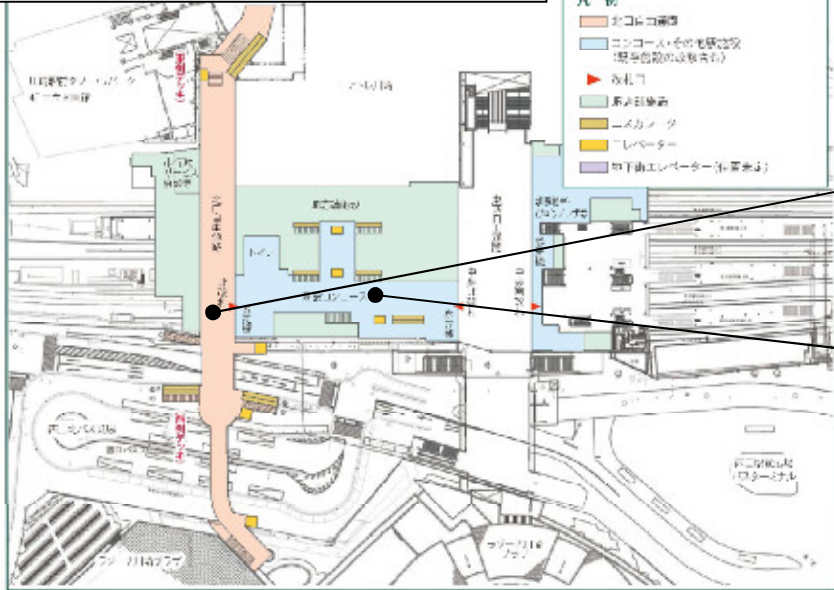
- 平成30年度計画事業費 約25.8億円（国費 約12.7億円）
- ・ JR川崎駅北口自由通路等整備事業 約24.6億円（国費 約12.1億円）
- ・ 京急川崎駅周辺地区整備事業 約1.2億円（国費 約0.6億円）

■ 効果等

- 北口自由通路等の整備による、JR川崎駅へのアクセス性の向上や駅周辺の利便性・回遊性の向上
- 京急川崎駅周辺の土地の高度利用及び基盤の再編整備による、民間活力を活かした都市機能の集積と利便性の高い駅前空間の形成



J R川崎駅北口自由通路等整備事業



事業着手 平成 24 年 12 月
事業完了 平成 30 年度 (予定)

■ 今後の費用の見込み

(単位: 億円)

事業名称		H29 予算	H30 計画	H31 計画	H32 計画	H33 計画
J R川崎駅北口自由通路等整備事業	事業費	37.5	24.6	—	—	—
	うち国費	16.2	12.1	—	—	—
京急川崎駅周辺地区整備事業	事業費	0.4	1.2	5.1	23.5	6.8
	うち国費	0.2	0.6	2.2	9.8	3.2

この要請文の担当課/まちづくり局拠点整備推進室 TEL 044-200-2036
まちづくり局市街地整備部地域整備推進課 TEL 044-200-2730

小杉駅周辺地区の整備推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

小杉駅周辺再開発事業等の進展に合わせ、必要な措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 小杉駅周辺地区は、本市の広域拠点として位置づけられ、先端技術を中心とした研究開発・生産機能の高度化を図るとともに、駅に近接した4地区の市街地再開発事業により駅前広場や道路等の公共施設を整備改善し、商業・業務・文化交流・都市型住宅等の諸機能が集積した集約型の都市構造を目指したまちづくりを進めています。
- これらの再開発事業により、地区幹線道路等の整備を行うとともに、市民自治活動拠点施設・児童厚生施設・駐車場などの公共公益施設の再編整備を行い、新たに駅周辺に保育所などの公益施設や商業・業務等の諸機能を集積する計画としています。
- 平成30年度は小杉町3丁目東地区の施設建築物工事等の着実な推進を図る必要があります。

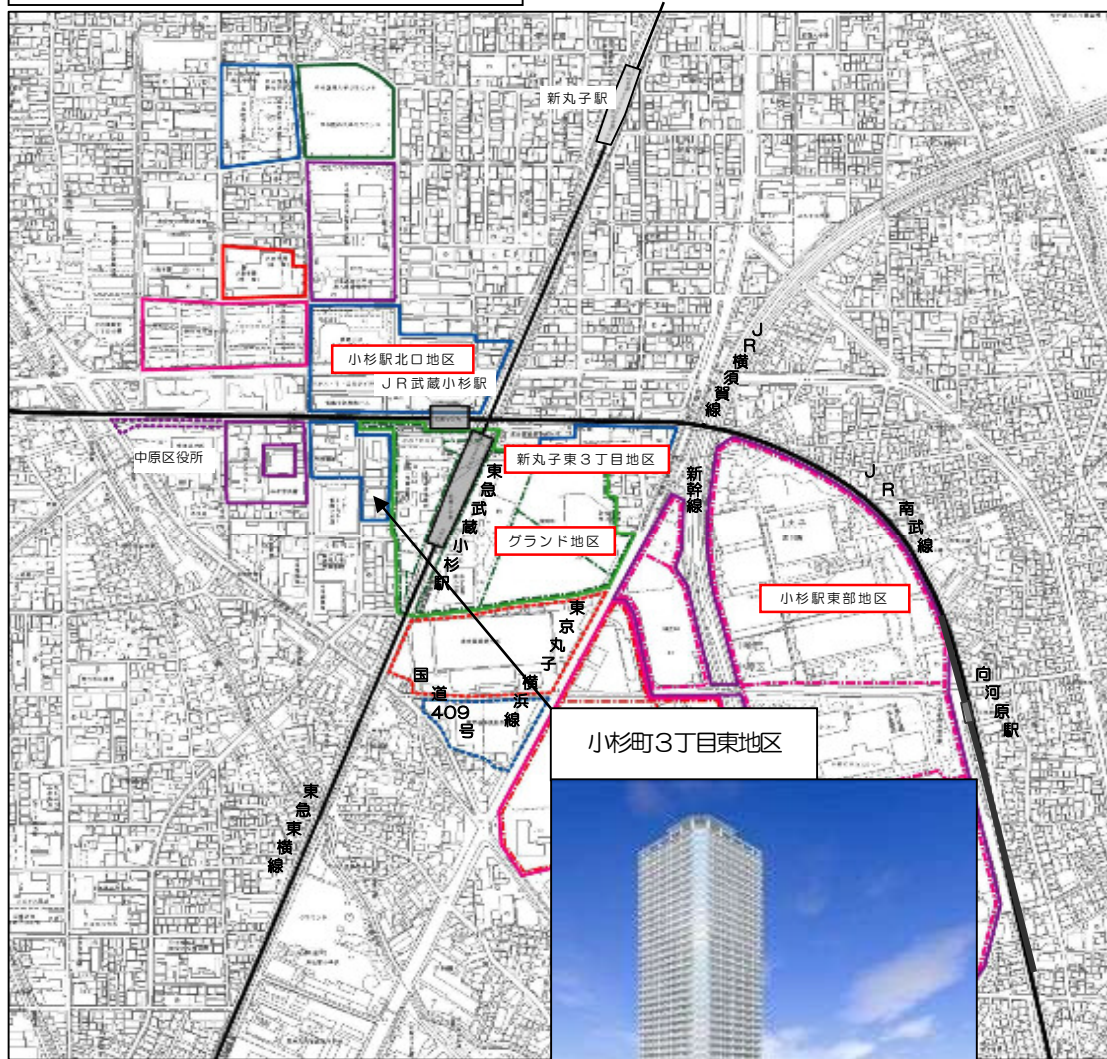
■ 費用

- 平成30年度計画事業費 約19.4億円（国費 約11.9億円）
 - ・ 小杉町3丁目東地区 約19.4億円（国費 約11.9億円）

■ 効果等

- 土地の集約化と高度利用を図ることにより、駅周辺の都市基盤の整備や市民利用施設の集約が図られ、本市の広域拠点としてふさわしい都市機能が形成されます。
- 駅周辺に市民利用施設等が集約されることにより、利用者の利便性の向上が図られます。

駅周辺事業地区位置図



都市計画決定 平成26年2月
 組合設立認可 平成27年2月
 権利変換 平成28年9月
 工事着手 平成29年3月
 工事完了 平成31年度 (予定)

■ 今後の費用の見込み

(単位：億円)

事業名称		H29 予算	H30 計画	H31 計画	H32 計画
小杉町3丁目東地区	事業費	約11.2	約19.4	約21.0	—
	うち国費	約5.4	約11.9	約12.7	—

この要請文の担当課／まちづくり局拠点整備推進室 TEL 044-200-2988
 まちづくり局市街地整備部地域整備推進課 TEL 044-200-2730

登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区の整備推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 登戸駅周辺地区及び向ヶ丘遊園駅周辺地区における建築物等の移転及び公共施設等の整備推進に対する財政措置を講ずること。
- 2 都市計画道路登戸1号線、登戸2号線及び登戸野川線の早期整備に対する財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 昭和63年9月に土地区画整理事業の計画が決定した本地区は、本市の地域生活拠点として、また、多摩区の商業、業務の中心地区としてふさわしいまちを目指し、土地区画整理事業により都市計画道路等公共施設の整備等を行い、地域生活拠点機能の確立並びに商業・業務機能を強化するとともに、安全で快適な市街地形成を推進しています。
- 事業の長期化に伴い、建物の老朽化や権利者の高齢化が進むなど、事業の早期完了が望まれていることから、平成25年8月に策定した「登戸土地区画整理事業整備プログラム」に基づき、事業を推進する必要があります。
- 平成37年度末の事業完了に向け、一定エリアでの集団移転を積極的に実施し、効果的かつ効率的に事業を推進しています。

■ 費用

- | | | |
|---------------|---------|--------------|
| ○ 平成30年度計画事業費 | 約26.1億円 | (国費 約13.3億円) |
| ・ 都市計画道路整備等 | 約4.2億円 | (国費 約2.3億円) |
| ・ 区画道路整備等 | 約21.9億円 | (国費 約11.0億円) |

■ 効果等

- 区画整理事業による密集市街地解消及び防災性の向上
- 都市計画道路整備による地区内交通の円滑化
- 駅周辺整備による交通結節機能の強化
- 集団移転の実施による事業効果の早期発現

【登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区】位置図及び平成30年度要望箇所

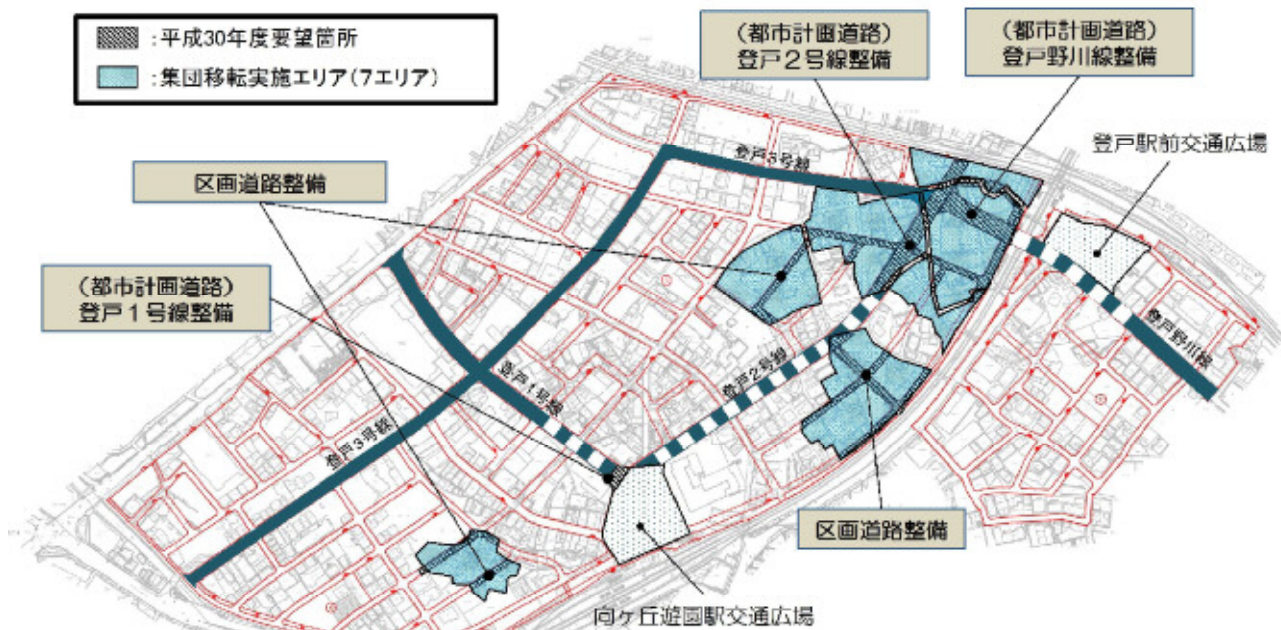
■登戸土地区画整理事業の進捗状況

(平成29年3月末現在)

項目	累計面積・延長等	進捗率(%)
仮換地指定面積 (263,159㎡)	212,024㎡	80.6
使用開始面積 (263,159㎡)	147,375㎡	56.0
建築物等移転棟数 (1,358棟)	808棟	59.5
道路築造延長 (11,888m)	6,235m	52.4



集団移転実施エリアの移転状況 (H29.4)



老朽化する地区内の住宅
(集団移転実施エリア内)



■今後の費用の見込み

(単位：億円)

		H29 予算	H30 計画	H31 計画	H32 計画	H33 以降
登戸 土地区画整理事業	事業費	31.8	26.1	27.5	27.5	44.3
	国費	16.2	13.3	13.9	13.9	22.4

この要請文の担当課／まちづくり局登戸区画整理事務所 TEL 044-933-8511

「新川崎・創造のもり」地区でのオープンイノベーション推進による研究開発力の更なる強化について

【文部科学省・経済産業省】

■ 要請事項

「新川崎・創造のもり」地区におけるオープンイノベーションの推進による研究開発力の更なる強化を図るため、研究機器の共同利用環境など既存機能の更なる発展や、大学・企業間のマッチング推進に向け必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

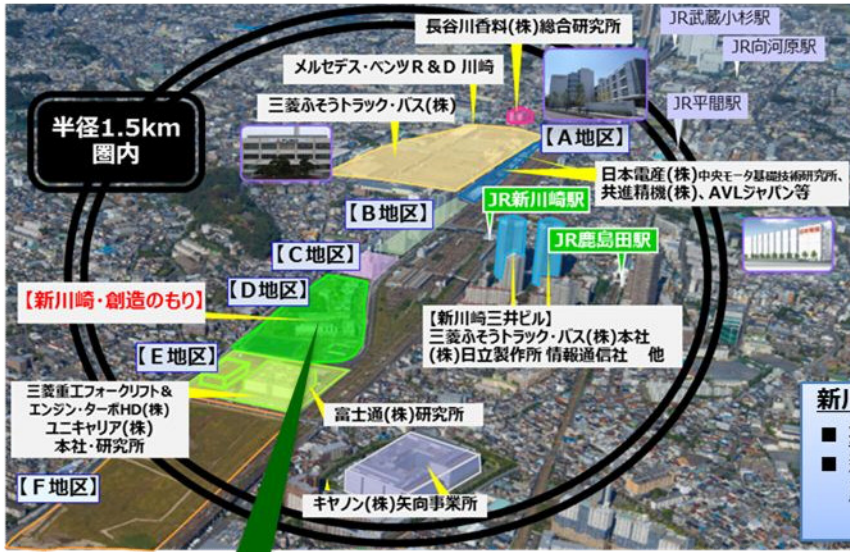
- 新川崎地区は、大企業、ベンチャー企業、大学等による研究開発拠点形成が進む、「国家戦略特区」、「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」指定のエリアであり、「新川崎・創造のもり」地区では「4大学コンソーシアム（慶應、早稲田、東工大、東大）」を中心とした産学連携による研究開発や人材育成、研究機器の共同利用など、企業・大学によるオープンイノベーションが展開されています。
- 現在、同地区では、オープンイノベーションの環境構築を進めることにより、大学・企業の研究開発力を強化し、新たな科学・技術を事業化まで着実に結び付けていくため、産学連携に向けた大学・企業間のマッチング推進や、研究機器の共同利用環境などの既存機能の更なる充実のための財政的支援が必要になっています。
- なお、市としても、企業、研究者の一層の集積と、研究開発力の更なる強化を図るため、平成30年度の供用開始を目指し、新たな研究開発施設の整備を進めており、オープンイノベーションを強く推進する企業の進出が決定しているところです。

■ 効果等

- 我が国を取り巻くイノベーションの環境変化に対応し、研究開発力の強化による最先端技術等を活用した新たな製品・サービスの創出など、ものづくり産業の振興に大きく貢献します。

「新川崎・創造のもり」地区でのオープンイノベーション推進について

イノベーション推進拠点「新川崎地区」



京浜臨海部ライフイノベーション 国際戦略総合特区



新川崎地区には高度な技術力をもつ企業が多数立地

- 推定就業人口 約1万8,000人
- 新川崎地区の企業・大学による産学連携・産産連携組織「新川崎地区ネットワーク協議会」(会員数：企業44社、大学、関係機関)

産学連携による新産業の創出拠点「新川崎・創造のもり」(D地区面積約8.1ha)



新川崎(K²)
タウンキャンパス
慶應義塾大の
先導的研究施設
14研究室が入居



ナノ・マイクロ
産学共同研究施設
NANO BIC
ナノ・マイクロ研究機器
の開放利用
日本IBM(株)等5社が入居

産学交流・研究開発施設(整備中)



長期プロジェクト向けの研究スペースやベンチャー企業向けインキュベーションスペースを完備する大規模R&D施設 平成30年度中に供用開始予定 日立化成(株)の研究施設が入居予定



かわさき新産業
創造センター
KBIC
インキュベーション
施設
22社、4研究室
4大学が入居



4大学の保有する
研究機器を開放利用
※H28利用実績
約3,000時間



オープンイノベーションの推進

創造のもりのリソースを最大限活用し、先端材料～デバイス～評価～アプリケーションまで多様なプレイヤーが集い、交流し、オープンイノベーションによる研究開発が加速

基礎となる共通技術での共同研究



応用技術では競争による独自開発



川崎港の機能拡充について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 京浜港の一翼を担う川崎港が、国際コンテナ戦略港湾として、その機能を最大限に発揮するため、臨港道路東扇島水江町の整備については、早期完成に向けた財源措置、更なる工期短縮やコスト縮減策を講ずること。また、就航コンテナ船の大型化に対応して、既存の係留施設等の機能更新・性能向上を図ること。
- 2 新たな港の賑わいの創出や地域の活性化を図るため、ホテルシップの受入に必要な検討・支援を行うこと。
- 3 大規模災害等に備えるため、港湾施設や海岸保全施設の整備に必要な財源措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 京浜港は、国際コンテナ戦略港湾として国際競争力の強化に向けた取組を進めております。川崎港における、コンテナ取扱量は、定期航路の開設にともない急増しており、平成28年には11.2万TEUに達し、平成24年から5年間で約2倍に増加する見込みとなりました。また、基幹航路以外のアジア航路等においても、就航コンテナ船の大型化が進められており、既存の係留施設等の機能更新・性能向上が求められています。
- 川崎港東扇島地区においては、平成26年2月に総合物流拠点地区の立地企業の全てが稼動開始し、更なる物流車両の増加に対応する交通機能の確保ならびに市街地と基幹的広域防災拠点とを結ぶ緊急輸送路のリダンダンシー（代替性）の確保が重要な課題です。臨海部交通ネットワークを充実させ物流機能の強化を図るためにも、臨港道路東扇島水江町線及び関連道路の整備を促進し、川崎港を含む京浜港の更なる連携を強化する交通体系を整備することが必要です。

- 東京オリンピック・パラリンピック開催時の首都圏における宿泊施設不足が懸念されており、現在、政府において大型旅客船をホテルシップとして活用する検討が進められています。川崎港は、東京に隣接し、首都高速でつながり、羽田空港にも近いという地理的特性から、ホテルシップのポテンシャルがあり、受入れに向けた検討を進めます。しかしながら、専用の旅客用ターミナルがないことから、既存の物流ターミナルを活用した受入のための環境整備（係船柱や防舷材等）が必要です。
- 東日本大震災や熊本地震を踏まえ、首都直下地震等の大規模災害に備えるため、港湾や海岸の防災・減災対策を推進することが必要です。

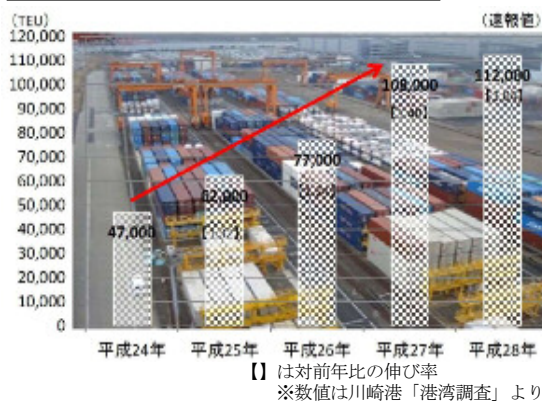
■費用

- 平成30年度事業費 約73億円（国費 約46億円）
 - ・ 臨港道路東扇島水江町線の整備、臨港道路東扇島水江町線関連道路の整備、緊急物資等輸送路の改良、海岸保全施設改良等

■効果等

- 国際競争力の強化及び港湾物流の効率化・高度化に対応した物流機能の強化
- 京浜港における交通ネットワークの充実
- 港の新たな賑わいの創出、市及び港のPR、地域の活性化など
- 大規模災害等に対する防災・減災力の向上

コンテナ取扱量の増加



臨港道路の渋滞状況



川崎港海底トンネル（川崎方面）

海岸保全施設の改良



時間短縮

陸間の改良

大型旅客船（ホテルシップ）



出典：国土交通省ホームページ

この要請文の担当課／港湾局港湾経営部整備計画課 TEL044-200-3061

平成30年度
国の予算編成に対する要請書

平成29年6月発行

編集発行 川崎市財政局財政部資金課

川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044(200)2183